

## 第一部 奉獻の規定

1  
1 ヤーウエはモーセを呼んで、<sup>(2)</sup>会見の幕屋からかれに次のように仰せられた、「イスラエルの子らに告げてかれらに言え、『おまえたちのうちだれかがヤーウエにささげ物を奉獻するときは、家畜のうち

から牛か羊の類を、おまえたちのささげ物として奉獻しなければならない。

2 全焼納祭<sup>(1)</sup> もしその奉獻が牛の全焼納祭であるならば、雄のきずのないものをささげる。会見の

3 幕屋の入口で、ヤーウエにのみみされるように、それをささげる。一その者は全焼納祭の

4 いけにえの頭に手を置く<sup>(4)</sup>。こうして、それは受け入れられ、その者のためのあがないとなる。

5 一次に、その者はヤーウエのみまえに純血の牛をほふり、アロンの子、司祭らは

6 その血を奉獻し、それを幕屋の入口にある祭壇のまわりにうちかける<sup>(5)</sup>。その者は全焼

7 納祭のいけにえの皮をはいで各部に切り分け<sup>(6)</sup>、アロンの子、司祭らは祭壇に火を置き、

8 その火の上にまきをととのえる。一アロンの子、司祭らはその切り分けたものと、頭お

9 よび脂肪とを、祭壇上の火のまきの上にととのえる。一ただしその者はあらかじめ、内臓

【注】(1) 本章の資料の大部分、特に3、5節の内容は、モーセ時代に由来するものであろう。10、11節は、それ以前の原始的な全焼納祭の儀式を反映したものであろう。ノア、アブラハムの場合(創8:20、12:6、13)と比べよ(出10:25、26参照)。6、7節では祭壇上の火を絶やしてはいけないことが述べられているが、本章7節ではそのことはまだ規定されていなかったようである。また、後代では司祭あるいはレビ人がいけにえをほふり、皮をはぎ、切り分けているが(歴下29:34、エゼキエル44:11)、5、7節では奉獻者自身が行なっている。本章の資料が非常に古いことは、以上のことからわかる。2節に述べられている前置きは、動物の全焼納祭だけを前提としている。特に貧しい人々のために、動物のいけにえの代りに鳥が用いられるということは、後のつけ加えであろう(5:7、12、ルカ2:24参照)。(2) この名称の意味については、出29:44参照。

(3) 「ささげ物」に「いけにえ」の語は、流血のささげ物と、無血のささげ物とのどちらにも適用される最も一般的な用語である。本章は旧約時代のすべての奉獻のうちで最上位の全焼納祭のことを論じている。「全焼納祭」という語は、本章では八回出る。この祭においては、ささげ物は完全に焼却され、少しも食用のために残されなかった。最も完全で貴重な動物だけが用いられた。すなわち家畜の中でも、らくだ、ろば、ぶたなど(11:18参照)を除いた清いもの、しかも雄で(3:10節と3:6、5を参照せよ)、きずのないものに限られていた(22:17、28参照)。これらすべてのいけにえは、きたるべきさいけにえ、すなわち十字架上のキリストのいけにえの「影」である(ヘブライ10:1-10)。

(4) この儀式は、奉獻者といけにえの関係をあらわすもので、いけにえ奉獻の効果はその奉獻者に帰せられる。

(5) いけにえにされるものの生命の象徴としての「血」は最も神聖であり、祭壇の石に直接注がれる(17:11、創9:4、申12:3参照)。

(6) 皮をはぐことと切断は、実用的ならびに象徴的な目的をもつ。すなわちそのような処置によって、いけにえを焼却するために祭壇にのせることが容易になる。またその行為は食物の調理を象徴する。皮は司祭に与えられた(7:8)。

と足とを水で洗う。<sup>(7)</sup>全焼納祭として、司祭はこれらすべてを、祭壇の上でくゆらす。これは意にかなうかおりとして、ヤーウエにささげる火納物である。

10 あるいは、もし全焼納祭のささげ物が羊の類、すなわち羊またはやぎであるならば、雄のきずのないものをささげる。<sup>11</sup>その者は祭壇の北側で、ヤーウエのみまえにそれをほふり、<sup>(8)</sup>アロンの子、司祭らは、その血を祭壇のまわりにうちかける。<sup>12</sup>次に、その者はそれを各部に切り分け、司祭はそれに頭および脂肪をそえて、祭壇上の火の上のまきの上にととのえる。<sup>13</sup>ただしその者はあらかじめ、その内臓と足とを水で洗う。司祭はこれらすべてを、祭壇の上でくゆらす。これは全焼納祭である。すなわち意にかなうかおりとして、ヤーウエにささげる火納物である。

14 あるいは、もしヤーウエに奉獻する全焼納祭のささげ物が鳥であるならば、山ばと、または純血の家ばとをささげる。<sup>15</sup>司祭はそれを祭壇へ奉獻し、その首を摘み破り、祭壇の上でくゆらす。ただしその血はあらかじめ、祭壇の側面にしぼり出す。<sup>16</sup>しかしそのえぶくろと羽は取り除き、祭壇の東側にある灰捨て場に捨てる。<sup>17</sup>その翼のところを握ってそれを裂く。しかしそれを引き裂いてはならない。<sup>(9)</sup>司祭はこれを祭壇の上、すなわち火の上のまきの上でくゆらす。これは全焼納祭である。すなわち意にかなうかおりとして、ヤーウエにささげる火納物である。

## 2

## 穀

祭<sup>(1)</sup>

人がヤーウエに穀祭のささげ物を奉獻するときは、そのささげ物は小麦粉とする。その上に油を注ぎ、またその上に乳香を加え、これをアロンの子、司祭らのもとに携える。司祭はその中から、小麦粉一つかみと油と乳香全部を取り出し、この記念の分を祭壇の上でくゆらす。<sup>(2)</sup>これは意にかなうかおりとしてヤーウエにささげる火納物である。しかし穀祭の供え物の残り

(7) 「足」(直訳では脚部)、またはひずめのついた足の下部は、地に触れるため洗う必要があった。

(8) 祭壇の東側には灰の捨て場(15節)と入口があり、西側には洗盤(出30:18)、南側には祭壇へ登る台があったので、幕屋(後代では神殿)の庭のなかで、畜殺のためにいちばんつごうのよい所は、祭壇の北側であった。祭壇への登り台は、おそらく後になってとりつけられたのであろう。

(9) 原文は、「その汚物のはいつた(えぶくろ)」という意味にも解される。しかし種々の古代語訳に読まれるように、象徴的食事の準備としての動物の皮はぎに相当する羽毛の除去と解するほうがよいように思われる。

(10) 動物の切断に相当する。鳥の場合はその部分があまり小さすぎるので、切断されなかった。

[注](1) 土地の産物をもってする無血の供え物は、太古の時代に由来する(カインとメルキゼデクの場合、創4:14参照)。「穀祭の供え物」という術語は、原語では「ミンハ」。最後の預言者マラキが新約の完全な絶え間のない無血奉獻、すなわちミサ聖祭のことを預言するにあたって用いた語は、この「ミンハ」である(マラキ1:13)。穀祭は本章では、他の奉獻祭とは無関係なものとして述べられているが、時代の推移にもなると、動物の奉獻祭に附随するようになり、第二次的なものとなつていった。人々が第二人称単数形で呼ばれているのは、最初の五章中、ただ本章の4:15節だけである。しかし11:15節では複数形。

(2) 「かおりの分」と解し、焼かれる部分に常に含まれている香をさすと考える者もいるが、原文の中では、むしろ「記念の分」、すなわち全体を代表する一部分という意味になっている(3:11、酬恩伴食祭の動物の脂肪、3注1参照)。またささげ物を奉獻する時に用いる公式の最初のことばと解する者もある(申26:3の公式のことば参照)。

は、アロンとその子らのものとなる。これはヤーウエのものとなった火納物で、最も神聖なものである。<sup>(3)</sup>

4 おまえが、穀祭のささげ物として、かまどで焼いたものを奉獻するとき、それは小麦粉に油を混ぜてつくった種なしの輪菓子、または油を塗った種なしのせんべいでなければならぬ。あるいは、もしおまえのささげ物が、平なべで焼いた穀祭の供え物であるならば、それは小麦粉に油を混ぜてつくった種なしのものでなければならぬ。おまえはそれを細かく裂き、その上に油を注がなければならぬ。これは穀祭である。

7 あるいは、もしおまえのささげ物が、深なべで揚げた穀祭の供え物であるならば、それは小麦粉に油を混ぜてつくったものでなければならぬ。おまえはこれらでつくった穀祭の供え物を、ヤーウエのもとに携えなければならぬ。それは司祭に渡され、司祭はそれを祭壇へ持って行く。司祭はその穀祭の供え物のうちから記念の分を取り出し、祭壇の上でくゆらす。これは意にかなうかおりとしてヤーウエにささげる火納物である。しかし穀祭の供え物の残りは、アロンとその子らのものとなる。これはヤーウエのものとなった火納物で、最も神聖なものである。

11 おまえたちがヤーウエにささげる穀祭の供え物は、すべて種を入れてつくったものであってはならない。おまえたちは、パン種もみつも、<sup>(4)</sup>ヤーウエにささげる火納物として、<sup>(5)</sup>くゆらしてはならないからである。一初物のささげ物としては、おまえたちはそれをヤーウエに奉獻してもよいが、意にかなうかおりとして祭壇の上にあげてはならない。おまえは、おまえの穀祭のささげ物のすべてを、塩で味をつけなければならない。おまえの穀祭の供え物に、おまえの神の契約の塩<sup>(6)</sup>を欠いてはならない。すべておまえのささげ物には、塩をそえて奉獻しなければならない。

14 あるいは、もしおまえが穀祭の供え物として初穂をささげるのであれば、火にあぶった穂、<sup>(6)</sup>新鮮なひきわり麦を、初穂の穀祭として奉獻しなければならない。一その上に油を加え、乳香をそえなければならない。これは穀祭である。一司祭はその中から、ひきわり麦と油と乳香全部を記念の分としてくゆらす。これはヤーウエにささげる火納物

(3) 幕屋が聖所と至聖所とに分けられていたように、供え物も神聖なものと、最も神聖なものに区別されていた。司祭だけが、しかも一定の条件のもとに、最も神聖なものを食することができ、その家族たちには許されなかった(6:17-7:17参照)。

(4) パン種とみつによる発酵は墮落の象徴とみなされ、神の祭壇へ奉獻する価値のないものと考えられていた(復活祭のミサの書簡、一コリント5:6-8参照)。

(5) パン種とは反対に、塩は防腐、浄化の象徴(使徒たちはマタイ5:13で、「地の塩」と呼ばれている)。会食に用いられる塩は、とくことのできなない友情の象徴であり、この意味で、契約にあてはめられている。神とイスラエルの間の犯しがたい契約は、「塩の契約」といわれている(民18:19)。

(6) 原文は、「火にあぶった穂、または、新鮮なひきわり麦」とも解される。この意味だとすれば、初物献納に二つの形式があったことになる(23:14参照)。

である。

### 3-1 酬恩伴食祭<sup>(1)</sup>

あるいは、もしその奉獻が酬恩伴食祭である場合には、次のようにする。もし牛をささげるのであれば、雄雌いずれであっても、きずのないものをヤーウエのみまえにささげる。その者はそのささげ物の頭に手を置き、会見の幕屋の入口でそれをほふり、アロンの子、司祭らはその血を祭壇のまわりにうちかける。その者は酬恩伴食祭のいけにえのうちから、ヤーウエにささげる火納物として、内臓をつつむ脂肪と内臓についたすべての脂肪、二つのじん臓とそれについた腰あたりの脂肪、ならびにじん臓とともに切りとった肝臓の小葉をささげる。アロンの子らはこれを祭壇の上、すなわち火の上のまきの上にある全焼納祭のいけにえの上でくゆらす。これは意にかなうかおりとしてヤーウエにささげる火納物である。

6 あるいは、もしヤーウエにささげる酬恩伴食祭のいけにえが羊の類であるならば、雄雌いずれであっても、きずのないものをささげる。もし羊をささげ物として奉獻するのであれば、それをヤーウエのみまえに連れてきて、そのささげ物の頭に手を置き、会見の幕屋の前でそれをほふる。アロンの子らは、その血を祭壇のまわりにうちかける。

9 その者は酬恩伴食祭のいけにえのうちから、ヤーウエにささげる火納物として、その脂

【注】(1) 酬恩伴食祭においては、いけにえの動物の脂肪だけが祭壇上で焼かれ、また司祭に対するそのいけにえの割当がなされたあとで、残った部分が奉獻者およびその家族、または友人によって聖なるうたげとして食された。時々、そのうたげにレビ人、寡婦、孤児、貧者が招かれた(申12<sup>18</sup>16<sup>11</sup>参照)。「伴食」(創31<sup>54</sup>46参照)は、神との親交を表わす(この奉獻のときに食される肉は、7<sup>20</sup>14では「ヤーウエのものである……」<sup>(2)</sup>とされる)。

また仲間とともに行なう宗教上の懇親会をも意味する。祭のときに、聖となつたいけにえの肉を食することは、神によりみされ、受け入れられる(7<sup>18</sup>参照)。本書で「酬恩」と訳されている原語の確実な意味については、いろいろと論議されている。ギリシャ語訳ではこの原語は、箇所によって異なった意味に訳されているが、レビ記の中で普通に(二十八回)用いられている訳語は、「救い」(に対する感謝?)を意味している。ラテン語訳では全体を通じて(ギリシャ語訳ではレビ記以外の箇所)、「平和的」と訳されている。語源には、「終了」または「達成」の意味もある。実際、この酬恩伴食祭は、連続奉獻の場合には、いつでもいちばん最後に執行されている。また、この語は時としては、誓願達成のための奉獻の意味で用いられている(格7<sup>14</sup>、民6<sup>14</sup>)。しかしながら、この語が用いられているすべての箇所から判断して、最も適していると思われる意味は、「酬恩」である。各種の奉獻(賛美、誓願、任意)、儀式の準備、司祭の権利については、7<sup>11</sup>12<sup>28</sup>14およびそれぞれの注参照。なおこの奉獻のときの聖なるうたげは、「主の食卓」、すなわちミサ聖祭の聖体拝領の部の前表である。

(2) 肝臓の小葉は、牛、羊、やぎなどにはあるが、人間や豚にはない。学術上、小網として知られている脂肪の層と解する者もある。大綱は「内臓をつつむ脂肪」である。

(3) 脂肪の多い部分、特にじん臓は感情の所在する所、したがって血の場合と同様、魂または生命が宿っている所とみなされていた(17<sup>節</sup>、1注5、ヨブ19<sup>27</sup>、知1<sup>6</sup>参照)。アラビア語では、「かれはじょうぶで元気だった」と言うかわりに、「かれはじん臓に脂肪をつけていた」と表現する。どの奉獻においても、脂肪は祭壇上で焼かれる。脂肪が神に奉獻されたのは、それが血と同様、神理であるという理由のほかに、最良、最美味な部分であるということもその理由であったようである。羊の脂肪の多い尾(9<sup>節</sup>)が奉獻されるようになったのも、そのためであろう。それは今日でも美味なものとして、さされている。

(4) 毎日行なわれる朝の全焼納祭のこと(出29<sup>38</sup>1、民28<sup>1</sup>1、なお本書6参照)。

肪、すなわち背骨のきわで切りとったあぶら尾の全部、内臓をつつむ脂肪と、内臓についたすべての脂肪、二つのじん臓とそれについて腰のあたりの脂肪、ならびにじん臓とともに切りとった肝臓の小葉をささげる。司祭はこれを祭壇の上でくゆらす。これは食物としてヤーウエにささげる火納物である。

12 あるいは、もしそのささげ物がやぎであるならば、それをヤーウエのみまえに携え、その頭に手を置き、会見の幕屋の前でそれをほふり、アロンの子らは、その血を祭壇のまわりにうちかける。その者はそのうちから、ヤーウエにささげる火納物として、ささげ物、すなわち内臓をつつむ脂肪と内臓についてすべての脂肪、二つのじん臓とそれについて腰のあたりの脂肪、ならびにじん臓とともに切りとった肝臓の小葉を奉獻する。司祭はこれを祭壇の上でくゆらす。これは意にかなうかおりであって、食べ物としてささげる火納物である。

17 脂肪はすべてヤーウエのものである。「おまえたちは脂肪も血もいっさい食べてはならない。これはおまえたちがすべての居住地において代々永久に守るべきおきてである」。

4 1 (一) 大司祭の場合 ヤーウエはモーセに次のように仰せられた、  
2 償 罪 祭<sup>(1)</sup> 「イスラエルの子らに告げよ、『人が不注意から罪を犯し、ヤーウエ

3 の定めた禁令の一つにそむいたときは、次のようにする。すなわ

ち、もし油を注がれた司祭が罪を犯して民にとがを及ぼすならば、かれはその犯した罪のために、きずのない純血の雄牛を償罪祭のいけにえとしてヤーウエにささげる。その雄牛を会見の幕屋の入口に連れて行き、ヤーウエのみまえにいたり、その雄牛の頭に手を置き、それをヤーウエのみまえでほふる。「油を注がれた司祭はその雄牛の血を取り、

(5) 尾の太い種類の羊は、今日なおパレスチナ地方に産し、尾の脂肪が十キログラムに達するものもある。

(6) この概括的なおきての詳細は、7<sup>22-27</sup>に述べられる。そこでも本節同様、第二人称複数形でしるされる。

【注】(1) 4章と5章は罪とがを償うための祭、すなわち「償罪祭」と「償過祭」について論じている。公然と故意に神にそむく罪は償うことができず、死または破門の罰をうける(民15<sup>30-31</sup>)。その他の罪、たとえば人間的弱さ、不注意、全くの無知などによる罪は、いけにえを奉獻することによって償われる。「償罪祭」(4-5<sup>13</sup>)は、罪を犯す意志がなくても、とにかく神のおきて(祭儀上の規定、軽卒な誓約、律法上の不浄などに關するもの)を破った者がその罪の償いとして奉獻するものである。この「償罪祭」は「償過祭」よりも一般的なもので、時として同一の目的のために、全焼納祭や殺祭といっしょに執行されるように定められている(民15<sup>24</sup>)。5<sup>14-16</sup>に扱われている「償過祭」は、十分の一税の不払いや他人の物品を盗むなどの罪を犯した場合、その損害賠償(常に二割加算)も含めて、神に対するとがの償いとして奉獻するものである。「償過祭」の原語「アシャム」は、動詞としては「とがまたは責任を負う」(だいたいにおいて悪意のない場合の罪に対して)という意味で本章と次章に用いられている(5注。参照)。イザヤ53<sup>10</sup>には、キリストが自らを「アシャム」にする、すなわちキリストがその死によってわれわれのとがを償うということが予言されている。このような意味において、聖パウロは「罪を知らなかった者(キリスト)を罪となされた」と言ひ(二コリント5<sup>21</sup>)、民の場合の「償罪祭」を引き合いに出して、イエズスが「宿営地の外」(ヘブライ13<sup>11</sup>)で苦しみを受けたと述べている(レビ4<sup>5-12</sup>、16、18、21、16、27参照)。

(2) 「油を注がれた司祭」と呼ばれる大司祭は、神のみまえでは民の代表者であるため、民と一体をなすものとみなされている。したがって、大司祭のための償罪祭と民のための償罪祭(15<sup>14</sup>節)は同じ。

6 それを会見の幕屋の中に携える。一司祭は指を血にひたし、聖所の幕の前でその血をヤ  
 7 ーウエのみまえに、七たびふりかける。一次に司祭はヤーウエのみまえで、会見の幕屋  
 8 の中にある芳しい香壇の角に血を塗る。その雄牛の血の残りはすべて、会見の幕屋の入  
 9 口にある全焼納祭壇のもとに注ぐ。一次にその償罪祭の雄牛から、すべての脂肪を取り  
 10 出す。すなわち内臓をつつむ脂肪と内臓についたすべての脂肪、二つのじん臓とそれに  
 11 ついた腰のあたりの脂肪、ならびにじん臓とともに切りとった肝臓の小葉を、一酬恩伴食  
 12 祭の牛の場合と同様に取り出す。司祭はこれらを全焼納祭壇の上でくゆらす。一その雄  
 13 牛の皮とそのすべての肉、ならびに頭と足、内臓と汚物、すなわちその雄牛の残り全部  
 14 は宿营地の外に運び出し、灰を捨てる清い場所にいたり、それをまきの上で火をもって  
 15 焼きつくす。すなわち灰を捨てる場所<sup>(4)</sup>で焼きつくす。

13 (二) 民の場合 あるいは、もしイスラエルの全会衆が不注意からあやまちを犯し、その  
 14 ことに民自身が気づかなくても、ヤーウエの定めた禁令の一つにそむいてとがを得、  
 15 その犯した罪が知られるようになったならば、民は純血の雄牛<sup>(5)</sup>を償罪祭のいけにえとし  
 16 てささげ、これを会見の幕屋の前に連れて行く。一会衆の長老らは、ヤーウエのみまえ  
 17 でその雄牛の頭に手を置き、その雄牛をヤーウエのみまえでほふる。一油を注がれた司  
 18 祭はその雄牛の血を会見の幕屋の中に携え、一司祭は指をその血にひたし、幕の前でヤ

18 ウエのみまえに、七たびふりかける。一次に会見の幕屋の中のヤーウエのみまえにある  
 19 祭壇の角に血を塗る。その血の残りはすべて、会見の幕屋の入口にある全焼納祭壇のも  
 20 とに注ぐ。一次にそれから脂肪をすべて取り出し、祭壇の上でくゆらす。かれはその  
 21 雄牛に対して、さきの償罪祭の雄牛の場合と同様に行なう。このように、かれは行な  
 22 う。司祭はこのように、かれらのためにあがないをする。こうして、かれらはゆるされ  
 23 る。一次に雄牛の残りは宿营地の外へ運び出し、はじめの雄牛を焼きつくしたように、  
 24 それを焼きつくす。これは民の償罪祭である。

(三) 首長の場合<sup>(6)</sup> もし首長が罪を犯し、不注意からかれの神ヤーウエの定めた禁令の

(3) 幕のうしろにはケルブ像に守られた契約のひつががあり、ヤーウエの玉座を表わしていた(出25:10-22:37:1-9、サムエル上4:4)。

(4) いけにえの肉は食物としては最も神聖なもので、清い状態にある司祭だけが、それを食することに  
 16 いた。しかし大司祭または民の償罪祭の場合には、清い状態の司祭はひとりもないので、いけにえはすべて焼か  
 17 れる(6:19参照)。「清い場所」とは律法上の清い場所のこと(5:11参照)。

(5) サマリア五書とギリシャ語訳は、23:28-32節の場合と同様、「きずのない」を付している。ここではしるされ  
 18 てはいないが、当然その意味に解すべきである。

(6) 「首長」と訳されている原語のもつ普通の意味は、創17:34の場合と同様「族長」または「一地方の支配  
 19 者」である。しかしここではエゼキエル44:45:17、特に22節のように、全民の長という意味で用いられているのかも  
 20 しれない。その奉献物は大司祭や民がささげる物より劣る。すなわち雄牛のかわりに雄やぎが用いられ、散血の儀  
 21 式もはるかに簡単である。聖職権と俗権との区別上、首長のための償罪祭は幕屋の庭に設けられた全焼納祭壇で行  
 22 なわれ、幕屋内では何の儀式も行なわれない。

23 一つにそむいてとがを得た場合、その犯した罪がかれに知らされるならば、ささげ物としてきずのない雄やぎを連れて行く。一かれはそのやぎの頭に手を置き、全焼納祭のいけにえをほふる場所で、ヤーウエのみまえにそれをほふる。これは償罪祭である。一司祭は指で償罪祭のいけにえの血を取り、これを全焼納祭壇の角に塗り、残りの血を全焼納祭壇のもとに注ぐ。一次に酬恩伴食祭のいけにえの脂肪の場合と同様に、その脂肪をすべて祭壇の上でくゆらす。このように司祭は、首長がその罪から免かれるように、かれのためにあがないをする。こうして、かれはゆるされる。

27 (四) 一般人の場合<sup>(7)</sup> あるいは、もし一般人のある者が、不注意からヤーウエの定めた禁令の一つにそむいてとがを得た場合、一犯した罪がかれに知らされるならば、その犯した罪のためのささげ物として、きずのない雌のやぎを連れて行く。一その者はその償罪祭のいけにえの頭に手を置き、全焼納祭のいけにえをほふる場所でそれをほふる。一司祭は指でその血を取り、これを全焼納祭壇の角に塗り、残りの血をすべて祭壇のもとに注ぐ。次にその者は、酬恩伴食祭のいけにえから脂肪をはぎとるときと同じように、そのすべての脂肪をはぎとり、司祭はこれを祭壇の上でくゆらし、ヤーウエの意にかなうかおりとする。このように司祭は、その者のためにあがないをする。こうして、その者はゆるされる。

32 あるいは、もしその者が償罪祭のためのささげ物として、小羊を奉獻するのであれば、雌のきずのないものを連れて行く。一その者はその償罪祭のいけにえの頭に手を置き、全焼納祭のいけにえをほふる場所で、償罪祭のいけにえとしてほふる。一司祭は指で償罪祭のいけにえの血を取り、それを全焼納祭壇の角に塗り、残りの血をすべて祭壇のもとに注ぐ。一次にその者は、酬恩伴食祭の小羊から脂肪をはぎとるときと同じように、そのすべての脂肪をはぎとり、司祭はこれを祭壇上のヤーウエの火納物の上でくゆらす。このように司祭は、その者の犯した罪について、その者のためにあがないをする。こうして、その者はゆるされる。

5 (五) 特殊の場合<sup>(1)</sup> 人が証人として言わなければのろわれるという声<sup>(2)</sup>を聞きながら、も

(7) 一般人のための償罪祭は首長の場合と同じ。しかし奉獻物は一段格下げされ、雄やぎの代りに雌やぎまたは小羊が用いられる。雄は支配と権威という概念に、雌は服従という概念に結びつけられたものである。一注1後部で述べた鳥の場合(全焼納祭の動物の代り)と同様、5:7-13で鳥、さらに小麦粉が貧者の償罪祭のために代用されるという記事も後のつけ加えであろう。

【注】(1) 1-6節は4:27の概括的記事を敷衍したもので、後のつけ加えである。7-13a節(結びのことは4:26-31, 35の場合と同じ)は、この部分よりも先に4:35につけ加えられたものである。1-6節が4:35と5:7(はと奉獻)との間にさしこまれているのは、4章後部の場合と同様、雌の羊またはやぎがいけにえとして要求されているからである。ここに出てくる儀式上の新しい要素は、とがについての公の告白である(5節)。このことは他の箇所では民5:1に述べられているだけであるが、償罪祭においては常に必要条件となっていたようである(16:21参照)。

(2) 直訳では「のろいの声」。士17:2にこのようなろいの例が見られる(格29:24も参照)。

- し見たり知ったりしたことを証言しないで罪を犯し、悪を負うとき、
- 2 あるいは、人がすべて汚れたもの、すなわち汚れた野獣の死体、あるいは汚れた家畜の死体、あるいは汚れたはうものの死体に気づかず触れ、それを知ることになって、<sup>(3)</sup>とがを得るとき、
- 3 あるいは、その者が人を汚すどのような人の汚れにせよ、人の汚れに気づかずに触れ、それを知ることになって、とがを得るとき、
- 4 あるいは、人が軽々しく悪をなそう、善をなそうとくちびるで誓い、たとえそれがどんなことにせよ、気づかずに軽々しく誓い、それを知ることになって、「これらの一つについて」とがを得るとき、<sup>(4)</sup>
- 5 これらの一つについて、とがを得るときは、罪を犯したことを告白し、<sup>6</sup>その犯した罪に対するとがの償い<sup>(5)</sup>のため、羊の類から雌のもの、すなわち雌の羊または雌のやぎを、償罪祭のいけにえとして、ヤーウエに奉獻する。司祭はその者がその罪から免かれるように、その者のためにあがないをする。
- 7 (六) 一般人の場合(続き)<sup>(6)</sup> あるいは、もしその者が羊の類をささげる余裕がなければ、犯した罪に対するとがの償い<sup>(7)</sup>のために、山ばと二羽、または純血の家ばと二羽を、ヤーウエに奉獻し、一羽を償罪祭のいけにえとし、他の一羽を全焼納祭のいけにえとする。

すなわち、その者はそれを司祭のもとに携え、司祭は償罪祭のためのものを、先にささ

- (3) ヘブライ語原文では「それを知ることになって」ではなく、「不浄となり」。文法上このような意味ではあるが、次の二つの理由から本訳のように修正したほうがよいように思われる。(1) 続く二つの節の並行箇所と表現が同じ。(2) もし修正せずに「不浄となり」と読めば、汚れた動物の死体に触れただけで、償罪祭が要求されることになる。このような場合には、ただ衣服を洗い夕方まで待つということが定めとなっている(11:24, 28, 40および注12参照)。したがって、4節の並行箇所の場合と同様、知らずに不浄なものに触れ、自分を清めることを知らずに怠り(17:16参照)、そのような状態で聖所にはいり、または儀式にあずかり(民19:13参照)、あとで「それを知ることになった」とき、知らずにまねいた汚れを償うために、償罪祭を行なわなければならないという意味のようである。3節の人間の不浄物に触れた場合については、15:11, 19, 24参照。ちなみに、ナジル人(民6:1, 11)と司祭(エゼキエル44:27)が人の死体によって汚れた場合には、償罪祭が行なわれることになっている。
- (4) ここで罪とされるのは、果すことのできない事をしようという軽率な誓いである(軽率な誓願については、伝5:1参照)。「悪をなそう善をなそう」ということは、「それがなんであろうとかまわすする」または「自分のためになること、あるいは害になることをする」という意味に解される。かゝる中のごときは、次節の語句がまちがって書きこまれたものであろう。
- (5) 「とがの償い」はヘブライ語では「アシャム」<sup>14</sup>節以下に述べられている償過祭の場合に適用される術語。ここに述べられていることは、どちらかというところ、償罪祭に関するもので、この語が本節と7節に用いられていることは、当を得ていないようにみえる。「アシャム」がここに用いられているのは、償罪祭と償過祭との律法上の区別(4注1参照)がなされる以前の古い用法のなごりであると説明する者もある。また他方では、この律法上の区別が後に忘れられてしまったころの用法であると説く者もある。しかし「損害賠償」という含みをもつ術語「とがの償い」は、特に前節に結びつけられたものである、と考えられないことはない。なぜなら、前節の軽率な誓い(前注参照)の不履行は、相手に損害を与えたこととなるからである。

(6) 4注7後部参照。

(7) この術語はここでも適当でないようにみえる(注5参照)。この語「とがの償い」を訂正して、本章11節お

9 げる。かれはその頭を切り離さず、首すじのところを摘み破り、償罪祭のいけにえの血を祭壇の側面にふりかける。残りの血は祭壇のもとにしぼり出す。これは償罪祭である。一次にかれは、第二のものを定めにしたがって、全焼納祭のいけにえとする。このように司祭は、その者が犯した罪から免かれるように、その者のためにあがないをする。こうして、その者はゆるされる。

11 あるいは、もし山ばと二羽、または純血の家ばと二羽をも、手に入れることができないならば、犯した罪のためのささげ物として、償罪祭のために、小麦粉十分の一エフア<sup>(8)</sup>を携える。その者は、それに油をそえることも、乳香を加えることもしない。これは償罪祭だからである。その者はそれを司祭のもとに携え、司祭はその中から一つかみを取り、記念の分としてそれを祭壇上のヤーウエの火納物の上でくゆらす。これは償罪祭である。「このように司祭は、その者がこれらの一つについて犯した罪のため、その者のためにあがないをする。こうして、その者はゆるされる。そしてその残りは、穀祭の供え物と同じように、司祭のものとなる」。

14 ヤーウエはモーセに次のように仰せられた、<sup>(9)</sup>「人が背信をなし、償過祭<sup>(9)</sup> 不注意からヤーウエの聖物について罪を犯すときは、そのとがの償

いのために、おまえの値積り<sup>(11)</sup>にしたがひ、聖所のシケルで銀二シ

16 エケル<sup>(12)</sup>に当るきずのない雄羊を、その群れの中から取り、償過祭のいけにえとしてヤーウエに奉献する。「その者は聖物について罪を犯したので、その埋めあわせをし、なおそれにその五分の一をつけ加えて司祭に渡す。司祭は償過祭の雄羊をもって、その者の

よび 4:23<sup>22</sup> の場合と同様、「ささげ物」と読む者が多い。ギリシヤ語訳では、「(その者が犯した)罪のために」となっている。「犯した」に続く本節の「罪に対する」と11節の「罪のため」は、ヘブライ語原文にはない。これを原文からの脱落とみなす者もある。しかし、並行箇所の本章、節および 4:3<sup>20a</sup> (4:14<sup>23a</sup> 参照) の表現にならった省略体であると考えればじゅうぶんであろう。

(8) 一エフアは三六・四四リットル。十分の一エフアは約三・五リットル。

(9) 本章における「償過祭」という語は、聖物または隣人の所有物に及ぼした損害に対する償いという意味を含んでいるようである(4注1参照)。この含みはこの語の術語としての特徴のようである。この特徴が明白でない箇所は、14:14<sup>17</sup> など(らい病者の場合)、民 6:12 (ナジル人の場合)、本章、7節(注5?参照)。以上の箇所では、悪意の有無にかかわらず、「とがまたは責任を負う」というさらに基本的な思想が唯一の意味となっている。

(10) 11節にくり返し用いられているこの表現は、特に全能の神に対する不信実を意味する。この二箇所では、神の所有権に対する侵害、すなわち直接には聖物を冒すこと(汚聖、一例として22:11参照)、間接には隣人の所有権をおかすことなどを意味している。

(11) レビ記の中でこの語につけられている「おまえの」という第二人称単数代名詞は、律法上の意義をもっていただろうが、その意味不明(27:2以下参照)。本節中の奉献物の値に関する箇所は、後のつけ加え、すなわち償いのために雄羊を現物でささげる必要がなくなり、金で納めるようになった時代に由来するものと考えられる(列下12:17参照)。そういうふうに考えれば、「おまえ」はモーセをさし、神がモーセに語っていることになる。

(12) ラテン語訳とラビたちの意見による。かれらはこの語を、古代に用いられた両数形として読んでいる。この語を複数形として読めば、「数シケル」(少なくとも二シケル)の意味となり、司祭がその数を決定することになる。「聖所のシケル」は、売買に用いられる普通のシケルと値が異なる(出30:13参照)。

ためにあがないをする。こうして、その者はゆるされる。

17 あるいは、もし人がヤーウエの定めた禁令の一つにそむき、罪を犯したときは、たとえそれを知らなくても、その者はとがを得、悪を負う。「その者はおまえの値積りにしたが、きずのない雄羊を群れの中から取り、償過祭のいけにえとして、それを司祭のもとに連れて行く。司祭はその者が知らずに不注意からあやまちを犯したことについて、その者のためにあがないをする。こうして、その者はゆるされる。これは償過祭である。その者は確かにヤーウエに対してとがを得たからである」。

18 ヤーウエはモーセに次のように仰せられた、「人が罪を犯し、ヤーウエに対して背信をなし、すなわち預かり物、抵当物、奪った物について、同胞を欺き、あるいはその同胞をしいたげ、あるいは落し物を拾ってもそれについて欺き、これらについて偽って誓うなど、すべて人がそれを行なって罪となることの一つをしたときは、すなわち罪を犯しとがを得たときは、その者は、奪い取った物、預かった物、拾った落し物、または偽って誓ったすべての物について、じゅうぶんに埋めあわせをし、なおそれに、その五分の一をつけ加え、その償過祭の日にならばそれを持ち主に返す。「そしてヤーウエに対するとがの償いのために、おまえの値積りにしたが、群れの中からきずのない雄羊を取り、償過祭のいけにえとして、それを司祭のもとに連れて行く。司祭はヤーウエのみまえ

で、その者のためにあがないをする。こうして、行なってとがをまねいたことがなんでもあっても、その者はゆるされる」。

6

(一) 日常の全焼納祭

ヤーウエはモーセに次のように仰せられた、

2 司祭の守るべき

「アロンとその子らに命じて次のように言え、『全焼納祭の規定は

3 奉 献 規 定

次のとおりである。全焼納祭のいけにえは、祭壇の火床の上に夜も

(13) 17-19節は、償罪祭にすべきか、償過祭にすべきか、はっきりしない場合を取りあげているようである。このような場合には償過祭を行なうか、あるいはそれに相当する金額を司祭に支払うべきである。罰金支払について何も述べていないのは、その被害が明らかでないからである。これらの節を次節以下に述べられる細目の序文と解する者もいる。

(14) ギリシヤ語訳とラテン語訳では、本節から6章が始まり、ヘブライ語原文の章節の番号と異なる。ラテン語訳は7章からは原文と同じ。ギリシヤ語訳は8章から原文と同じ。

(15) 「ヤーウエ」がかり合いにされているのは、それぞれの場合になされる誓い(次節)のゆえである。

(16) 二割加算の損害賠償は、ハムラビ法典や出21:37, 22:3, 12の規定よりもはるかに寛大である。しかしハムラビ法典と出エジプト記からうかがえることは、自白がなくても律法が適用されたことである。ここでは、自発的な告白が前提となっている。このように賠償条件を比較的寛大にして、損害賠償といけにえ奉獻を奨励している。この規定は民5:10にさらに詳しく述べられている。

【注】(1) 6-7章は、奉獻(1-5章に概括的に述べられている)のときの司祭の守るべき義務、および司祭の分

け前について述べている。

(2) 朝夕ささげる日常の全焼納祭について規定している出29:38-42, 民28:3-8参照。ここに強調されている司祭



ち小麦粉十分の一エファを絶えずささげる供え物とし、その半分を朝に、他の半分を夕にささげなければならぬ。それは平なべで油とともによくこねてつくられたものでなければならぬ。おまえはそれを焼いた供え物として携え、細かく裂いてヤーウエの意にならうかおりとしてささげなければならぬ。かれの子らのうち、油注がれてこれについて司祭となる者は、これを行なわなければならぬ。これは永久のおきてである。これをヤーウエにささげる全納物としてくゆらさなければならぬ。司祭の供え物はすべてこのように全納物とし、これを食べてはならない」。

(四) 償罪祭 ヤーウエはモーセに次のように仰せられた、<sup>15</sup>「アロンとその子らに告げよ、『償罪祭の規定は次のとおりである。償罪祭のいけにえは、全焼納祭のいけにえをほふる場所<sup>(8)</sup>で、ヤーウエのみまえにほふらなければならぬ。これは最も神聖なものである。償罪祭のいけにえをささげる司祭が、これを食べなければならぬ。すなわち会見の幕屋の庭の神聖な所で、これを食べなければならぬ。その肉に触れる者はすべて聖となる。衣服にその血がかかったときは、おまえはそのかかった物を神聖な所で洗い清めなければならない。』<sup>(9)</sup>それを煮た土の器は、割らなければならぬ。もし青銅の器で煮たのであれば、それをみがいて、水ですすがなければならぬ。司祭らのうちのすべての男子は、これを食べることができぬ。これは最も神聖なものである。』<sup>(10)</sup>

かし聖所であがないをするために、その血が会見の幕屋へ携えられた償罪祭のいけにえは、すべてこれを食べてはならない。それは火で焼きつくさなければならぬ。<sup>(11)</sup>

## 7 1 (五) 償過祭

償過祭についての規定は次のとおりである。<sup>2</sup>これは最も神聖なもので

常の穀祭のことを扱ったもので、前の部分(7-11節)に類似したものであろうと。また、この部分は七日間続いた叙任祭期間中の毎日の奉献のことを意味しているのだと説く者もある(8<sup>35</sup>、出29<sup>35-37</sup>参照)。しかし「……日に」を「……日から」の意味に解するか(7<sup>35</sup>参照)、あるいは本来一日と規定されていたものが、後に日常の奉献となったのだと考えるほうがよいようである(シラ45<sup>4</sup>参照)。後年、大司祭は日常の供え物を自分でささげず、金品で納めた。

(7) ここだけに出るこの原語の意味は全く不明。本訳中の「焼いた」という訳語は、ユダヤ伝来の説明による。ギリシヤ語訳では「巻きパン」。この原語と少し前の「よくこねる」という意味の原語とは、古代メソポタミア語かもしれない。

(8) 祭壇の北側。11とその注参照。

(9) 注4参照。神聖なものに触れて聖となった物を汚さないためである。これと同じ理由から、次節には、うわぐすりのかかっていない土器を用いた場合には、使用後それを割ることが規定されている。土器は其中で煮るものをいくぶんか吸収し、また高価な物ではないからである。

(10) 19節と7<sup>7</sup>では、償罪祭や償過祭を執行する司祭が、そのいけにえの肉を受けることになっているが、司祭がひとりて全部を食べなければならないという意味ではない。他の人々に相伴してもらうことができる。しかし本節と7<sup>7</sup>にあるように、司祭仲間だけに限られる。この種の奉献物は「最も神聖なもの」であり(2注3参照)、神とその代理者である司祭たちだけに帰すべきものだからである。これに反して酬恩伴食祭においては、司祭の分け前は(7<sup>31-34</sup>)、その家族にも与えられる(10<sup>14</sup>)。

(11) このような例外は、大司祭と民のための償罪祭の場合である(4<sup>5-11</sup>、12<sup>16-21</sup>、16<sup>27</sup>)。なぜならば、とががなく奉献物を食べるのできる者は、このような場合にはひとりもないからである。

ある。全焼納祭のいけにえをほふる場所で、償過祭のいけにえをほふらなければならぬ。司祭はその血を祭壇のまわりにうちかけなければならぬ。次にそのすべての脂肪、すなわちあぶら尾、内臓をつつむ脂肪、二つのじん臓とそれについた腰のあたりの脂肪、ならびにじん臓とともに切りとった肝臓の小葉をささげなければならぬ。司祭はこれをヤーウエにささげる火納物として、祭壇の上でくゆらさなければならぬ。これは償過祭である。「司祭らのうちのすべての男子は、これを食べることができる。これは神聖な所で食べなければならぬ。これは最も神聖なものである。」

7 司祭の権利

償罪祭も償過祭もその規定は同じであって、これらのいけにえは、それをもつてあがないを行なう司祭のものとなる。「司祭がある人のために全焼納祭をさ

さげる場合、かれがささげたいけにえの皮は、その司祭のものとなる。「かまどで焼いたすべての穀祭の供え物、深なべ、または平なべでつくったすべてのものは、これをささげる司祭のものとなる。「穀祭の供え物はすべて、油をませたものも、かわいたものも、ひとしくアロンのすべての子らのものとなる。」

11 (六) 酬恩伴食祭

ヤーウエにささげる酬恩伴食祭の規定は、次のとおりである。<sup>12</sup>も

しこれを賛美のためにささげるのであれば、油をませてつくった種なしの輪菓子と、油を塗った種なしのせんべいと、よくこねた小麦粉に油をませてつくった菓子とを、賛美

13 の伴食祭のいけにえとともにささげるものとする。「なおパン種を入れた輪菓子<sup>(3)</sup>を、その賛美の酬恩伴食祭のいけにえとともに、ささげ物として奉獻する。「それぞれのささげ物から、一つずつ取って奉納物としてヤーウエにささげる。これは酬恩祭のいけにえの血をうちかける司祭のものとなる。」

15 その賛美の酬恩伴食祭のいけにえの肉は、それをささげた日のうちに食べなければならぬ。

【注】(1) 儀式執行者としての司祭に焼いた菓子や揚げた菓子(9節)、他方、司祭一般にただの小麦粉(5<sup>11</sup>、民5<sup>15</sup>参照)や油をませた小麦粉(10節)とが与えられているが、その理由は不明。後者は前者よりはるかに量が多かったというのが理由であったのかもしれない。あるいは後者は料理されていないので、非番の司祭らの食糧にあつたためであったのかもしれない。

(2) 酬恩伴食祭(3注1参照)には三種の奉獻がある。(イ)特に国祭日に神を賛美し、神の恵みを感謝するためのもの(11<sup>15</sup>節、なお詩107〔106〕特に21<sup>22</sup>節参照)、(ロ)困窮の時に立てた誓願を果すためのもの(16節、なお詩106〔105〕特に18<sup>19</sup>節参照)、(ハ)国祭日であるためにささげるのでもなく、個人的誓願のためのものでもなく、とにかく律法の拘束をうけず、「任意のささげ物」(16節)として自発的に奉獻するもの。しかしこの区別は後の聖書記者たちによって必ずしも守られたわけではない。またこの三種の奉獻は酬恩伴食祭にだけ限られず、全焼納祭にも適用されている。22<sup>17</sup>、民15<sup>1-16</sup>、詩66〔65〕14<sup>14</sup>参照。とにかくここに規定されているのは、次の三項目である。(イ)「賛美奉獻」のためには、必ず祭祭の供え物が動物のいけにえに付加されるべきこと(11<sup>15</sup>節)。(ロ)伴食会の時間的制限(16<sup>18</sup>節)。(ハ)肉および伴食者の律法上の清浄(19<sup>21</sup>節)。

(3) 奉獻者はパン種を入れた輪菓子をついた司祭に渡し、あとでいけにえの肉とともにそれを食べた(パン種を入れた輪菓子が奉獻されるもう一つの例については23<sup>17</sup>参照)。パン種を入れたものを祭壇上でくゆらすことは禁じられている(2<sup>11</sup>、ただしアモス4<sup>5</sup>参照)。

16 らない。少しでもあくる朝まで残してはならない。「あるいは、もし伴食祭のささげ物が誓願または任意のものであるならば、伴食祭をささげた日にそれを食べ、その残りは17 あくる日に食べることができ(4)る。」「ただし、伴食祭のいけにえの肉の残りは、三日目には火で焼きつくすものとする。」「また、もしその酬恩伴食祭のいけにえの肉を三日目に少しでも食べるならば、それはよみされず、また奉献者の利益ともならず、むしろいと(5)わしい物とみなされ、それを食べる者は悪を負うであろう。

19 汚れた物(6)に触れた肉も食べることなく、火で焼きつくさなければならぬ。いけにえの肉は、すべて清い者がこれを食べる。「汚れをもっているときに、ヤーウエのものである酬恩伴食祭のいけにえの肉を食べる者は、その身内から断たれる(7)。「また人が、すべて汚れた物、すなわち人間の汚れ、あるいは汚れた獣、またはすべて汚らわしいもの(8)に触れ、ヤーウエのものである酬恩伴食祭のいけにえの肉を食べるときは、その人は身内から断たれる』」。

22 脂肪と血についての禁令 ヤーウエはモーセに次のように仰せられた、23「イスラエルの子らに告げよ、『おまえたちは、牛、羊、やぎのどの脂肪(9)も食べてはならない。」「自然に死んだもの、および野獣に裂き殺されたものの脂肪は、いかなることに使ってもよいが、決して食べてはならない。」「だれでもヤーウエに火納物としてささげる獣の脂肪を食べ

26 るならば、それを食べる者はその身内から断たれるからである。」「またおまえたちはそのすべての居住地で、鳥にせよ獣にせよ、その血を食べてはならない(10)。「血を食べる者はだれでも、その身内から断たれる』」。

28 司祭(11)の分 ヤーウエはモーセに次のように仰せられた、29「イスラエルの子らに告げよ、『酬恩伴食祭のいけにえをヤーウエにささげる者は、その酬恩伴食祭のいけにえの中

(4) 時間的制限の根本の理由は、いけにえの肉が腐りかけて、その聖性を汚すことのないようにするためである。賛美奉献の場合には、その行事が他の場合よりも神聖であり、いっそう公の性格をもつという理由から、一日に限られ、そのために多くの伴食者、特に貧者が招かれた。これに反して、誓願奉献と任意奉献は個人的なもので、招かれる者は少なく、また時間的制限もゆるめられている。

(5) 「いとわしい物」は宗教的意義をもつ術語で、制限日数を越えた古い肉のこと(19)、エゼキエル44参照。

(6) 物および人の不浄については、11—15章参照。

(7) 共同体からの除外、ある場合には死刑を意味する。しかしここでは、宗教的破門あるいはアブラハムの子孫に約束されている特権と祝福からの除外という意味で用いられている。この表現がはじめて出るのは創17(本章次節、なお17参照)。

(8) 110—112に詳述されているように、この語は種々の不浄な魚、鳥、虫、はう動物(5参照)、特にそれらの死体に適用される。

(9) 奉献された脂肪の多い部分のこと。33—34、49—50、14—17とその注3参照。他の脂肪、たとえばこれらの動物の肉についたもの、および奉献用として用いられない清い動物の脂肪はすべて食べることができた。

(10) 血を食べてはいけないという禁令は、脂肪の場合よりも広範囲にわたる。その由来も後者よりは古いようである(創9参照)。17章は血についての禁令とその理由を論じている(特に1711—12節とその注4参照)。

(11) 22—24節によって中断された28—34節は、酬恩伴食祭に関する規定の続きである。

30 から、ささげ物をヤーウエに奉献しなければならぬ。「その者はヤーウエにささげる  
 火納物を手ずから携えなければならぬ。すなわちその脂肪と胸を携えてきて、その胸  
 31 を献納物としてヤーウエのみまえに取っておかれるようにする。「司祭はその脂肪を祭  
 32 壇の上でくゆらす。その胸はアロンとその子らのものとなる。「右のものは、おまえた  
 33 ちの酬恩伴食祭のいけにえの中からおまえたちがこれを取り、謝礼として司祭に与えな  
 34 ければならぬ。「アロンの子らのうち、酬恩祭のいけにえの血と脂肪とをささげる者  
 35 は、自分の分として右のものを受け取る。」「わたしはイスラエルの子らの酬恩伴食祭のい  
 36 けにえの中から、その献納の胸と謝礼のをもとを取り、司祭アロンとその子らに、かれ  
 37 らがイスラエルの子らから永久に受けるべき分として与えたのである」。

結び<sup>(14)</sup>

35 これは、アロンとその子らが、司祭としてヤーウエにささげられた日から、  
 36 ヤーウエの火納物のうちから受けるべき分である。「すなわちこれは、かれらが油を注  
 37 がれた日にヤーウエが命じたことであって、イスラエルの子らから受けるものである。  
 これはかれらが代々永久に守るべきおきてである。

以上は、全焼納祭、穀祭、償罪祭、償過祭、叙任祭、酬恩伴食祭の規定である。<sup>(16)</sup>こ  
 れは、モーセがシナイの荒野でヤーウエにささげ物を奉献すべきことをイスラエルの子  
 らに命じた日に、ヤーウエがシナイ山<sup>(17)</sup>でモーセに命じたことである。

(12) 胸は心臓を包んでいるので、ある程度、血の神聖さにあずかるものと考えられていたのであろう。胸は、  
 イスラエル人がささげる酬恩伴食祭のすべてのいけにえの中から司祭一般に与えられるもので(34節参照)、司祭と  
 その家族が食べるようになっていた(10節参照)。「献納物」という原語の本来の意味は「取っておくこと」、「別  
 38 としておくこと」。後のユダヤのラビたちはこの語を誤訳し、「揺り動かすこと」の意味に解している。「揺り動かすこ  
 と」は神への奉献と神からの受けもどしを表わすために、奉献物を祭壇に向かつてさし出して後、手前に引く動作  
 のこと。この誤訳から考え出された儀式は、「掃祭」と呼ばれている。このような意味は、出29<sup>24-26</sup>、レビ8<sup>27-29</sup>(次  
 39 注参照)に述べられている叙任祭の場合の特別な動作を誤解したことから生じたのかもしれない。このような意味  
 は民8<sup>11-15</sup>においては全然あてはまらない。なぜならそこでは、レビ人が全イスラエル人からの「献納物」として  
 ヤーウエに奉献され、ヤーウエのものとなるべきことが規定されているからである(本章16<sup>10</sup>節、民3<sup>9,45</sup>参照)。

(13) 右もも(胸と同様、上等の部分、サムエル上9<sup>24</sup>参照)は、儀式を執行する司祭に直接謝礼として与える  
 ことになっている。「謝礼」という原語(14節)の「奉納物」も同じ、なお民18<sup>16</sup>(参照)の語根の意味は「上げるこ  
 と」。そのため、後の律法学者たちは、「献納物」の場合に「掃祭」という儀式を考え出したように、この場合も誤っ  
 て、「奉祭」という新しい儀式を考え出している。叙任祭の場合、司祭自身が奉献者であるから、儀式執行者とし  
 てのモーセだけが(その時代までの司祭一般を代表する意味で)、献納物の胸を自分の分として受ける(出29<sup>26</sup>、レ  
 40 ビ8<sup>28</sup>)。その他の奉献物は、まず叙任される者らの手に渡され、次にモーセの手に返され、新司祭のための特別全  
 焼納祭として祭壇上で焼くつくされる。奉献物が叙任される者たちに渡されるのは、かれらが叙任式後は奉献物を  
 祭壇にささげたり、あるいは受けたりする権利をもつということを象徴するものである(8注9参照)。

(14) 本書の中で35<sup>1-38</sup>節がはじめて、神自身のことばとして用いられている(35<sup>10</sup>節)は、次  
 章への橋渡しである。あとの部分(37<sup>1-38</sup>節)は、ここでは最初の七章全体の要約となっているけれども、厳密には、  
 ここにあげられている奉献の種類(順序)からみて(注17参照)、6-7章の要約である。

(15) ギリシャ語訳とラテン語訳では、この語に「かれらが注油によって与えられるべき分」の意味をもたせて  
 「注油」と訳している。本訳の意味はこれとは異なる語根に基づいたものである。

(16) 6<sup>12-16</sup>とその注56参照。

(17) この語と「会見の幕屋から」(1)とが調和しないということは、37<sup>38</sup>節がただ6-7章だけに關するも  
 のだというもう一つのあらわれである。

## 第二部 アロンとその子らの司祭叙任<sup>①</sup>

8 1

### 叙任の準備

ヤーウエはモーセに次のように仰せられた、<sup>2</sup>「おまえはアロンと

3

のパン種を入れない食べ物<sup>②</sup>を用意し、<sup>1</sup>会見の幕屋の入口に全会衆を

4

集めよ」。

モーセはヤーウエが命じたとおりにした。そして会衆は会見の幕屋の入口に

5

集まった。そこでモーセは会衆に言った、「これはヤーウエがせよと命じたことである」。

6

そしてモーセはアロンとその子らを近づかせ、かれらを手で洗った。かれはアロン

に長い服を着せ、帯をしめ、衣をまとわせ、またエフォドをつけて、エフォドのひもを

8

しめ、それをもってエフォドを身に結びつけ、次に胸当をつけて、その胸当にウリムとト

9

ンミムを入れ、その頭にミトラをかぶらせ、そのミトラの前に金の薄板の飾りのある神

聖な冠をつけた。これはヤーウエがモーセに命じたとおりにである。<sup>3</sup>

10

モーセは注ぎ油を取り、御住まいとそのうちにあるすべての物に

11

注油式 油を注いでこれらを聖別した。またかれはそれを七たび祭壇にふ

りかけ、祭壇とそのすべての器具、および洗盤とその台に注いでこ

レ ビ 記

12

れらを聖別した。また注ぎ油をアロンの頭に注ぎ、かれに注油してこれを聖別した。<sup>4</sup> 13

次にモーセはアロンの子らを近づかせ、かれらに長い服を着せ、帯をしめ、ターバンを巻

いた。これはヤーウエがモーセに命じたとおりにである。

【注】(1) 第二部は、出エジプト記に示されている「シナイ山における契約」に関する記事の続きで、第一部「奉

献の規定」によって中断されたかっこうになっている。8-10章は、形式上は、他の多くの章のように、律法を扱

ったものというよりは、むしろ歴史を扱ったものである。すなわち、出28:1-29:40:15に示されているヤーウエの

命令を、モーセが実行したということをしるしている。本章3:17:28節などおよび9章には、「ヤーウエがモーセに

命じたとおりに」という語句がみられる。モーセは、預言者また契約の仲介者として、叙任式を執行し、奉獻物をさ

さげる。

(2) これについては、出29:2に詳しく示されている。

(3) 大司祭アロンのための祭服と装身具は出28:4にあげられ、その造り方は出28:1-39に詳述されている。これ

らのものが指示どおり造られたことは、出39:1-14に示されている。特にエフォド(出28:6)、胸当(出28:15)なら

びにウリムとトンミム(出28:30)、飾りつきのミトラ(出28:37)についての各注参照。一般司祭の祭服(13節)の

ことは、出28:44に指示されている。

(4) 注ぎ油の製法は出30:23-25に指示され、その指示どおり造られたことが出37:23に示されている。ここに非

常に簡単にするされている幕屋、祭壇ならびに付属物に対する注油は、出29:30-32、30:26-29、40:9-11の命令を実行したも

のである。

8, 13

レ ビ 記

(5) 出28:40:15、レビ7:30:10では、一般司祭も油を注がれて聖別されたことが示される。あるいは暗示されて

いる。このことは後に定められたものか、あるいは大司祭に対する方法よりも簡単な方法(たとえば、注ぐのでは

なく、やりかける)を意味するものであろう。本節と出29:7では大司祭だけが油を注がれている。レビ4:5:16:15な

どの「油を注がれた司祭」は、大司祭を意味する。

14 (一) 償罪祭 償罪祭の雄牛が前に出され、アロンとその子らはそ  
 15 叙任のときの 償罪祭の雄牛の頭に手を置いた。一そしてそれはほふられた。モ  
 三種の奉獻 一セはその血を取り、それを指で祭壇の四すみの角につけ、祭壇を

16 がないをした。<sup>(6)</sup>一次にモーセは内臓についたすべての脂肪、肝臓の小葉と二つのじん臓  
 17 とその脂肪とを取り、これを祭壇の上でくゆらした。一ただしその雄牛の皮と肉と汚物  
 などは、宿营地の外で火をもって焼きつくした。これはヤーウエがモーセに命じたとお  
 りである。

18 (二) 全焼納祭 全焼納祭の雄羊が連れてこられ、アロンとその子らはその雄羊の頭に  
 19 手を置いた。一そしてそれはほふられた。モーセはその血を祭壇のまわりにうちかけた。

20 雄羊は各部に切り分けられ、モーセはその頭と切り分けたものと脂肪とをくゆらした。

21 またモーセはその内臓と足とを水で洗い、その雄羊をことごとく祭壇の上でくゆらした。  
 これは意になうかおりとしての全焼納祭であり、ヤーウエにささげる火納物であった。  
 これはヤーウエがモーセに命じたとおりである。

22 (三) 叙任祭 またほかの雄羊、すなわち叙任祭の雄羊が連れてこられ、アロンとその  
 23 子らは手をその雄羊の頭に置いた。一そしてそれはほふられた。モーセはその血を取っ

24 てアロンの右の耳たぶと、右手の親指と、右足の親指とにつけた。<sup>(10)</sup>一モーセはアロンの  
 子らを近づかせ、その血をかれらの右の耳たぶと、右手の親指と、右足の親指につけた。  
 25 次にモーセはその残りの血を祭壇のまわりにうちかけた。一またかれはその脂肪、すな  
 わちあぶら尾、内臓についたすべての脂肪、肝臓の小葉、二つのじん臓とその脂肪、お  
 26 よび右のものもとを取り、ヤーウエのみまえにあったパン種を入れない食べ物のごから

(6) 大司祭のための普通の償罪祭(4.1)とは異なり、いけにえの血は幕屋の中に携えられない。また香壇の  
 角ではなく、幕屋の外に全焼納祭の祭壇の角に塗られる。

(7) あがないのための特別奉獻としての全焼納祭は、祭壇奉仕にあたらうとするアロンとその子らの全奉獻を  
 表わしたものである。

(8) 叙任の儀式は、酬恩伴食祭(穀祭も含む、26節)の形にならった叙任祭をもって最高頂に達し、会食をも  
 って完結する(31節)。しかし普通の酬恩伴食祭とは次の点で異なる。(一) 血は祭壇にうちかけられる前に、奉獻者  
 につけられ(14.7)のらい病がいた者の再奉獻の場合と同じ、後に血と油が奉獻者とその衣服にふりかけられ  
 る。(二) 胸は、司祭階級を代表するモーセの所得となり、残りの司祭の分(8.26)なお7.14.32参照)は、この場合、  
 謝礼としてではなく、ヤーウエに直接「献納」されるものとして脂肪とともに祭壇上で焼かれる(7.注13参照)。

(9) この語は7.27ですでに用いられている(7.注16参照)。また本節以下にも四回出る(28.29.31.33節)。「叙任」と  
 訳されている原語は、直訳では「満たすこと」の意。この原語は33節で「叙任する」と訳されている表現(直訳で  
 は「手を満たす」)に由来する(16.32.21.10、なお出28.41.29.29.33参照)。アロンとその子らの手が脂肪と司祭の分とで  
 満たされたことは(27節)、かれらが奉獻物をささげる職権と司祭の分に対する権利とを受けたことを象徴する。こ  
 の儀式は、現代の叙品式における「聖器授与式」に多少符合する。

(10) 「耳」で神のことは聞き、「手」で神のみ旨を行ない、「足」で神の道を歩むようにとの意味である。司  
 祭は幕屋の構内では素足になることになっていた(出3.5参照)。

種なしの輪菓子一つと、油つきのパンの輪菓子一つと、せんべい一つとを取って、かの脂肪と右のものの上に置いた。「かれはそのすべてをアロンの手とその子らの手に渡し、それらをヤーウエのみまえに献納物として取っておいた。一次にモーセはこれらをかれらの手から取って祭壇上の全焼納祭のいけにえの上でくゆらした。これらは意にかなうかおりとしての叙任祭であり、ヤーウエにささげる火納物であった。モーセはその胸を取り、これを献納物としてヤーウエのみまえに取っておいた。それは叙任祭の雄羊のうちからモーセが受ける分であった。これはヤーウエがモーセに命じたとおりである。

30 散血、散油、会食 モーセは注ぎ油と祭壇上の血を取り、これをアロンとその衣服、およびその子らとその衣服とにふりかけ、アロンとその衣服、およびその子らとその衣服とを聖別した。<sup>(11)</sup>

31 モーセはアロンとその子らに言った、「わたしが、『アロンとその子らはそれを食べなければならぬ』と命じたとおりに、あなたがたは、会見の幕屋の入口でその肉を煮て、それを叙任祭のかごの中のパンとともに、そこで食べなさい。あなたがたは残った肉とパンを火で焼きつくさなければならない。

### 七日間の叙任祭

あなたがたは叙任祭が終る日まで七日間、会見の幕屋の門から外へ出てはならない。あなたがたを七日間にわたって叙任するからで

33

34 ある。「きょうあなたがたのあがないのために行なわれたことは、ヤーウエがせよと命じたとおりである。あなたがたは会見の幕屋の入口に七日間、昼も夜もどまり、ヤーウエのさとしを守らなければならない。そうすれば死ぬことはないであろう。<sup>(13)</sup>わたしはそのように命じられたからである。アロンとその子らは、ヤーウエがモーセを通じて命じたことをことごとく行なった。

### アロンの執行する初奉獻

準備 八日目になって、モーセはアロンとその子ら、およびイスラエルの長老ら<sup>(12)</sup>を呼び集め、「アロンに言った、『償罪祭のため

9

1

(11) この儀式は出29<sup>11</sup>においては、散血(4節)の直後に行なわれたようにしるされている。

(12) 本章に述べられている儀式が全部、七日間毎日執行されることになっていたものか、あるいは出29<sup>11-16</sup>に述べられているように、償罪祭を執行することと祭壇に対して血と油をかけることだけがくり返し行なわれることになっていたものかは不明。おそらくすべての儀式が毎日行なわれたのであろう。

(13) 注9参照。

(14) 10章では、神はおきてを守らない者に対して即死の罰を与えている。

【注】(1) 前の二章とは異なり、本章に述べられているアロンの初奉獻に関するヤーウエの命令は、出エジプト記にはしるされていない。本章は、見たところ、1-7章に述べられた各種奉獻についてのあらましのようである。ただ一つあげられていない奉獻は償過祭である。この奉獻は特殊などが償うためのものであり、叙任に関する記事の中では当を得ないからである。

(2) 後の書入れと考えるか、あるいはサマリア五書とギリシャ語訳にあるように、3節の「イスラエルの子ら」を改めて1節3節ともに「イスラエルの長老ら」と読む者が多い。

3 雄羊を取り、ヤーウエのみまえにささげなさい。またイスラエルの子らにこのように言  
 いなさい、『償罪祭のために雄やぎを、全焼納祭のために一歳<sup>3)</sup>のきずのない若い雄牛と小  
 4 羊とを取れ。また酬恩祭のために雄牛と雄羊を取り、これらをヤーウエのみまえにほ  
 ふれ。また油をませた穀祭の供え物を取れ。きょうヤーウエがおまえたちに現われるか  
 らである』<sup>4)</sup>。

5 かれらはモーセが命じたものを会見の幕屋の前に携えてきた。全会衆は近づき、ヤ  
 6 ウエのみまえに立った。モーセは言った、「これは、ヤーウエがおまえたちにせよと  
 7 命じたことである。そうすれば、ヤーウエの栄光が現われるであろう」。またモーセは  
 アロンに言った、「祭壇に近づき、あなたの償罪祭と全焼納祭をささげ、あなたと民<sup>5)</sup>のた  
 めにあがないをしなさい。また民のささげ物を奉献し、かれらのためにあがないをしな  
 さい。これはヤーウエが命じたことである」。

8 (一) 司祭のための奉献<sup>6)</sup> アロンは祭壇に近づき、自分のために償罪祭の若い雄牛をほふ  
 9 った。アロンの子らはその血をかれにさし出した。そこでかれは指をその血に浸し、  
 10 それを祭壇の角に塗り、残りの血を祭壇のもとに注いだ。また償罪祭のいけにえの脂  
 肪とじん臓、および肝臓の小葉とを祭壇の上でくゆらした。これはヤーウエがモーセに  
 11 命じたとおりである。「その肉と皮とは宿営地の外で火で焼きつくした。」

12 アロンは全焼納祭のいけにえをほふり、アロンの子らはその血をかれに渡した。かれ  
 13 はそれを祭壇のまわりにうちかけた。次にかれらは全焼納祭のいけにえ、すなわち切  
 14 り分けたものと頭をかれに渡した。かれはそれらを祭壇の上でくゆらした。またかれは  
 その内臓と足を洗い、それらを祭壇上にある全焼納祭のいけにえの上でくゆらした。  
 15 (二) 民のための奉献 次に民のささげ物が奉献された。アロンは民のための償罪祭の  
 16 いけにえのやぎを取り、前と同様にこれをほふり、罪の償いのためにささげた。次に  
 17 全焼納祭のいけにえが奉献された。アロンは定めにしたがってこれを行なった。次に穀  
 祭の供え物が奉献された。アロンはその中から一つかみを取り、祭壇の上でくゆらした。  
 18 これは朝の全焼納祭とは別である。<sup>7)</sup>「かれはまた民のためにささげられる酬恩伴食祭の

(3) ユダヤ人たちは、「一歳未満」の意味であると言っている。

(4) 23-24節参照。

(5) ギリシヤ語訳では、「……とあなたの家族」(16注参照)。大司祭がとがを犯した場合、またそれを償う場合、常に民は連累者とみなされる(4、参照)。聖パウロは新約の大司祭としてのキリストの優位性を指摘するにあたって、キリストが、アロンとは異なり、まず自分自身のためにいけにえを奉献する必要のなかったことを述べている(ヘブライ7注)。

(6) アロンのための償罪祭は、8:14に述べられていることとほとんど符合する。異なる点は、ここでは、アロンの子らがアロンの手伝いをしてること、およびいけにえの頭に手が置かれていないことである。大司祭のための普通の償罪祭(4:12)との相違については8注6参照。

(7) 毎朝執行される全焼納祭と穀祭については、6、とその注2、参照。本章は初奉献についての歴史の記事と

いけにえの雄牛と雄羊とをほふり、アロンの子らはその血をかれに渡した。かれはそれを祭壇のまわりにうちかけた。一次にかれらは、雄牛と雄羊の脂肪、すなわちあぶら尾、内臓をつつむもの、じん臓、肝臓の小葉を渡した。すなわちかれらはこれらの脂肪を二つの胸の上に置いたのである。その脂肪は、アロンが祭壇の上でくゆらし、その胸と右のももは、アロンが献納物としてヤーウエのみまえに取っておいた。これはモーセが命じたとおりである。

22 アロンの祝福、ヤーウエの火 アロンは民に向かって手を上げ、かれらを祝福し、  
23 償罪祭、全焼納祭、酬恩祭をささげ終って降りた。モーセとアロンは会見の幕屋にはい  
24 り、また出てきて民を祝福した。するとヤーウエの栄光がすべての民に現われた。ヤー  
ウエのみまえから火が出て、祭壇上の全焼納祭のいけにえと脂肪とをことごとく焼きつ  
くした。すべての民はこれを見て歓呼し、ひれ伏した。

10  
1 ナダブとアビフ アロンの子ナダブとアビフとは、それぞれ自分の香炉を取ってこ  
2 の罪と死<sup>(1)</sup> れに火を入れ、その上に香を置き、ヤーウエの定め以外の別の火を  
そのみまえにささげた。するとヤーウエのみまえから火が出てか  
3 れらをなめつくし、かれらはヤーウエのみまえに死んだ。その時

モーセはアロンに言った、「ヤーウエはこう仰せられた。すなわち、

「わたしはわたしに近づく者のうちに、わたしの聖性をあらわし、  
すべての民の前に栄光を示すであらう」。

いうよりは、むしろ通例の叙任式をしるしたものであると考えた編者によって、この部分がかこにつけ加えられたとみなす者が多い。しかしながら——穀祭を全焼納祭と同じように考えることは適当ではないが——6<sup>11-16</sup>にする  
されている全く焼きつくされる穀祭(6注5<sup>6</sup>参照)をさしているのだと考えられないことはない。

(8) この語を後のつけ加えと考える者が多い。7注13参照。

(9) このような祝福のときとなえられることは、民6<sup>21</sup>かにもみられる。アロンが祝福後祭壇から降りたとあるが、出27<sup>1</sup>によれば、祭壇の高さは三アンマ、すなわち約一・五メートル。

(10) モーセがアロンを会見の幕屋に連れてはいったことは、今日の司教着座式において新司教が大聖堂にはいるときの荘厳な式に似たようなものである。幕屋の中でモーセとアロンは、神の栄光が叙任認証のしるしとして、民の上にあられるように折ったのかも知れない。

(11) 出16<sup>7-10</sup> 24<sup>17</sup> 29<sup>43</sup> 40<sup>34-38</sup>参照。幕屋における「神の栄光」は普通は雲の形で現われたので、次節の「火」はこの栄光の雲から出たのかも知れない。

(12) このヤーウエの火は、10<sup>13</sup> 14節などに述べられているいけにえ焼却を完了させたものであろう。あるいは、10<sup>13</sup> 14節などでは火が用意されず、ヤーウエの火だけがいけにえを焼きつくしたとも考えられる。そうだとすれば、10<sup>13</sup> 14節などの焼却の記事は、第二回目からの叙任祭儀を描いた後代のつけ加えであろう。奉獻がよみされたという類似例については、士6<sup>21</sup>、列上18<sup>30-39</sup>、歴上21<sup>26</sup>、歴下7<sup>1-3</sup>参照。

【注】(1) ナダブとアビフはアロンの長男と次男である。モーセがシナイ山に登った時、かれらは父アロンに同伴して登っている(出24<sup>1</sup>)。かれらは規定に反したことをしたわけであるが、死の原因は、9<sup>24</sup>の火と異なるものをささげたためか、出30<sup>9-14</sup> 38に反する異なる香をささげたためか、規定外の全焼納祭を執行したためか、あるいは執行の時間、方法がまちがっていたためかは不明。

(2) 衣服を焼くことなく(5節参照)人を殺す雷電のように、この「火」はナダブとアビフを殺した。民11<sup>1</sup> 16<sup>35</sup>、列下1<sup>10</sup> 12参照。

(3) 神のこのことばと全く同じものは他の箇所には見られないが、類似した表現はある(出19<sup>22</sup>、レビ22<sup>32</sup>、エ

4 アロンは黙っていた。モーセはアロンのおじウジエルの子、ミシャエルとエルザパ  
ン<sup>(4)</sup>とを呼び寄せてかれらに言った、「近づいて、おまえたちの兄弟を聖所から宿営地の外  
5 へ運び出さない」。かれらはモーセが命じたように、近づいてかれらをその長い服の  
まま宿営地の外へ運び出した。

6 モーセはアロンとその子ら、エレアザルとイタマルに言った、「あ  
司祭、服喪を  
あなたがたは髪を乱したり、衣服を引き裂いたりしてはならない。あ  
7 禁じられる<sup>(5)</sup>  
あなたがたが死ぬことのないように、また神が全会衆を怒ることのな  
いたためである。しかしあなたがたの兄弟、イスラエル家の者はすべ  
7 て、ヤーウエが火を出して焼いたことを嘆くがよい。「あなたがたは死ぬことのないよ  
うに会見の幕屋の門から外へ出てはならない。ヤーウエの注ぎ油があなたがあの上にあ  
るからである」。かれらはモーセのことばどおりにした。

8 ヤーウエはアロンに次のように仰せられた、「おまえもおまえの  
司祭、飲酒を  
子らも会見の幕屋にはいるときは、死ぬことのないように、ぶどう  
9 禁じられる<sup>(6)</sup>  
酒および人を酔わせる飲物を飲んではならない。これはおまえたち  
が代々永久に守るべきおきてである。「これはおまえたちが神聖な

10 ものと俗なもの、汚れたものと清いものとを区別し、「ヤーウエがモーセを通じてイスラ  
11 ものと俗なもの、汚れたものと清いものとを区別し、「ヤーウエがモーセを通じてイスラ

12 エルの子らに仰せられたすべてのおきてを、かれらに教えることができるためである」。  
モーセはアロンとその残っている子エレアザルとイタマルに語っ  
た、「ヤーウエの火納物のうちから穀祭の供え物の残りを取り、パ  
ン種を入れずに祭壇のかたわらで食べなさい。これは最も神聖なも  
13 のだからである。「これはヤーウエの火納物のうちから、あなたとあなたの子らの受け

ゼキエル28<sup>(2)</sup>参照)。神はご自分に近づく司祭には一般人よりも大きな聖性を要求し、かれらがおきてにそむいた場  
合には、きびしく罰してご自分の聖性をかれらのうちにあらわす。

(4) 血族関係については出6<sup>18,19</sup>参照。ナダブとアビフの死体を運び出すために、その近親者のうちから司祭  
でない者が指名されたわけである(次注参照)。儀式の最中であつたため、かれらは白布に包まれることなくそのま  
まの服装で、葬儀なしに埋られている。

(5) この禁令の理由は民19<sup>1-2</sup>に示されている。司祭は奉獻の儀式をすませていないので、死者にかかわつ  
て律法上の不浄を帯くことのないように注意しなければならなかつた。髪を乱したり衣服を引き裂いたりして嘆く  
ことや(創37<sup>44</sup>参照)、幕屋の門外に出て埋葬に立ちあうことは禁じられている。しかし後には、司祭の服喪に  
ついての禁令は緩和され、一般司祭(大司祭を除く)の近親者の死の場合、かれらに服喪を許している(21<sup>1-12</sup>)。

(6) この記事も同様に司祭に対する禁令であるので、服喪禁令のあとにさしこまれたのであろう。エゼキエル  
44<sup>(2)</sup>参照。ここにこの禁令が示されていることから、ナダブとアビフは、酔って聖務を行なつたために罰せられ  
たのであろうという説がある。本章、特にこの二つの禁令は、前に示されている祭儀に関する章節と、律法上の  
清浄と聖性に関する後の章節との橋渡しの役をなしている。

(7) この部分は、9章に述べられている叙任式の八日目の行事についての描写の続きである。この描写は、ナ  
ダブとアビフの罪と死の記事によって中断されたかっこうになっている。

る分であるから、あなたがたはこれを神聖な所で食べなければならぬ。わたしはこのように命じられたのである。また献納の胸と謝礼のものは、あなたとあなたのむすこと娘たちが清い所で食べなければならない。これはイスラエルの子らの酬恩伴食祭のいけにえの中から、あなたとあなたの子らの受けるべき分として与えられるものだからである。一かれらは謝礼のものと献納の胸を、<sup>(8)</sup>それらがヤーウエのみまえに献納物として取っておかれるように、火納の脂肪とともに携えなければならない。これは、あなたとあなたの子らが永久に受けるべき分である。これはヤーウエが命じたことである」。

<sup>16</sup> モーセは償罪祭のやぎを捜し求めた。見よ、それはすでに焼かれ  
償罪祭の肉 っていた。そこで、かれは残っているアロンの子エレアザルとイタマ

<sup>17</sup> についで<sup>(9)</sup> ルに向かい、怒って言った、「なぜおまえたちは償罪祭のいけにえ

を神聖な所で食べなかったのか。それは最も神聖なものであって、

おまえたちが会衆の悪を負って、ヤーウエのみまえにかれるためにあがなひをするよ  
<sup>18</sup>うに、おまえたちに賜った物ではないか。一見よ、その血は聖所の中へ携えられな  
<sup>19</sup>った。わたしが命じたようにおまえたちはそれを神聖な所で食べるべきだったのだ」。<sup>(10)</sup>ア  
ロンはモーセに話した、「考えてみてください。かれらはきょう償罪祭と全焼納祭のいけ  
にえをヤーウエのみまえにささげましたが、このようなことがわたしにふりかかってき

ました。もしわたしがきょう償罪祭のいけにえを食べていたならば、ヤーウエの目によ  
<sup>20</sup>いと思われたでしょうか」。<sup>(11)</sup>モーセはこれ聞き、このことをよいと思った。

<sup>(8)</sup> この用語の意味については、7注<sup>13</sup>参照。

<sup>(9)</sup> モーセが捜し求めたやぎは、9<sup>15</sup>のいけにえのやぎのことである。焼いてはいけにえのやぎの肉を、9  
11にならって宿营地の外で焼いたのである。しかし、ナダブとアビフの惨事があったので、そのあとで焼かれた  
ということは、もちろんのことである。司祭のための償罪祭の場合には、9<sup>11</sup>のようにいけにえは全く焼かれる。他  
の償罪祭の場合には、4<sup>16</sup>のとおりに、若干の血が幕屋内に運ばれた時にかぎり、全く焼かれることになつて  
<sup>(6)</sup>参照。その他の場合には、司祭がいけにえの肉を食べつくすことよつて儀式は終了した。モーセの問いに  
対するアロンの答え(9節)からわかるように、アロンに責任がある。しかしモーセは、多分アロンの大司祭とし  
ての面目を傷つけないために、その子らだけを責めたのであろう。また<sup>18</sup>節でモーセが、「わたしがヤーウエから命  
じられたとおりに」(8<sup>35</sup>10<sup>13</sup>のように)と言わずに、「わたしが命じたように」(8<sup>9</sup>参照)と言ったのも同じ理由か  
らである。

### 第三部 律法上の清浄<sup>①</sup>

11 1

(一) 四つ足の獣<sup>②</sup>

ヤウエはモーセとアロンに告げてかれらに仰

2 清い動物と

せられた、「イスラエルの子らに次のように言え、『地に住むすべて

3 清くない動物

の獣のうち、おまえたちの食べることでできる生き物は次のとおり

4

のである。一ひずめの分れた獣のうち、そのひずめが二つに裂けたも

5

ので、しかも反すうするものはすべてこれを食することができ。一しかし、次のもの

6

は食べてはならない。すなわち、ただ反すうするもの、あるいは、ただひずめの分れた

7

ものである。らくだ、これは反すうするものであるが、ひずめが分れていないから、お

8

まえたちには汚れたものである。一岩だぬき、これは反すうするものであるが、ひずめ

9

が分れていないから、おまえたちには汚れたものである。一野うさぎ、これは反すうす

10

るものであるが、ひずめが分れていないから、おまえたちには汚れたものである。一ぶた、

11

これはひずめの分れたもので、しかもひずめが二つに裂けたものであるが、反すうしな

12

いから、おまえたちには汚れたものである。一おまえたちはこれらの肉を食ってはなら

13

ない。またその死体に触れてはならない。これらはおまえたちには汚れたものである。

9 (二) 水生動物<sup>⑤</sup>

水に住むすべてのもののうち、おまえたちは次のものを食することが

10

できる。すなわち海でも川でも、すべて水に住むもので、ひれとうろこのあるものは、

11

これを食することができ。一海でも川でも、すべて水に群がるもの、およびすべて水

12

に住む生き物のうち、ひれとうろこのないものは、おまえたちには汚らわしいものであ

【注】(一) 前の各章に述べられてきた祭儀に関する記事は、16章につながる(16参照)。この中間にさしこまれてい

る11-15章は、律法上の清浄に関する概括的な規定を述べたものであるが、ナダブとアビフが規定を無視したた

めに罰されたという記事のすぐあとにきているので、両者はほどよくつながっている。またこの部分は、全イスラエ

ルの罪をあげた祭儀を述べている16章とも調和する。本章4節中の「わたしは聖であるから、おまえたちは聖と

ならなければならない」という語句は、これらの規定がもうけられた基本的理由となっている。11-15章の主題

は、(一) 清い動物と清くない動物(11章)、(二) 出産(12章)、(三) らい病(13-14章)、(四) 性の問題(15章)であ

る。

(二) 動物の中で最も清いものとみなされていたのは、ヤウエ礼拝のさいにいけにえとして用いられる牛と羊

であった。3節に述べられているのは、牛、羊の特徴であり、これが清い動物と清くない動物とを区分する基準と

なっている。清い動物の名は申14<sup>1-4</sup>にあげられている。

(三) 本章における動物の分類は、当時の科学知識によるもの。岩だぬきとうさぎは、反すう動物のようにあご

を動かすので、ねりかむものの中に入れられている。

(四) ぶたがユダヤ人にとって特に汚らわしいものとされた理由は(マカベ下 6:18-21参照)、それが異教の祭

式に用いられたためかもしれない(イザヤ 65:4, 66:17参照)。

(五) 水に住む清いものと清くないものとを区別するにあたっては、それがへびに似ているかどうかはその基準

とされたようである。へびは清くない動物の典型的なもので、創世記では神にのろわれている(創3:1とその注参照)。

11 する。「これらは汚らわしいものであるから、その肉を食べてはならない。またその死体  
12 も汚らわしいものとしなければならぬ。「水に住むものでひれとろうこのないものは  
すべて、おまえたちには汚らわしいものである。」

13 (三) 鳥 鳥のうち、おまえたちは次のものを汚らわしいものとしなければならぬ。

14 またか、みさご、<sup>(6)</sup>とび、あらゆる種類のはやぶさ、<sup>15</sup>あらゆるすべての種類のからす、  
15 だちよう、よたか、かもめ、あらゆる種類のたか、<sup>16</sup>ふくろう、う、みみずく、<sup>17</sup>白ふく

16 だちよう、よたか、かもめ、あらゆる種類のたか、<sup>17</sup>ふくろう、う、みみずく、<sup>18</sup>白ふく  
17 ろう、荒野ふくろう、はげたか、<sup>19</sup>ここのとり、あらゆる種類のさぎ、やつがしら、<sup>(7)</sup>こ  
18 もり。<sup>(8)</sup>

20 (四) 羽のある虫<sup>(9)</sup> 羽があつて四つ足で歩く虫は、おまえたちには汚らわしいものであ

21 する。「しかし羽があつて四つ足で歩く虫のうち、うしろ足が高く、折れ曲つていて、そ  
22 れで地の上をはねるものはすべてこれを食べることが出来る。「すなわち羽があつて四  
つ足で歩く虫のうち、次のものを食べることが出来る。あらゆる種類の移住いなご、あ  
23 らゆる種類のソラムいなご、あらゆる種類のハルゴルいなご、あらゆる種類のハガブ  
いなご。<sup>(10)</sup>」しかし、羽があつて四つ足をもつ虫はすべて、おまえたちには汚らわしいもの  
である。

24 四つ足の獣<sup>(11)</sup> おまえたちは次のものによって汚れたものとなる。

25 死体による不浄 すべてこれらの死体に触れる者は夕まで汚れる。「すべてこれらの死  
体を運ぶ者は、その衣服を洗い清めなければならない。その者は夕

(6) これらの鳥の名は、ことと申<sup>14</sup>だけに出る。そのうちのあるものは、現在われわれが見る鳥のうちの  
どれに相当するかは不明。共通の特徴は、それらが不浄な死体の肉を食つて生きていること、あるいは人の住まな  
い不浄な廃虚に住んでいることである。

(7) 頭にはえている羽毛のために、八つの頭があるようにみえる鳥のこと。  
(8) こうもりは鳥のように飛ぶので、鳥の一種とみなされている。注<sup>3</sup>参照。

(9) 20-23節の「虫」の原語は、普通は「節のように」「群がるもの」と訳される。同語を<sup>20</sup>31-41節では「はうも  
の」と訳した。ここで羽のある虫が「四つ足で歩くもの」として描かれているが、これは単に、それらの虫には羽  
があるけれども、鳥のように二つの足で立つて歩かず、はつて歩くので四足動物のようなものだ、ということ在意  
味したのかもしれない。あるいは、大本の足をもつ羽のある虫が、いなごと同じように考えられて、前の四本の足  
は歩くためのものであり、うしろの二本の足ははねるためのものだともなされたのかもしれない。

(10) 聖書には九種類のいなごあげられている(特にヨエル<sup>1</sup>、ナホム<sup>3</sup>参照)。そのうちここにしるされ  
ている四種類は食用とされた(マタイ<sup>3</sup>参照)。第一にあげられているいなごは、エジプトにおける第八の災いと  
なったものである(出<sup>10</sup>1)。次の二種類はここに出るだけである。これらのいなごについては名称は、ヘブ  
ライ語からとつたものである。

(11) 食用に供してはならない動物についての指示は、41-47節に続いて述べられ、そこで結ばれている。食用に  
供される動物のことが述べられたあとに、ここに、別の点から見た不浄のことがしるされている(24-40節)。すな  
わち動物の死体に触れた場合の不浄のことである。死は腐敗をまねくので、不浄である。このことは、人の死の場  
合にもあてはまる(21-、民<sup>19</sup>11参照)。これらの被造物とは異なり、ヤーウエは「生ける神」である(申<sup>5</sup>

26 まで汚れる。<sup>(12)</sup>「ひずめの分れた獣であっても、ひずめが二つに裂けていないもの<sup>(13)</sup>、または反すうしないものはすべて、おまえたちには汚れたものである。すべてこれらに触れる者は汚れる。」「また四つ足で歩く生き物のうち、足の裏のふくらみで歩くものはすべて、おまえたちには汚れたものである。すべてこれらの死体に触れる者は夕まで汚れる。その死体を運ぶ者は、その衣服を洗い清めること。この者は夕まで汚れる。これらはおまえたちには汚れたものである。」

29 小動物の死体 地をほうもの<sup>(14)</sup>のうち、次のものはおまえたちには汚れたものである。

30 すなわち、もぐら、ねずみ、あらゆる種類のとげ尾とかげ、<sup>(15)</sup>とかがげ、大とかげ、やもり、砂とかげ、カメレオン。」「はうもの<sup>(15)</sup>のうちでこれらはすべて、おまえたちには汚れたものである。これらのものが死んでいる場合、それに触れる者はすべて夕まで汚れる。」「またいかなる物の上に落ちて、それが死んでいる場合、その物は汚れる。その物が木の器、衣服、皮、袋であろうと、どんな仕事に使う器であろうと、水に入れなければならぬ。それは夕まで汚れているが、そののち清くなる。」「またそれらのものが土の器の中に落ちたならば、その中にあるものはすべて汚れる。おまえたちはその器をこわさなければならぬ。<sup>(16)</sup>」「またすべてその中にある食べ物で、水にひたされているものは汚れる。またすべてこのような器の中にある飲み物もみな汚れる。」「またいかなるものの上にも

れらの死体が落ちて、そのものは汚れる。そのものが、かまどであろうと、七輪であろうと、こわさなければならぬ。それらは汚れていて、おまえたちには汚れたものである。」「しかし泉、または水のたまった水だめは清い。しかしその死体に触れる者は汚れる。」「またこれらの死体が、まく種の上に落ちて、それは清い。<sup>38</sup>ただし種の上に

26、詩84「83」、など。この不浄のことはだいたい、(イ) 清くない大きな動物(24-28節)、(ロ) 清くない小さな動物(29-37節)、(ハ) 死んだ清い動物(38-40節)に分類される。鳥と虫はあげられていない。

(12) サマリア五書では、水浴も必要条件となっている。ギリシヤ語訳では、40節に水浴のことがつけ加えられている(17章、特に15-16節、なおヨハネ2:2参照)。

(13) 例、馬とろば。これらは死んだ時だけ不浄とされる。24節参照。次節の「足の裏のふくらみで歩くもの」の例は、犬、きつね、しし、くま。

(14) 普通には「群がるもの」と訳されている。注9前半参照。この原語と、「はうもの」を意味する原語とは、実際には、同じ意味で用いられている。

(15) ここにあげられている八つの動物のうち、他の箇所にも見られるのは「ねずみ」だけである(例、サムエル上6:4)。残りの多くは、古代語訳と近代語訳において多様に訳されているので、それらが現存する動物のどれに相当するかは不明。終りの六つはとかげの種類と思われるが、これらはへびによく似ているので(注9参照)特にここにあげられたのであろう。

(16) 6:21とその注9参照。水は不浄を伝えるもので、不浄が土器にしみこめば、清めることはできないとみなされている。31節に述べられていることも、水が不浄を伝えると考えられたからである。一方、泉と水だめは、自然に水がかわるので汚れない(36節)。

(17) その上に死体が落ちた食べ物のこと。また、飲み物の場合と同じように(本節後半)、「不浄となった器にはいつている食べ物」という意味にもとることができる。

水がかかっている、その上にこれらの死体が落ちたときは、それはおまえたちには汚れたものである。

39 清い動物の死体<sup>(18)</sup>

40 おまえたちの食べる獣が死んだ時は、その死体に触れる者は夕まで汚れる。その死体を食べる者は、その衣服を洗い清めなければならない。その者は夕まで汚れる。またその死体を運ぶ者も、その衣服を洗い清めなければならない。その者は夕まで汚れる。

41 地をはうもの<sup>(19)</sup>はすべて汚らわしいものである。これは食べてはな

42 清くない小さな

らない。「すべて腹ばうもの、四つ足で歩くもの、あるいは多くの足

はうもの

をもつもの、すなわち地をはうものはすべて、おまえたちはこれを食べてはならない。これらは汚らわしいものだからである。「すべて

43 44 45 46 47  
てはうものによって、おまえたちは魂を汚らわしいものとしてはならない。これによって身を汚し、これで汚されてはならない。「わたしはおまえたちの神、ヤーウエであり、おまえたちは身を聖にし、聖でなければならぬからである。わたしは聖であり、おまえたちはすべて地に動くはうものによって、身を汚してはならないからである。「わたしはおまえたちの神となるため、おまえたちをエジプトの地から導き上ったヤーウエである。わたしは聖であるから、おまえたちは聖でなければならない」<sup>(20)</sup>。

47 46  
結 び

以上は獣と鳥、水に動くすべての生き物と地をはうすべてのもの<sup>(21)</sup>についての規定であって、「汚れたものと清いもの、食べてよい生きものと食べてはならない生きもの」とを区別するためのものである。

(18) 清い動物が自然に死んだ場合、あるいは野獣に殺された場合に不浄とされた理由は、儀式的散血が執行されなかったからであろう(17<sup>13-16</sup>参照)。ここに示されている規定は、そのような肉を食べることを厳禁してはならない。ただあとで規定どおり洗えばよいことになっている(17<sup>15-16</sup>では水浴も規定されている)。このことは、出21<sup>33-36</sup>に符合する(同章<sup>38</sup>節の特例参照)。不浄が許されている類似例は、このような動物の脂肪をはがして用いているが、イスラエル人以外の者に与えたり売ったりすることは許されている(申14<sup>21</sup>、なお出22<sup>30</sup>参照)。

(19) 普通には「群がるもの」と訳されている。注9前半と注14参照。「はうもの」という概括的な意味をもつもの一つのヘブライ語は、44<sup>46</sup>節で「動く」と訳されているものである。

(20) 44<sup>46</sup>節は、厳密には、最も不浄なものとみなされている「はうもの」(エゼキエル8<sup>10</sup>参照)のことを述べた44<sup>46</sup>節にだけあてはまるものであるが、他の箇所にも同じようなことが示されているので(例、申14<sup>21</sup>)、神の聖性が本章全体にわたって主題となっていることは明らかである。さらに、44<sup>46</sup>節は、本章の規定と17<sup>1-26</sup>章の聖性法典とを結びつけている。ヤーウエが聖であるように、その選民は自分自身を聖としなければならない。すなわち、ヤーウエは他のすべての忌むべき偽神とは全く区別されるものであるから、選民は、生ける神ヤーウエと相異なるもの、特に異教の祭式においてあがめられたり食べられたりする忌むべき動物によって、身を汚してはならないのである。

(21) 46<sup>46</sup>節は、獣、鳥、魚、虫などについての禁食規定を総括したもので、奉獻規定を総括した7<sup>37</sup>に似ている。47<sup>46</sup>節については、エゼキエル22<sup>30</sup>参照。

## 清めの期間

ヤールウエはモーセに次のように仰せられた、<sup>1</sup>「イ

産後の婦人の清め<sup>(1)</sup>

スラエルの子らに言え、『女が身ごもって男の子を産んだときは、七日のあいだ汚れる。その女は、月経のわずらいの時のように汚れる。

3

八日目にはその子の包皮の肉に割礼が施される。<sup>(2)</sup> その女は血の清

めに、なお三十三日の間こもる。清めの日が満ちるまでは、神聖な物に触れたり、聖所へはいったりしてはならない。あるいは、もし女の子を産めば、月の不浄の時のように、二週間汚れる。その女は血の清めのために、なお六十六日の間こもる。

6

## 清めの式

清めの日が満ちたときは、男の子の場合でも、女の子の場合でも、その

女は全焼納祭のために一歳の雄の小羊、償罪祭のために純血の家ばと、あるいは山ばとを、会見の幕屋の入口にいる司祭のもとに携える。司祭はこれをヤールウエのみまえにささげて、その女のためにあがないをする。こうして、女はその出血の汚れから清くなる。これは男の子または女の子を産んだ女のための規定である。

あるいは、もし女が小羊をささげる余裕がなければ、山ばと二羽、または家ばと二羽を取り、一羽を全焼納祭に、他の一羽を償罪祭にあてる。司祭は女のためにあがないをする。こうして、女は清くなる。<sup>(3)</sup>

人間のらい病<sup>(1)</sup>

(一) 疑わしい症状 ヤールウエはモーセとアロンに次のように仰せられた、<sup>2</sup>「人がその皮膚に、はれ、吹出物または光る所ができ、それ

【注】(1) 2節で、産後の婦人が、月経や子宮出血病の場合(15<sup>19a</sup>)と同様に、不浄なものとみなされている。創29<sup>31</sup>の「ヤールウエが胎を聞く」という表現からわかるように、生れる子は不浄ではなく、出産そのものが祝福であり、喜びである。産後のある期間、家に閉じこもることは、他の民族においても守られていた。やはり他民族においても、清めの期間は、女の子を産んだ場合のほうが長かった。七と四十(7+33)、およびそれらの二倍は、聖書によく出る象徴的数字である。産後の婦人が清めの式にあずかるべきことは、かなり古くから規定されていたようである。おそらく15章の規定よりも古いものと思われる。なぜなら、出産感謝のために奉獻する小羊(6節)に不自由しなかったころの、荒野における生活状態を反映しているからである。この清めの規定の本来のものは、後世にできた15<sup>19a</sup>の別の清めに関する規定に合わされ、現在本章に見られるような規定になったものと思われる。このように考えれば、次の三点を容易に説明することができる。(一) 2節には後に規定されることから(15<sup>19a</sup>)が織りこまれていること。(二) 5<sup>7-10</sup>などに見られるように、償罪祭が全焼納祭より先になるのが正規の順序であるが、6節では鳥をいけにえとする償罪祭が全焼納祭のあとにつけ加えられていること。(三) 8節がつけ加えられていること(5<sup>7-10</sup>が4<sup>35</sup>につけ加えられたのに似ている——5注1参照)。

(2) 創17<sup>9-14</sup>23<sup>17</sup>とその注5<sup>34</sup>13<sup>24</sup>、出4<sup>24</sup>26参照。モーセの律法中、割礼に関する規定はここだけにあらわれる。しかし荒野では守られなかった(ヨシユア5<sup>2</sup>参照)。洗者ヨハネとキリストはこの規定を守っている(ルカ1<sup>59</sup>22<sup>1</sup>)。

(3) 聖ルカは、聖母マリアがキリストを産んで四十日後に規定どおり奉獻したことをしるすにあたり、本節を引用している(ルカ2<sup>22</sup>24)。

【注】(1) 13—14章で述べられる「らい病」は、「ハンゼン氏病」のことだけではなく、単なる皮膚病さらに伝染性でないものも含んでいる。この病気になれば、律法上不浄なものとされ、一般の者から隔離されることになっていった。本章中の病名は、必ずしも現代のわれわれが使っている病名と一致するものではない。この「らい病」という

3 が皮膚のらい病の患部<sup>(2)</sup>のようになるときは、その者は司祭アロンまたは司祭であるその子らのひとりのもとに連れていかれる。「司祭はその皮膚の患部をしらべ、患部の毛が白く変り、患部が皮膚の下にまで及んで見えるように見えるならば、それはらい病の患部である。司祭はその者を見て、汚れたものとする。」あるいは、もしその皮膚の光る所が白くても、それが皮膚の下にまで及んでいるように見え、その毛が白く変っていないならば、司祭はその患者を七日の間とめて置く。「司祭は七日目にその者をしらべ、もし患部が司祭の目に前と同じように見え、皮膚に広がっていないならば、その者をさらに七日の間とめて置く。「七日目に司祭はふたたびその者をしらべ、もし患部の光がにぶく、皮膚に広がっていないならば、司祭はその者を清い者とする。これは吹出物である。その者は衣服を洗い清める。こうして、清くなる。」

7 あるいは、もしその者が清めのために自分を司祭に見せた後に、その吹出物が皮膚に広がるならば、その者はふたたび司祭にその身を見せる。「司祭はその者をしらべ、もし吹出物が皮膚に広がっているならば、司祭はそのものを汚れた者とする。これはらい病である。」

9 (二) 急性のらい病 らい病の患部が人にできるときは、その者は司祭のもとに連れていかれる。「司祭はこれをしらべ、もしその皮膚に白いはれがあり、それが毛を白く変え、またそのはれに生肉があるならば、これはその皮膚にある古いらい病である。司祭はその者を汚れた者とする。その者は汚れているから、とめて置くに及ばない。」あるいは、もしらい病が皮膚にあらわれ、そのらい病が患者の頭から足まで、すなわち司祭の目に見えるところはすべて、その皮膚をおおっているならば、「司祭はこれをしらべる。もしそのらい病がその肉をことごとくおおっておれば、その患者を清い者とする。それはことごとく白く変ったのであって、その者は清い。」しかし、その者に生肉があらわれた時には、その者は汚れた者となる。「司祭はその生肉をしらべ、その者を汚れた者とする。」

語は、衣類や家屋の場合にも適用されている(13:47-59, 14:33-35)。もちろん、衣類や家屋に関する記事は、人間のらい病に関する本来の規定につけ加えられたものである。人間のらい病に関する記事は二つに分けられる。(一) 七つの場合における司祭の診断、および疑わしい場合の処置(七日間の隔離13:42, 26, 31, 悪化しないときの衣服の洗い清め13:6, 34)、らい病者と宣告された者の守るべき規定(13:45-46)、(二) 病気がなおったときに行なう清めと奉獻の儀式(14:1-32)。以上の規定は、らい病を律法上不浄なものとみなしている。したがってその判定には司祭があたった。司祭は医師として病気を治療したり、手当てしたりするのではなく、らい病の有無を判定し、律法上の浄、不浄を公に宣告するだけである。キリストがらい病者にむかって、「司祭の所に行き、その身を見せ……モーセの命じたささげ物を奉獻せよ」と言ったのは、律法上ふたたび清い者となったことを司祭から公に宣告してもらうようにとの意味である(マタイ8:4, ルカ17:14)。

(2) 直訳では「災い」。この原語は、エジプトの災いについてモーセに告げられた神のことばの中にも読まれる(出11:1なお創12:17参照)。病気になるのも、病気がなおるのも——特にらい病の場合——神のなすわざとみなされていた(モーセの手——出4:6-7、モーセの姉ミリアム——民12:13参照)。

(3) 全身が白く変ることは、病気が直ったしとみなされている。

16 生肉は汚れたものであって、それはらい病である。一あるいは、その生肉がふたたび白く変ったときは、その者は司祭のもとに行き、一司祭はその者をしらべる。もし患部が白く変っておれば、司祭は患者を清い者とする。その者は清い。

18 (三) はれもの<sup>(4)</sup> はれものが人の皮膚にでき、それが直って、<sup>19</sup>そのはれものの場所に白いはれ、または赤みがかつた白い光る所ができたときは、その者はそれを司祭に見せる。

20 司祭はこれをしらべ、もしそれが皮膚の下にまで及んでいるように見え、その毛が白く変っているならば、司祭はその者を汚れた者とする。これははれものに生じたらいい病の患部である。一あるいは、もし司祭がこれをしらべて、その中に白い毛がなく、それが皮膚の下にまで及んでいるように見え、光りがにぶいならば、司祭はその者を七日の間とめて置く。一あるいは、もし皮膚に広がっているならば、司祭はその者を汚れた者とする。これは患部である。一あるいは、もしその光る所がその所にとどまったままに広がっていなければ、それははれものあとである。司祭はその者を清い者とする。

24 (四) やけど あるいは、やけどが人の皮膚にあり、そのやけどの生肉が、赤みがかつた白か、または白い光る所となったときは、一司祭はこれをしらべる。もしその光る所の毛が白く変っていて、そこが皮膚の下にまで及んでいるように見えるならば、これはやけどに生じたらいい病である。司祭はその者を汚れた者とする。これはらい病の患部であ

26 る。一あるいは、もし司祭がしらべて、その光る所に白い毛がなく、そこが皮膚の下にまで及んでいるように見え、しかも光りがにぶいならば、司祭はその者を七日の間とめて置く。一七日目に司祭はその者をしらべ、もし皮膚に広がっているならば、司祭はその者を汚れたものとする。これはらい病の患部である。一あるいは、もしその光るところがその所にとどまったまま皮膚に広がらず、しかも光がにぶいならば、これはやけどのはれである。司祭はその者を清い者とする。これはやけどのあとだからである。

29 (五) 髪とひげのはいせん 男あるいは女の頭、またはひげに患部が生じたときは、<sup>30</sup>司祭はこれをしらべる。もしそれが皮膚の下にまで及んでいるように見え、その毛が黄色く、うすいならば、司祭はその者を汚れた者とする。これははいせんであって、頭またはひげのらい病である。一あるいは、司祭がそのはいせんの患部をしらべ、それが皮膚の下にまで及んでいるように見えないのに、そこに黒い毛がないときは、司祭ははいせんの患者を七日の間とめて置く。一司祭は七日目に患部をしらべ、もしそのはいせんが広がらず、そこに黄色い毛がなく、はいせんが皮膚の下にまで及んでいるように見えな

33 いならば、一その者は毛をそり落す。ただし、そのはいせんの所はそり落してはならない。司祭はそのはいせんの人をさらに七日の間とめて置く。一司祭は七日目にそのかい

(4) これは出エジプト記で第六の災いとして描かれている病氣と同じ(出9:1-11)。ほんとうのらい病ではない。

せんにしらべ、もしそのかいせんが皮膚に広がって、また皮膚の下にまで及んでい  
 るように見えないならば、司祭はその者を清い者とする。その者はその衣服を洗い清め  
 る。こうして、清くなる。一あるいは、もしその者が清い者とされた後に、かいせんが  
 皮膚に広がるならば、一司祭はこれをしらべる。もしそのかいせんが皮膚に広がっている  
 ならば、司祭は黄色い毛をさがすに及ばない。その人は汚れた者である。一あるいは、も  
 しかいせんが司祭の目に前と同じように見え、そこに黒い毛がはえているならば、その  
 かいせんは直っているのであって、その者は清い。そして司祭はその者を清い者とする。  
 (六) 白なまず 男あるいは女の、皮膚に光る所が、しかも白い光る所が生じたときは、  
 司祭はこれをしらべる。もし皮膚の光る所がにぶい白であるならば、それは皮膚に生じ  
 た白なまずであって、その者は清い。

(七) はげ 男の頭の毛が抜け落ちたときは、それははげであって、その者は清い。<sup>41</sup>あ  
 るいは、もしその頭の毛が両はしから抜け落ちるならば、はげ額であって、その者は清  
 い。一あるいは、はげ頭またははげ額に赤みがかつた白い患部があるときは、それはそ  
 のはげ頭またははげ額に生じたらい病である。一司祭はその者をしらべ、もしそのはげ  
 頭またははげ額にある患部のはれが白く赤みをおびて、皮膚のらい病のように見えるな  
 らば、一その者はらい病人であって、汚れている。司祭はその者を汚れた者とする。その

患部がその頭にあるからである。

らい病人の守るべき規定<sup>(5)</sup>

45 患部のあるらい病人は衣服を引き裂き、髪を乱し、その口  
 46 ひげをおおって『汚れている、汚れている』と呼ばわらなければならない。一その者は、  
 患部のあるかぎりは、汚れている。その者は汚れた者であって、離れて住む。その住ま  
 47 いは宿营地の外でなければならぬ。<sup>(6)</sup>

衣服にらい病の患部が生じたときは、それが羊毛の衣服、もしくは  
 48 衣類のらい病<sup>(7)</sup> は亜麻の衣服にせよ、一亜麻あるいは羊毛でつくった織物または編物  
 49 にせよ、皮あるいは皮でこしらえたどのようなものにせよ、一衣服、

(5) 「汚れている」と呼ばわって他人に自分を避けるように警告することを除けば(哀45参照)、これらの規  
 定は服喪のときと同じ(10参照)。衣服は、背中の上から下へと引き裂かれた。女の場合は裂  
 かれなかった。口ひげ、あるいは上くちびるをおおうことも、嘆きのしるしであり(エゼキエル24<sup>17,22</sup>、ミカ3<sup>7</sup>参  
 照)、感染防止のためではなかったらしい。

(6) 列下7:15参照。

(7) 衣服や皮のらい病とは、人間のらい病のように見えるかびのことであろう。いろいろの場合があげられ、  
 その処置が規定されている。すなわち (一) 患部が「悪性」、「腐食性」、「続発性」であれば、その物を焼くこと  
 (51:22,25,27節)。(二) 洗ったあとで光がにぶくなれば、その部分を切り取ること(56節)。(三) 一度洗って消えれば、  
 清いものとするために、もう一度洗うこと(58節)。

(8) ギリシヤ語訳とラテン語訳は、「縦糸」を「縦糸」、「編物」を「横糸」と訳している。すなわち57節の「衣  
 服」の縦糸と横糸に解している。しかし、布地の意味にとらなければ、文脈上おかしい。

皮、織物、編物、または皮でできたどのような物でも、それらに生じた患部が青みまたは赤みをおびているならば、これはらい病の患部である。これを司祭に見せる。「司祭はその患部をしらべ、その患部のある物を七日の間とめて置く。「司祭は七日目にその患部をしらべる。衣服にせよ、織物にせよ、編物にせよ、皮にせよ、その皮が何に用いられていても、その患部が広がっているときは、その患部は悪性のらい病であって、それは汚れた物である。「かれは、衣服にせよ、織物にせよ、編物にせよ、それらが羊毛でできた物でも、亜麻でできた物でも、また、皮でできたどのような物にせよ、患部のある物は焼く。これは悪性のらい病であるから、その物を火で焼く。「あるいは、もし司祭がしらべて、その患部が、衣服にせよ、織物にせよ、編物にせよ、皮でできたどのような物にせよ、その中に広がっていないならば、「司祭は命じて患部のある物を洗い清めさせ、それをさらに七日の間とめて置く。「患部のある物が洗い清められた後に、司祭はそれをしらべる。もしその患部が変わったように見えなければ、広がっていないとしても、それは汚れた物である。おまえはそれを火で焼かなければならない。それが表にあっても裏にあっても、腐食である。「あるいは、もし司祭が患部をしらべて、それが洗い清められた後に、色がにぶくなったならば、それを衣服、あるいは皮、あるいは織物、あるいは編物から切り取る。「あるいは、もし患部が、衣服にせよ、織物にせよ、編物にせよ、

よ、皮でできたどのような物にせよ、その中になお見えているならば、それは contagious のものである。おまえはその患部のある物を火で焼かなければならない。「衣服にせよ、織物にせよ、編物にせよ、皮でできたどのような物にせよ、その患部がおまえの洗い清めた物から消え去ったならば、ふたたびそれを洗い清める。こうして、清くなる。「以上は、羊毛もしくは亜麻の衣服、織物、編物、皮でできたすべての物に生じるらい病の患部についての規定であって、それらを清い物、または汚れた物とするためのものである。

(一) 集団生活への復帰 ヤーウエはモーセに次のように仰せられ

2 らい病人の清め<sup>(1)</sup> た、らい病人が清められるときの規定は次のとおりである。その

3 者は司祭のもとに連れて行かれる。「司祭は宿営地の外に出てしら

4 べ、もしらい病の患部がなおっているならば、「司祭は命じて、その清められる者のため

(9) この原語は、40-42節で「はげ頭とはげ類」の意味に用いられている原語と同じ。このことから、「衣類のらい病」(41節)が、「人間のらい病」(46節)と「らい病人の清め」(14-15節)との間にさしこまれたと考える者もある。しかしこの箇所は、「清め」(38節)についてはごく簡単に述べているだけで、その大部分は、「人間のらい病」の場合と同様、診断のことを述べているので、「ここにさしこまれたと考えるほうが論理的である。「家屋のらい病」の場合の診断と清めのこととは、「らい病人の清め」のあとに続いている。家屋の清めの式が、人間の場合の清めの式に似ているからであろう。

【注】(1) らい病の清めの式は、二つの部分から成る。(一) 集団生活への復帰(1-11節)。(二) 聖所における祭式参加(10-12節)。

に、二羽の生きている清い鳥、およびすぎの木と、まっかな糸と、ヒソプとを取らせ、  
 5 また司祭は命じて、その鳥の一羽を、生ける水を入れた土の器の上でほふらせる。<sup>(2)</sup> 司  
 祭は、生きている鳥と、すぎの木と、まっかな糸と、ヒソプとを取り、生ける水の上で  
 7 ほふった鳥の血の中に、生きている鳥もろともこれらを浸す。次にらい病から清められ  
 8 る者に七たびふりかけ、その人を清い者とし、生きている鳥を野に放つ。「清められる  
 者はその衣服を洗い清め、毛をことごとくそり落し、水で身を洗う。こうして、その者  
 9 は清くなり、その後、宿営地にはいることができる。ただし七日の間は自分の幕屋の外  
 にとどまるものとする。また七日目にその者は、頭の毛、ひげ、まゆなどすべての毛  
 をことごとくそり落し、衣服を洗い清め、水でそのからだを洗う。こうして、その者は  
 清くなる。<sup>(3)</sup>

10 (二) 信仰生活への復帰<sup>(4)</sup> 八日目にその者はきずのない雄の小羊二頭と、一歳のきずのな  
 い雌の小羊一頭とを取り、次に油をまぜた小麦粉十分の三エファ<sup>(5)</sup>を穀祭のために取り、  
 さらに油一ログ<sup>(6)</sup>を取る。

雄の小羊を、償罪祭のいけにえと全焼納祭のいけにえをほふる場所、すなわち神聖な所  
 でほふる。償過祭のいけにえは償罪祭のいけにえと同じく、司祭に帰するものであって、  
 14 最も神聖なものである。「司祭は償過祭のいけにえの血を取り、これを清められる者の  
 15 右の耳たぶと、右手の親指と、右足の親指とにつける。「司祭は一ログの油を取り、自  
 16 分の左の手のひらに注ぎ、「右の指をその左の手のひらにある油に浸し、その指でその油

(2) 「節にあげられている物、および「節」の儀式は、いわゆる「死人」の状態(民12<sup>12</sup>参照)からの清め、  
 新生活のはじまりを象徴する。まず、「二羽の生きている清い鳥」が取られ、そのうちの「一羽の生き血はらい病者を  
 清めるために使われ(ヘブライ9<sup>22</sup>参照)、他の一羽はその者に残っているすべての汚れをになって飛び去る(16  
 21-22のやぎ参照)。「生ける水」も、らい病者を清め、かれに新しい生命を与える(ヨハネ4<sup>14</sup>7<sup>38</sup>参照)。「すぎの木」  
 と「ヒソプ」は、おそらく生き血に染まった「まっかな糸」で結ばれ、散血の道具とされたのであろう。これらも  
 生命や清めを象徴する(出12<sup>22</sup>、ヘブライ9<sup>18</sup>19、民19<sup>18</sup>、詩51<sup>[50]</sup>参照)。この儀式は、家屋の清めの場合に  
 も適用されている(49-53節)。

(3) らい病のなおった者は二回毛をそったり、水浴したりするが、二度目は、ふたたびヤウエのしもべとな  
 る準備としての儀式的性格をもったものであろう。レビ人が聖所につとめるために、毛をそり、からだを清めてそ  
 の身を奉獻する場合に似ている(民8<sup>7</sup>)。

(4) これらの儀式は、アロンとその子らの叙任の場合によく似ている(8<sup>22</sup>-24)。

(5) 原文には「十分の三」だけ。「エファ」はしるされていない(14<sup>21</sup>23<sup>18</sup>24<sup>5</sup>の場合も同じ)。「エファ」の意  
 味だとすれば、この量は十一ないし十二リットル。貧者の場合には「十分の一」が条件となっている(25節、なお  
 5<sup>11</sup>参照)。

(6) 一ログは約半リットル(ラビたちによれば鶏卵六個分)。この単位名が出るのは本章のみ。

17 を七たびヤーウエのみまえにふりかける。一司祭はその手のひらにある残りの油を、清められる者の右の耳たぶ、右手の親指、右足の親指、すなわちさきにつけた償過祭のいけにえの血の上につけ、次に手のひらに残っている油を、清められる者の頭につけ、ヤーウエのみまえにその者のためにあがないをする。一司祭は償罪祭のいけにえをささげ、汚れから清められる者のためにあがないをする。そのあとでその者は全焼納祭のいけにえをほふる。一司祭は全焼納祭のいけにえと穀祭の供え物とを祭壇の上にささげ、その者のためにあがないをする。こうして、その者は清くなる。

21 貧者のささげ物 あるいは、もしその者が貧しくて、それを手に入れることができないならば、自分のあがないのために献納物として、償過祭の雄の小羊一頭を取り、次に油をまぜた小麦粉十分の一エファを穀祭のために取り、さらに油一ログを取り、一手に入れることのできる山ばと二羽、あるいは純血の家ばと二羽を取る。その一羽は償罪祭のため、他の一羽は全焼納祭のためである。一八日目にその者は清めのために、ヤーウエのみまえ、すなわち会見の幕屋の入口にいる司祭のもとにこれらを携える。一司祭は償過祭の雄の小羊と、一ログの油とを取り、これらを献納物としてヤーウエのみまえに取っておく。一その者は償過祭の雄の小羊をほふり、司祭はその償過祭のいけにえの血を取り、これを清められる者の右の耳たぶと、右手の親指と、右足の親指とにつける。一次

27 に司祭はその油を自分の左の手のひらに注ぎ、一右の指で左の手のひらにある油を、ヤーウエのみまえに七たびふりかける。一また司祭はその手のひらにある油を、清められる者の右の耳たぶ、右手の親指、右足の親指、すなわち償過祭のいけにえの血をつけた所につける。一また司祭は手のひらに残っている油を、清められる者の頭につけ、ヤーウエのみまえでその者のためにあがないをする。一その者は手に入れることのできた山ばとあるいは純血の家ばとのうち一羽をささげる。一すなわち手に入れることのできたものうち、一羽を償罪祭のため、他の一羽を全焼納祭のためとし、穀祭とともにささげる。このように司祭は清められる者のために、ヤーウエのみまえにあがないをする。一以上は、らい病の患部のある者が、その清めに要するものを手に入れることのできない場合の規定である。

### 33 家屋のらい病

ヤーウエはモーセとアロンに次のように仰せられた、<sup>34</sup>「おまえたちに所有地として与えるカナンの地に、おまえたちがはいつて後、

(7) 貧者のささげ物の軽減に関する5:7-12の類似例参照。清めの式の主要部分である償過祭のために、雄の小羊一頭を一ログの油とともにささげることとはそのままであるが、他の小羊二頭が鳥二羽に代えられ、小麦粉が一般の場合より三分の二だけ軽減されている。しかし清めの式には変りはない。「貧者のささげ物」の記事は固有の結び(32節)をもっている。この部分は本来は別個の規定であったように思われる。

(8) 石造りの家のらい病のことがしるされているので、この規定は、イスラエル人がカナンに定住してからの

35 その所有地にある家に、わたしがらい病の患部をつけるならば、<sup>(9)</sup>「その家の持ち主は来て、司祭に『わたしの家に患部のようなものがあります』と告げなければならぬ。」「司祭は患部をしらべるために家にはいる前に、命じて、その家の中のすべての物が汚されぬように、その家をあげさせ、<sup>(10)</sup>その後、家にはいつてしらべる。」「司祭は患部をしらべ、もし患部が家の壁にあって、青みまたは赤みをおびたくほみをもち、それが壁の面よりも深く見えるならば、<sup>(11)</sup>「司祭はその家を出て、家の入口の前に行き、その家を七日のあいだ閉ざしておく。

39 七日目に司祭はまた来て、それをしらべ、もしその患部が家の壁に広がっているならば、<sup>(12)</sup>「司祭はかれらに命じて、その患部のある石を取り出させ、それを町の外の汚れた場所に投げすてさせ、<sup>(13)</sup>「その家の内側を削らせる。かれらは削ったしっくいをついて町の外の汚れた場所に捨て、<sup>(14)</sup>「ほかの石を取ってこれをさきの石のあった所に入れる。そしてその者はほかのしっくいを取って、その家を塗る。」「このように石が取り出され、家が削られ、塗りかえられた後に、もしその患部がふたたび家に生じるならば、<sup>(15)</sup>「司祭は来てしらべる。もし患部がその家に広がっているならば、それは家の悪性のらい病であって、それは汚れている。」「その者はその家をくずし、石、材木、その家のしっくいをことごとく、町の外の汚れた場所へ運び出す。

46 その家が閉ざされている間に、その中にはいる者は夕まで汚れる。<sup>(11)</sup>その家で寝る者はその衣服を洗い清めなければならぬ。その家で食する者もその衣服を洗い清めなければならぬ。」「あるいは、もし司祭がいつてしらべ、家が塗りかえられて以来、その患部が家に広がっていなければ、その患部はなおったのであるから、司祭はその家を清いものとする。

49 家を清めるために、かれは二羽の鳥と、すぎの木と、まっかな糸と、<sup>(12)</sup>家屋の清めと、ヒソプとを取る。」「かれはその鳥の一羽を生ける水を入れた土の器の上でほふる。」「そしてすぎの木と、ヒソプと、まっかな糸と、

ものであろう。レビ記の著者はこの規定がイスラエル人のカナン定住以前にすであつたもののように書きしるして、らい病に関するモーセの律法の中にこれを織りこんでいる。家屋のらい病は、硝石による腐食のようなものというよりは、むしろ地衣類によるものである。多孔性の石にそれが発生すると、石の表面がはげ落ち、しだいにくぼんでいく(分節参照)。このような地衣類の一種に、学名上「らい病性」という意味のラテン語があてられている。家屋のらい病についての描写、診断、処置は、衣類の場合とほとんど同じように述べられている。その清めは、人間の場合と同じ。

(9) 著者は自然発生の原因をすべて神に帰している。

(10) 家屋のらい病が伝染性のものであるとすれば、司祭の検査や判定の前に、家具類を外に持ち出しても、その汚染は免れないはずである。したがって、この処置は象徴的、宗教的性格をもつものである。

(11) 46-48節は論理上は38節に続く。

(12) 直訳では「罪から清める」。祭壇についての類似例(8:15, 出29:36)参照。ここでいう「罪」は、その語根

51 生きている鳥とを取り、ほふった鳥の血を生ける水に浸し、その家に七たびふりかける。  
52 このようにかれは鳥の血、生ける水、生きている鳥、すぎの木、ヒツブ、まっかな糸と  
53 をもって家を清める。「かれは生きている鳥を町の外の野に放して、家のためにあがな  
54 いをする。こうして、それは清くなる」。

55 結 び 以上は、らい病のすべての患部、かいせん、衣服と家のらい病、  
56 はれ、吹出物、光る所についての規定であって、<sup>57</sup>いつそれが汚れて  
57 いるか、いつそれが清いかを示すためのものである。これがらい病  
58 に関する規定である。

15

1

## 病的漏出

ヤーウエはモーセとアロンに次のように仰せられた、

2 男子の性的分泌  
3 による不浄<sup>(1)</sup>

「イスラエルの子らに告げてかれらに言え、「だれでもその隠しどこ  
ろから体液が漏れるときは、その漏出は汚れである。」その漏出によ  
る汚れは次のとおりである。すなわちその隠しどころから体液が漏

れていても、あるいは隠しどころがふさがれていて体液が漏れていなくても、<sup>(3)</sup>その者に  
4 は汚れがある。「漏出ある者の寝た床はすべて汚れる。その者のすわった物はすべて汚れ  
5 える。」その床に触れる者はその衣服を洗い清め、水でその身を洗わなければならない。そ  
6 の者は夕まで汚れる。「漏出ある者がすわった物の上にする者は、その衣服を洗い清

め、水でその身を洗わなければならない。その者は夕まで汚れる。「漏出ある者のからだ  
に触れる者もその衣服を洗い清め、水でその身を洗わなければならない。その者は夕ま  
8 で汚れる。「漏出ある者のつばが清い者にかかったときは、その者はその衣服を洗い清  
9 め、水でその身を洗わなければならない。その者は夕まで汚れる。「漏出ある者が乗った  
10 からはすべて汚れる。」またかれの下にあった物がなんであっても、それに触れる者はす

のもつ意味にあてはめて用いられたものと解される。その語根の意味とは、「的をはずれる」、「不十分」。らい病に  
おかされた家屋は、神の目から見て、その選民が使用するには不十分な状態にあったわけである。家屋の清めの式  
は、「償罪祭」のようにみなされている(33節参照)。

注【(1)】 女は子を産むとき出血し体力を消耗するので、産後四十日または八十日のあいだ律法上不浄とみなされ、  
そのあとで清いものとされた(12章)。男の場合もこれと同様に、精の漏出によって生命が一部分消耗するものとみ  
なされ、体力が回復するまで律法上不浄とされている。生理的漏出による不浄期間は、男の場合(16節)は一日  
(夕まで)、女の場合(19節)は七日である。病的漏出のときは、男の場合でも女の場合でも、それがなあってから  
七日間待ち、八日目に鳥を奉獻した。男はいずれの場合でも身を洗わなければならないとするされている。これら  
の規定はイスラエル人以外の者に対しては適用されなかった。かれらには聖所で祭式にあずかる義務がなかったか  
らである。16-18節は司祭でない者には適用されなかったと、ラビたちは言い伝えている。イスラエル人には、聖所  
にはいるときだけでなく(出19:15、サムエル上21:1。「4」参照)、ヤーウエのために戦うときにおいても(サ  
ムエル下11:1参照)、性関係が禁じられ、律法上の清浄が要求されている。

(2) ギリシヤ語訳は、「汚れ」の規定」と書き入れている。

(3) サマリヤ五書とギリシヤ語訳は次のような意味の語句をつけ加えて意味を明確にしている。すなわち「漏  
れていなくても」漏出で病んでいるかぎり(その者には汚れがある)。

べて夕まで汚れる。それを運ぶ者は、衣服を洗い清め、水でその身を洗わなければならない。その者は夕まで汚れる。漏出ある者がその手をすすがずに人に触れるならば、その人は衣服を洗い清め、水でその身を洗わなければならない。その人は夕まで汚れる。漏出ある者が触れた土の器はこわさなければならない。木の器はすべて水ですすがなければならぬ。

13 清めの式 漏出ある者がその漏出から清くなったときは、清めのために七日を数え、その衣服を洗い清め、生ける水でからだを洗う。こうして清くなる。その者は、八日目に山ばと二羽または純血の家ばと二羽を取って、会見の幕屋の入口に行き、ヤーウエのみまえに出て、それらを司祭に渡す。司祭は一羽を償罪祭のため、他の一羽を全焼納祭のためにささげ、その者の漏出の汚れについて、ヤーウエのみまえにその者のためにあがないをする。

16 生理的漏出<sup>(4)</sup> 人に精の漏出があるときは、水で全身を洗わなければならない。その者は夕まで汚れる。すべて精のついた衣服と皮は水で洗い清めなければならない。それは夕まで汚れる。

18 男が女と寝て、精を漏らすならば、かれらはともに水で身を洗わなければならない。かれらは夕まで汚れる。<sup>(5)</sup>

19 生理的漏出 女に漏出があり、その漏出が月経の血であるとき  
女子の性的分泌 は、その女は七日のあいだ不浄である。その女に触れる者はすべて夕  
20 による不浄 まで汚れる。その不浄の間、女の寝た物はすべて汚れる。またその  
21 女のすわった物もすべて汚れる。その女の床に触れる者はすべて、  
22 その衣服を洗い清め、水で身を洗わなければならない。その者は夕まで汚れる。その女  
23 のすわった物がなんであつても、それに触れる者はすべて衣服を洗い清め、水で身を洗  
24 わなければならない。その者は夕まで汚れる。あるいは、人が床の上またはいかなる物  
の上においても、もしその女がそこにすわるならば、その人はその物との接触のゆえに、  
夕まで汚れる。あるいは、もし男がその女とともに寝て、その不浄を身にうけるなら  
ば、七日のあいだ汚れる。またその者の寝た床はすべて汚れる。<sup>(6)</sup>

(4) この規定は、正当な交接の場合にも、無意識の生理現象(申23:11参照)の場合にも適用されている。

(5) 本節は、本章前半の男子に関する記事と、後半の女子に関する記事とにまたがるものである。正当な交接において、女は男から不浄をうける。男が女から不浄をうける場合は24節に見られる。次注参照。

(6) 20<sup>18</sup>ではこの種の交接を禁じ、違反者を死刑にしているが、これは後代に規定されたものらしい(18<sup>19</sup>参照)。あるいは次のように考える者もある。すなわち、ここに規定されていることは、夫が妻のからだのぐあいを知らなかった場合、あるいは交接のときに月経が始まった場合をいっているのであると。また、交接することなく、ただ同じ床に寝た場合をさすと考える者もある。

25 病的漏出<sup>(7)</sup> 女にその月経のとき以外に、長いあいだ血の漏出があるか、またはその不浄の期間を越えても漏出が続くときは、その女は汚れた漏出のある間、月経のときと同じである。その女は汚れている。その女が漏出のある間に寝た床はすべて、その女の不浄のときの床と同じようになる。その女のすわった物はすべて、月経の場合と同様に汚れる。これらに触れる者はすべて汚れる。その衣服を洗い清め、水で身を洗わなければならぬ。その者は夕まで汚れる。

28 清めの式 もし女がその漏出から清くなったならば、七日を数える。そのあとは、  
29 その女は清い。二八日目にその女は山ばと二羽または純血の家ばと二羽を取り、それを会見の幕屋の入口にいる司祭のもとに携える。司祭は一羽を償罪祭のため、他の一羽を全焼納祭のためにささげ、その女の漏出の不浄について、ヤーウエのみまえにその女のためにあがないをする<sup>(8)</sup>。

31 結 び このようにイスラエルの子らに言つて、かれら自身の汚れに注意させなければならぬ。これはかれらの中にあるわたしの住まいをかれらが汚して、その汚れのうちに死なないようにするためである<sup>(9)</sup>。

32 以上は、漏出ある者、精を漏らして汚れる者、<sup>33</sup> 月経をわずらう女、ならびに男あるい

1 は女の漏出ある者、および汚れた女と寝る者についての規定である。  
2 あがないの日<sup>(1)</sup> 起 源 アロンのふたりの子の死後、すなわちかれらがヤーウエのみまえに近づいて死んだとき、ヤーウエはモーセに語り、二次の  
ように仰せられた、「おまえの兄アロンに告げて、かれが定めの時以

(7) 新約聖書に示されている十二年間出血病をわずらった女は、この一例である(マタイ9:20, マルコ5:25-29, ルカ8:43-44)。

(8) この原語の意味についてはいろいろと議論されている。本訳はサムリア五書とシリア語訳にならった。ヘブライ語には、形、語根ともに、この語によく似た他の語があるが、その意味は「遠ざける」。本節のことは、<sup>1</sup>節と同様、モーセとアロンに話されたもの。

[注](1) 本章の構成については、レビ記中の他のどの章の場合よりも多くの議論がなされている。聖書学者たちが一致して提唱していることは、<sup>2</sup>もともと簡単な儀式であったものが、数世紀にわたる時の推移にともなうにだいに発展し(エゼキエル45:18-20の類似例参照)、ついに本章に見られる大きな儀式——あがないと苦行のこの日は現代の聖金曜日に似ている——となった<sup>3</sup>ということである。しかしながら、この儀式の発展段階がそれぞれどの時代に由来するかを現在の原文から読みとることはむずかしく、学者たちの間でいろいろと議論されている。アロンの子らによって汚された聖所(10章)を清めるため、およびかれらが受けた死の罰をアロンがかさねて受けなければならない<sup>4</sup>ようにするために、この儀式が制定されたことは、<sup>1, 2</sup>節からあきらかである。そしてこの儀式を習慣的に行なううちに、後代において全国民が年に一度きまった日に断食をするようになり、「あがないの日」と呼ばれるようになったのである(29-34節)。全国民がすべての罪と汚れをあがなうという意味において、本章は11-15章に示されている「律法上の清浄」——10章と本章の間に介在して両章に示されている歴史を中断している——のふさわしい結びとなっている。

外に幕のうちにある聖所にはいり、ひとつの上のあがないの座の前に行かないようにさせよ。それは死ぬことのないためである。<sup>(2)</sup> わたしはあがないの座の上の雲の中に現われるからである。

3 準備 アロンが聖所にはいるときは、次のようにする。すなわち雄の子牛を償罪祭のため、雄羊を全焼納祭のために取る。神聖な亜麻布の長い服を着、その身に亜麻布のももひきをはき、亜麻布の帯をしめ、亜麻布のミトラをかぶる。これらは神聖な衣服である。かれは水でそのからだを洗って、これを着る。またイスラエルの子らの会衆から、雄やぎ二頭を償罪祭のため、雄羊一頭を全焼納祭のために取る。

6 アロンは自分のための償罪祭の雄牛をささげて、自分と自分の家族のためにあがないをする。アロンはまた二頭のやぎを取り、それを会見の幕屋の入口でヤーウエのみまえに立たせ、「その二頭のやぎについてくじを引く。一つのくじはヤーウエのため、他の一つのくじはアザゼルのためである。アロンはヤーウエのためのくじに当たったやぎをささげ、それを償罪祭のいけにえとする。しかしアザゼルのためのくじに当たったやぎは、荒野のアザゼルへ送ってあがないをするために、ヤーウエのみまえに生かしておく。

11 償罪祭の血によるあがない<sup>(4)</sup> すなわち、アロンは自分のための償罪祭の雄牛をささげて、自分と自分の家族のためにあがないをする。かれは自分のための償罪祭の雄牛をほ

12 ぶり、次にヤーウエのみまえの祭壇から炭火を満たした香炉と、細かくひいた芳しい香を両手に一杯取り、これを幕のうちへ携える。かれはヤーウエのみまえで香をその火

(2) ここで前提となっているのは、神を見る者はすべて死ぬという思想である。この思想は聖書によくあらわれている(創16<sup>10</sup>とその注11、出33<sup>20</sup>参照)。アロンが13節で香の雲をつくって死を免かれるようにするのも、この理由からである。本節にしているされている聖具については、出25<sup>17-22</sup>、26<sup>31-34</sup>、ヘブライ9<sup>3-5</sup>参照。本章で「聖所」と呼ばれているのは、出26<sup>33</sup>の「至聖所」のことで、出26<sup>32</sup>で「聖所」と呼ばれているのは、本章では「会見の幕屋」のことである(16<sup>17-20</sup>、28<sup>33</sup>節)。本章の「祭壇」(12<sup>18-20</sup>、28<sup>33</sup>節)は、外にある全焼納祭壇のことである。

(3) 注5参照。

(4) 聖パウロは、大司祭が年に一度いけにえの血をもって至聖所で執行するあがないを、永遠の大司祭キリストが聖金曜日にただ一度だけご自身の血をもって十字架で行なった完全なあがないにたとえているが、旧約のあがないは、後者に比べれば不完全であると言っている(ヘブライ9<sup>11-14</sup>)。あがないの日におけるいちばん重要な儀式は、「あがないの座」の上と前に血をふりかけることである(14<sup>15</sup>節)。至聖所には「あかしのひつ」がすえられている。そのひつの上には純金の板が取り付けられ、その両端には向かい合っている二位の金のケルビム像が飾りつけられている。この純金の板が「あがないの座」と呼ばれた(出25<sup>17-20</sup>、37<sup>1-10</sup>)。これは、いわば、地上におけるヤーウエの玉座で、ヤーウエは雲の形をとってここに現われ、み旨を民に伝えた(サムエル上4<sup>4</sup>、本章2<sup>2</sup>節出25<sup>22</sup>)。大司祭がいけにえの血であがないをする時、ヤーウエがゆるしを与えるのはこの玉座からである。「あがないの座」はギリシヤ語では「ヒラステリオン」。聖パウロはこのギリシヤ語(ヘブライ9<sup>5</sup>参照)をローマ3<sup>24</sup>でキリストにあてはめて用いている。すなわち、「キリスト・イエズスによるあがない」を語るにあたり、「神はキリストを、その血による『あがないの座』として立てた」と言っている。新約においては、十字架上で血を流したキリストの聖なるからだ、神の地上における玉座となり、すべての人のためにあがないがなされる場所となる。幕に隠れている旧約の「あがないの座」と異なり(マタイ27<sup>51</sup>、ヘブライ9<sup>10</sup>参照)、キリストは、すべての人がいつでも完全なゆるしを得られるように、立てられている。

にくべ、香の雲があかしのひつの上のあがないの座をおおうようにする。こうして、かれは死を免かれる。次にかれはその雄牛の血を取り、それを指であがないの座の東側の部分にふりかけ、また指でその血を七たびあがないの座の前にふりかける。

次に、かれは民のための償罪祭のやぎをほふり、その血を幕のうちに携え、雄牛の血をもつてしたときと同じように、その血をあがないの座の上とあがないの座の前にふりかけ、イスラエルの子らの汚れとが、すなわちそのすべての罪のゆえに聖所のためにあがないをする。またかれらとともに、その汚れのうちにとどまる会見の幕屋のためにあがないをする。かれが聖所にはいつてあがないをする時は、自分と自分の家族とイスラエルのすべての民のために、あがないをなし終えて出てくるまで、だれも会見の幕屋のうちにいてはならない。次にかれはヤーウエのみまへの祭壇のもとに出て行き、このためにあがないをする。すなわち、かの雄牛の血とやぎの血とを取り、これを祭壇の四すみの角につけ、さらに指でその血を七たびその上にふりかけ、これをイスラエルの子らの汚れから清くし、聖別する。

20 荒野に放つやぎ 聖所と会見の幕屋と祭壇のためにあがないが終った時、生かしておいたやぎが連れてこられる。アロンは生かしておいたそのやぎの頭に両手を置き、イスラエルの子らのすべての悪とかれらのすべてのとが、すなわちかれらのすべての罪を

21 スラエルの子らのすべての悪とかれらのすべてのとが、すなわちかれらのすべての罪を

22 そのやぎの上に告白し、これをその頭にのせ、係りの者にこれを荒野へ送らせる。やぎはかれらのすべての悪をになって、不毛の地へ行く。その者は、やぎを荒野に放つ。

23 全焼納祭といけにえの焼却 アロンは会見の幕屋にはいり、聖所にはいる時に着た亜

24 麻布の衣服をぬぎ、それをそこに残して置く。かれは神聖な所だから水を水で洗い、その衣服を着て、出てくる。そして自分の全焼納祭と民の全焼納祭とをささげて、自分と民のためにあがないをする。次に償罪祭の脂肪を祭壇の上でくゆらせる。

26 やぎをアザゼルへ送った者はその衣服を洗い清め、水でからだを洗う。その後、宿営地にはいることができる。

(5) 「アザゼル」のためにやぎを放つことは、らい病人の清めの式のときに鳥を生きたまま荒野に放つことに類似する(14:1とその注)。あがないの日におけるこの儀式は、感動的ふん囲気をもたらし出すが、第二次的なものである。この日に絶対必要な儀式は、いけにえをほふり、その血を至聖所内にあがないの座にふりかけることである。アザゼルのためのやぎは、初期においては、「不毛の地」(直訳では水から「離れた地」に放たれ、衰弱して死ぬか、野獣に食い殺されたようである。後代では、エルサレムの東十二キロの所にある岩のがけに連れて行かれ、そこからうしろ向きに落されたということである。その場所は「アザゼル」(岩のがけの意)と呼ばれた。この儀式がユダヤ人によって言い伝えられていくうちに、「アザゼル」という地名が人格化され、「荒野の鬼神」を意味するようになった。ギリシヤ語訳者たちは、この「アザゼル」というヘブライ語が地名であることを知らずに、「逃げるやぎ」と訳している。

(6) 23節に規定されていることは、24:25節に規定されていることのとに行なわれたと、昔のユダヤ人は伝えられている。

27 あがないをするために、その血が聖所に携え入れられた償罪祭の雄牛と償罪祭のやぎ  
28 とは、宿営地の外に運び出され、その皮と肉と汚物は火で焼きつくされる。「これらを焼  
きつくす者はその衣服を洗い清め、水でからだを洗う。その後、宿営地にはいることが  
できる。」

29 次のことはおまえたちが永久に守るべきおきてである。すなわち、  
あがないの日の 第七の月の十日には、おまえたちは、この国に生れた者であろうと、

### 断食と安息

30 おまえたちのうちにとどまっている他国の者であろうと、すべて魂  
を苦しめ、<sup>(7)</sup> どんな仕事もしてはならない。「この日には、おまえたち

31 の清めのために、あがないがなされるからである。おまえたちはヤーウエのみまえに、

32 すべての罪から清められる。「この日はおまえたちにとって全き休みの安息日であって、

33 おまえたちは魂を苦しめなければならぬ。これは永久に守るべきおきてである。」

34 油を注がれ、司祭に叙任されて父のあとを継ぐ者は、亜麻布の衣服、すなわち神聖な

35 ためにもあがないをし、また司祭たちとすべての民のためにもあがないをする。「以上

36 はおまえたちの永久に守るべきおきてであって、イスラエルの子らのすべての罪のゆえ

に、年に一度あがないをするためのものである」。

37 <sup>(9)</sup> かれはヤーウエがモーセに命じたとおりにした。

(7) 断食をさす聖書的表现。食物を全然とらないというだけでなく、香料やサンダルの使用、水浴、結婚をさしひかえることも意味したようである。この断食の規定を守らない者に対する嚴罰、および遵守期間のことは、23-29に示されている。これはモーセの律法に規定されている唯一の断食日である。したがって、使27の「断食節」はこのことをさす。第七の月の十日は、太陽暦の九月中ごろ。

(8) 8注13参照。

(9) 「かれ」はアロンをさす。本節は29節に続くもので、本章に描かれている歴史の筋道の結びとなっている。  
注1中央部参照。

第四部 聖性法典<sup>(1)</sup>

17<sup>1</sup>  
1 奉献の場所<sup>(2)</sup> およびイスラエルのすべての子らに告げよ、『ヤーウエが命じること  
2 は次のとおりである。すなわち、イスラエルの家の者が牛、羊、ま

3 たはやぎを宿营地のうちでほふるにせよ、あるいは宿营地の外でほふるにせよ、それを  
4 ヤーウエの住まいの前でささげ物としてヤーウエにささげるために、会見の幕屋の入口  
5 に携えないならば、その人がだれであろうと、血の責めを負わされる。その者は血を流  
6 したからである。その人はその民のうちから断たれるであろう。これはイスラエルの子  
7 らに、かれらが野外の伴食祭のためにほふるいけにえをも、ヤーウエのもとに携えさせ、  
8 会見の幕屋の入口にいる司祭のもとに来て、これらを酬恩伴食祭のいけにえとして、ヤ  
9 ーウエにささげさせるためである。司祭はその血を会見の幕屋の入口にあるヤーウエの  
10 祭壇にうちかけ、その脂肪をくゆらしてヤーウエの意にかなうかおりとする。かれら  
11 は、慕ってかんいんしたやぎの姿の神々に、もはや伴食祭のいけにえをささげてはなら  
ない。これはかれらが代々永久に守るべきおきてである。』

レ ビ 記

8 おまえはまたかれらに言え、『イスラエルの家の者、またはそのうちにとどまる他国の  
9 者が、全焼納祭あるいは伴食祭のいけにえをささげるとき、それを会見の幕屋の入口に  
10 携えてきてヤーウエにささげないならば、その人がだれであろうと、その身内から断た  
11 れるであろう。』

10 血について  
11 の 禁 令<sup>(4)</sup>

イスラエルの家の者、またはそのうちにとどまる他国の者が血を  
食べるならば、その人がだれであろうと、わたしはその血を食べる  
者をにらみ、その者をその民のうちから断つてであろう。生き物の命

レ ビ 記

【注】(1) 「聖性法典」については、7—9ページ解説参照。

(2) 1—3節には荒野におけるモーセ時代の状態が反映している。この時代には全会衆が幕屋のまわりに宿営して  
いたので、奉献用の動物を幕屋の入口に連れて行くことは困難ではなかった。(清い動物については3節参照。)カ  
ナン定住後の状態に合わせて、この規定を修正したものは、申12<sup>11</sup>に見られる。ここでは動物を奉献する場合と  
食用にする場合とが示されているが、ここではそのような区別がない。伴食祭のほかに全焼納祭のことも述べ、  
その規定の適用を寄留する外国人にまで及ぼしている。3節は、後のつけ加えである。

(3) このヘブライ語は直訳では「やぎ」。ここでは、やぎの形をし荒野に住むとされた鬼神(イザヤ13<sup>21</sup> 34  
は参照)。これは地中海沿岸諸国の神話によく出てくる。この鬼神に対する礼拝儀式は非常にみだらであった。奉献  
用の動物はすべてヤーウエのみまえにほふらなければならないという規定は(5節)、将来イスラエル人の間でこの  
ような偶像崇拜が行なわれないようにするためのものである。今日のアラビア人の間においてさえも、畜殺にはあ  
る程度奉献の意味が含まれている。

(4) 血についての禁令は非常に古い(創9+参照)。本書にも3<sup>7</sup>と7<sup>26</sup>かですでに述べられているが、ここで

17.11

はその血のうちにあるからである。わたしがおまえたちにこれを与えたのは、祭壇上におけるおまえたちの命のあがないのためである。血はその中にある命によってあがないをするからである。『それゆえ、わたしはイスラエルの子らに言った、『おまえたちのうち、だれも血を食べてはならない。おまえたちのうちにとどまる他国の者も血を食べてはならない』。

13 『イスラエルの子ら、またはそのうちにとどまる他国の者が、狩りに行って食べてよい野の獣あるいは鳥を取ったときは、その人がだれであろうと、獲物の血を流し、これを土でおおわなければならない。『すべての生き物の命は血——命を宿すもの——だからである』。それで、わたしはイスラエルの子らに言った、『おまえたちはいかなる生き物の血も食べてはならない。すべての生き物の命はその血だからである。血を食べる者はすべて断たれるであろう』。

15 『自然に死んだもの、または野獣に裂き殺されたものを食べる者は、この国に生れた者であれ、他国の者であれ、その衣服を洗い清め、水で身を洗わなければならない。その者は夕まで汚れる。その後、清くなる。『もし洗い清めず、そのからだを洗わなければならない、その者はその悪を負う』。

18 序 ヤーウエはモーセに次のように仰せられた、<sup>2</sup>「イスラエルの子らに告げよ、『わたしはおまえたちの神、ヤーウエである。禁じられた性関係<sup>(1)</sup> おまえたちがかつて住んだエジプトの国のならわしにしたがってはならない。またわたしがおまえたちを導き入れるカナンの国のなら

は詳細に扱われている。すなわち、禁止の理由があげられ、禁令が寄留する外国人にも適用され、また鳥獣を狩りで取った場合、あるいは鳥獣が自然に死んだり裂き殺された場合が述べられている。禁止の理由は、11節と12節に示されているように、「命」[直訳では「魂」]は血にあるからである。命を与えあるいは取ることはできるのはヤーウエだけであるから、命を宿す血はすべて神聖である。血についてヤーウエがさだめた唯一の用途は、他の生命をあがなうために祭壇につけることである。他の場合に血を流せば、それを土でおおわなければならない(13節、なお創37とその注12参照)。血は生命の象徴であるので、奉獻の意味をもって血を流した場合は、生命をささげたことをあらわす。契約を結ぶにあたって血を用いることも、象徴的な意味をもつものである(「これは契約の血である」出24、なおマタイ26、ヘブライ9参照)。血があがないの力をもつということは、神によって定められている(11節)。いけにえの血を流すことはシナイ山の契約の記念と更新であり、また十字架におけるキリストの流血の前表である(ヘブライ10、11「影」参照)。しかし新約のキリストの血はただ一度流されるだけである。聖パウロは、「血を流すことなしに罪がゆるされることはない」(ヘブライ9)と述べ、血があがないの力をもつということを最もはっきりあらわしている。

【注】(1) 17章の血についての禁令のあとに、倫理的、社会的規定ならびに罰則が、18—20章に示されている。18章は宗教的、種族的、血縁的観点から、性生活の神聖であることを述べたものである。性は神から与えられる力であり、人はこの力を用い、神に協力して新生命を造る。新生命そのものは神から来るものであり、また神にささげられるべきものであるから、性はきわめて神聖である。おそらくこの意味から、子どもをいけにえとしてはいないという禁令が、性関係についての本章に入れられたのであろう。子ども(直訳では「種」)をささげること

4 わしにしたがってはならない。またかれらのおきてにしたがって歩んではならない。「わたしの定めを行ない、わたしのおきてを守り、それらにしたがって歩まなければならぬ」。わたしはおまえたちの神、ヤーウエである。「おまえたちはわたしのおきてとわたしの定めを守らなければならない。それを行なう人はそれによって生きるであらう<sup>(2)</sup>。わたしはヤーウエである。

6 **近親相かんの禁止** おまえたちのうち、何人も肉親の者に近づいて、その隠しどころをあらわしてはならない<sup>(3)</sup>。わたしはヤーウエである。

7 おまえの父の隠しどころである母の隠しどころをあらわしてはならない。彼女はおまえの母である。その隠しどころをあらわしてはならない。

8 おまえの父の妻の隠しどころをあらわしてはならない。それはおまえの父の隠しどころである。

9 おまえの姉妹、すなわち父の娘にせよ、母の娘にせよ、家に生れた者とよそに生れた者とを問わず、おまえはその隠しどころをあらわしてはならない。

10 おまえのむすこの娘の隠しどころ、あるいはおまえの娘の娘の隠しどころをあらわしてはならない。それらはおまえの隠しどころだからである。

11 おまえの父の妻がおまえの父に生んだ娘は、おまえの姉妹であるから、おまえはその

12

隠しどころをあらわしてはならない。

おまえの父の姉妹の隠しどころをあらわしてはならない。彼女はおまえの父の肉親で

ほうとく行為である(2節、なおエゼキエル16<sup>30</sup>を参照)。男色と獣かんは、新生命を造るといふ性的目的に反するもので、「忌むべきこと」、「醜悪な行ない」と言われている(21<sup>10</sup>節)。このように言われるようになったもう一つの理由は、男色や獣かんが異教徒の祭儀において行なわれたことによるのかもしれない。民族が本章の禁令にそむいた場合の刑罰は、21<sup>28</sup>節に(注5参照)、個々の場合についての罰は21章にあげられている。これらの禁令がもうけられた理由は、序(1<sup>10</sup>節)と結び(24<sup>30</sup>節)にうかがえる。すなわち、イスラエル人を、かれらが今まで接してきた民族、あるいは将来接する異教徒の性的悪習から、守るためである。しかし、さらに深い根本の理由は、「聖性法典」(17<sup>36</sup>章) 全体の場合と同様、イスラエル人は、ヤーウエが聖であるように、聖でなければならぬというところにある(19<sup>2</sup>、20<sup>7</sup>、8<sup>26</sup>など、なお11<sup>44</sup>と20<sup>20</sup>を参照)。くり返し用いられている荘厳な句「わたしはおまえたちの神、ヤーウエである」、「わたしはヤーウエである」は、このことをあらわしたものであらう(2<sup>4</sup>、5、6、21<sup>30</sup>節、なお続く八つの章では三十三回)。

(2) 本節はローマ10、ガラテヤ3<sup>12</sup>に引用されている。聖パウロは、律法を守ることによって生きることができ、律法それ自体には、律法を守るための助けはなく、必要な助力は、ひとえにキリストから来るのであると指摘している。

(3) 本節は18節の根拠となっている一般原則を述べたものである。「肉親の者」の原語を直訳すれば、「おまえのからだの肉」。「隠しどころをあらわす」は、性関係を意味する遠曲的表現。この禁令の適用の対象は、厳密には男だけである。ここにあげられている姻族関係は、創2<sup>24</sup>の「ふたりは一体となるのである」という原則に基づくもので、14節の表現(例、父の隠しどころである母の隠しどころ)は、この原則によって説明される。この禁令に反する例としては、エジプトにおける近親婚が有名である。太祖時代には、選民の間にもこのような習慣があったが、別に異常なこととはみなされていなかった。本章11節と創20<sup>12</sup>、本章14節と出6<sup>20</sup>、本章18節と創29<sup>22</sup>、30<sup>1</sup>とを比べよ。

ある。

13 おまえの母の姉妹の隠しどころをあらわしてはならない。彼女はおまえの母の肉親だからである。

14 おまえの父の兄弟の妻に近づいて、かれの隠しどころをあらわしてはならない。彼女はおまえのおばである。

15 おまえの嫁の隠しどころをあらわしてはならない。彼女はおまえのむすこの妻である。その隠しどころをあらわしてはならない。

16 おまえの兄弟の妻の隠しどころをあらわしてはならない。それはおまえの兄弟の隠しどころである。

17 おまえは女とその娘との隠しどころをあらわしてはならない。おまえはその女のむすこの娘、またはその娘の娘をめぐって、その隠しどころをあらわしてはならない。彼女らは肉親である。これは近親相かんである。

18 おまえは妻の存命中、その姉妹をめぐって妻と争わせ、妻のそばでその隠しどころをあらわしてはならない。

19 彼の禁令 おまえは月のもので汚れている女に近づいて、その隠しどころをあらわしてはならない。

20 隣人の妻と交わり、それによって身を汚してはならない。

21 おまえの子を火の中に入れてモレクにささげ、おまえの神の名を汚してはならない。わたしはヤーウエである。

22 おまえは女と寝るように男と寝てはならない。それは忌むべきことである。

23 おまえは獣と交わり、それによって身を汚してはならない。また女も獣の前に立って、

(4) 「火の中に」は原文にはない。このような意味であることは、他の聖書記事(特に列下23<sup>10</sup>参照)から明らかである。おそらく子どもを殺してから、火の中に入れていけにえとしたのであろう(エゼキエル16<sup>21</sup>参照)。「モレク」の正確な意味については、いろいろと論議されている。ギリシヤ語訳では、この語は「統治者」(ヘブライ語の「メレク」に相当)と訳され、ほかの箇所では、ラテン語訳のこの箇所のように、「モロク」となっている(使7<sup>43</sup>参照)。現在のヘブライ語原文に見られる「モレク」は、編者が偽神を軽べつし、その名称に「ボシエス」(「醜悪」)の母音を転用して呼んだものらしい。偽神バアルの名が軽べつ的に「ボシエス」と呼ばれていることに似ている。「モレク」はアンモン人の神「ミルコム」のことかもしれない(列上11<sup>7,8</sup>, 19注参照)。「モレク」は古代カナンにおいて「よみのくにの神」「死者の神」としてまつられていたらしい。その聖所と祭壇はエルサレムの中核のヒンノムの谷にあった(列下23<sup>10</sup>, 歴下28<sup>33</sup>, エレミヤ7<sup>31,32</sup>)。新約聖書で「地獄」と訳されているギリシヤ語「ゲヘンナ」は、ヘブライ語「ヘンノム」から生れたものである(マタイ5<sup>22,28,30</sup> 10<sup>28,23</sup>など)。子どもが火の中に入れられモレクにささげられたのは、それによって、新生命と活力が、特に緊急のときに、その種族に与えられるという迷信によるものである。後には、「モレク」という語は、非常に厳罰な懲罰式を意味するようになったらしい。モアブ王が、その都を囲まれたときに、長子をいけにえとして城壁の上で焼いたという儀式がその一例である(列下3<sup>32</sup>)。このような罪を犯せば、イスラエルでは死刑に処せられる(20<sup>2</sup>)。なお申12<sup>31,18</sup>, エレミヤ7<sup>31,19</sup>, (バアルへのいけにえ) 32<sup>35</sup>, エゼキエル20<sup>26</sup>参照。

これと交わってはならない。これは醜悪な行ないである。

24 **結び**<sup>(5)</sup> おまえたちは以上のことを一つでも犯し、それによって身を汚してはならない。わたしがおまえたちの前から追い払うもろの民族はこれらのごとによって身を汚したからである。「その地もまた汚れていた。それゆえ、わたしはその地にその悪の罰を負わせ、その地はその住民を吐き出したのである。」「それゆえ、おまえたちは、この国に生れた者も、おまえたちのうちにとどまっている他国の者も、わたしのおきてと定めを守り、これらの忌むべきことを一つでも行なってはならない。」「おまえたちより先にこの地にいた人々が、これらの忌むべきことをすべて行なつたため、この地が汚れたからである。」「おまえたちがその地を汚したとき、その地がおまえたちより先にいた民族を吐き出したように、おまえたちをも吐き出すことのないためである。」「これらの忌むべきことを行なう者がだれであろうと、それを一つでも行なう者はその民のうちから断たれるであろう。」「おまえたちは先に行なわれた忌むべき慣習を一つでも行なつて、これによって身を汚してはならない。おまえたちはわたしのこのさとしを守らなければならぬ。わたしはおまえたちの神、ヤーウエである。』」

19  
1 **日常生活の倫理**<sup>(1)</sup>

敬けん ヤーウエはモーセに次のように仰せられた、<sup>2</sup>「イスラエルの子らの全会衆に告げよ、『おまえたちの神、ヤーウエであるわ

3 たしは、聖であるから、おまえたちも聖でなければならぬ。」「おまえたちはすべて母と父を恐れなければならない。<sup>(2)</sup> またわたしの安息日を守らなければならない。わたしはおまえたちの神、ヤーウエである。」「むなしい神々のほうへ傾いてはならない。また自分のために神々を鑄て造ってはならない。わたしはおまえたちの神、ヤーウエである。」

5 おまえたちがヤーウエに酬恩伴食祭のいけにえをささげるときは、おまえたちがよみされるように、それをささげなければならない。」「それは、おまえたちがそれをささげた日とそのあくる日に食べ、三日目まで残ったものは、それを火で焼きつくさなければならない。」

(5) 25-30節は、24節から発展したものであり、特に個人を対象とする29節の刑罰は(20章の場合と同じ)、あとで決められたものである。

【注】(1) ユダヤ人の間では、本章はレビ記の中心、すなわちモーセ五書を中心、律法の「心髄」であると伝えられている。本章は十戒(出20:1-17、申5:1-12)のあらましのようなもので、旧約聖書における最高の社会道徳基準、すなわち「隣人をおのれのように愛せよ」(注7参照)というおきてを示している。種々の律法を含む本章は二つの部分(1-18節と19-30節)に分けられ、どちらにもヤーウエの権威を強調する「わたしはヤーウエである」と「わたしはおまえたちの神、ヤーウエである」がそれぞれ四回ずつ出る。安息日遵守(26節)と公平な裁判(15-19節)についての律法は、両方に見られる。本章には短い序(1-2節)と結び(36-37節)があり、後半部の始まりには「わたしのおきてを守らなければならない」(19節)という命令が置かれている。

(2) 出20:12、申5:16(レビ20)も参照)と異なり、ここでは「母」がさきになっている(また動詞も異なる)。この形は、母と子の関係が父と子の関係よりも緊密であったという古代の一夫多妻制による状態をあらわしているようである。

7 らない。「もし三日目に少しでも食べるならば、それはいとわしい物であるから、よみさ  
8 れない。「それを食べる者は、ヤーウエの聖なる物を汚すのであるから、その悪を負わな  
ければならない。このような者はその身内から断たれるであろう。」<sup>(3)</sup>

**隣人愛** おまえたちが自分の地の刈り入れをするときは、畑の両端を刈り取っては  
10 ならない。またおまえの刈り入れの落穂を拾ってはならない。「おまえのぶどう畑の実を  
取りつくしてはならない。またおまえのぶどう畑に落ちた実を拾ってはならない。それ  
らを貧しい人と他国の者とのために、残して置かなければならない。わたしはおまえた  
ちの神、ヤーウエである。」<sup>(4)</sup>

11 おまえたちは盗んではならない。欺いてはならない。互に偽ってはならない。<sup>12</sup> わた  
しの名により偽り誓って、おまえたちの神の名を汚してならない。わたしはヤーウエで  
ある。

13 おまえの隣人をしいたげてはならない。物を奪ってはならない。日雇人の賃銀をあ  
14 くる朝まで、おまえのもとにとどめておいてはならない。「耳の聞こえない人をのろつ  
てはならない。盲人の前につまずく物を置いてはならない。おまえの神を恐れなければ  
ならない。」<sup>(5)</sup> わたしはヤーウエである。

15 さばきをするとき、不正を行なってはならない。弱い人を片よってかばったり、強い

人の肩をもったりしてはならない。正義をもっておまえの同胞をさばかなければならな  
16 い。「おまえの身内を歩き回って、人の悪口を言ってはならない。おまえの隣人の命にか  
かわるような偽証をしてはならない。」<sup>(6)</sup> わたしはヤーウエである。

17 心のうちにでもおまえの兄弟を憎んではならない。おまえの同胞を説得しなければな  
18 らない。そうすれば、かれのために罪を身に負うことはないであろう。「あだがえしをし  
てはならない。おまえの民の子らに恨みをいだいてはならない。おまえの隣人をおまえ  
自身のように愛さなければならぬ。わたしはヤーウエである。」<sup>(7)</sup>

(3) 5-8節は7:15-18と符合する。ここには、賛美奉獻のいけにえの肉についての時間的制限は述べられていな  
いが、罰則がつけ加えられている。

(4) 9-10節と申24:19-22とを比べよ。なおルツ2章参照。畑の端を刈り残すことは、本来は畑の霊に対する迷信  
的習慣であつたらしい。しかし、ここでは畑を持たない貧者や外国人への施しの義務として規定されている。

(5) 神はよるべのない人たちを保護するからである。出22:1を参照。

(6) 出23:7参照。この一例としては、列上21章参照。「隣人の命にかかわるときに、何もせずに傍観しては  
ならない」という意味にも訳される。

(7) キリストはこのおきてに「神を愛せよ」というおきてを合わせて、キリスト教的完徳の基礎とした(マタ  
イ22:37-40、マルコ12:31)。聖パウロも、このおきてはすべての律法を含むと言っている(ローマ13:10)。キリスト  
が「隣人」について「よきサマリヤ人」(ルカ10:29-37)の話の中で説明したこと、ラビたちの考え(マタイ5:43)  
とは異なる。

19 種々のおきて<sup>(8)</sup>

おまえたちはわたしのおきてを守らなければならない。おまえの家畜を異なった種類の家畜<sup>(9)</sup>と交わらせてはならない。おまえの畑に二種の種をまいてはならない。二種のきれでつくった衣服を身につけてはならない。

20 男が、人にめとられるはずのつかいめで、まだあがなわれておらず、自由を与えられていない女と寝て交わるときは、罰をうける。しかしかれらふたりは死刑にはされ<sup>(10)</sup>ない。

21 その女は自由の身ではないからである。その男は償過祭の雄羊をとがの償いとして会見の幕屋の入口に携え、それをヤーウエにささげなければならない。司祭は償過祭の雄羊をもって、ヤーウエのみまえにかれの犯した罪について、かれのためにあがなう。こうして、かれの犯した罪はゆるされる。

22 おまえたちがかの地にはいつて、どのくだもの木を植えても、その実は無割礼の包皮とみなさなければなら<sup>(11)</sup>ない。すなわち三年の間はおまえたちにとって割礼のないものであるから、それを食べてはならない。四年目には、そのすべての実は神聖な物として、ヤーウエをたたえるために用いられる。しかし五年目には、おまえたちはその実を食べることができる。このようにするならば、木はおまえたちのためにさらに多くの実を結ぶであろう。わたしはおまえたちの神、ヤーウエである。

26 おまえたちは何を血のついたまままで食べてはならない。また古いや魔法を行なつてはならない。おまえたちの頭の両端をまるく刈つてはならない。ひげの両端をそこなつてはならない。死者のためにおまえたちのからだに切傷をつけてはならない。また身に入墨をしてはならない。わたしはヤーウエである。

27 おまえは自分の娘をあそびめにして、これを汚してはならない。これはこの地がみだらになり、近親相かんで満ちることのないためである。

(8) 本章後半には次の諸項目が扱われている。(イ) 異種交配の禁止(19節、なお申22:11参照) (ロ) 女奴隷と通じた場合の罰則(20-22節)、(ハ) 初年りの果実についての規定(23-25節)、(ニ) 異教の迷信的習慣の禁止(26-28節)、(ヘ) ならびに醜業の禁止(29節)、および安息日遵守についてのおきて(30節)、(ホ) 老人(31節)、外国人(33-34節)に対する義務、取引上の道義(35-36節)。

(9) ダビデ時代およびそれ以後についての聖書記事の中では、らばは特異なものとして扱われていないので(例、サムエル下13:18、列上1:33、歴上12:40)、異種交配によつてらばを生ませることは、後にこの規定から除外されたのかもしれない。あるいは、この規定全体が無効となり、これに似た申22:11の規定が有効となっていたのかもしれない。後者は異種交配のことには触れず、二種の家畜を同時に使うことを禁じている。

(10) 20節前半に示されている二つの条件の意味については、出21:11参照。男はその罪のために女奴隷の主人に罰金を払うことになっていたのである。女のうける罰は、その主人が決めたものと思われる。自由人同志が私通した場合は、死刑に処せられる(20:10)。

(11) イスラエル人の子が割礼をうけて神にささげられたように、果実も割礼をうけてささげられることになっていた。したがって奉獻前は無割礼の状態、すなわち不浄なものとみなされている。ギリシャ語訳とラテン語訳は、「無割礼の包皮とみなし」の代りに、「割礼を施し」、すなわち最初の三年間は実——おそらく結実まえに——を取り去らなければならないという意味に解している。

30 おまえたちはわたしの安息日を守り、わたしの聖所を敬わなければならない。わたしはヤーウエである。

31 また靈媒や占い師に迷ってはならない。かれらにたずねて汚されてはならない。わたしはおまえたちの神、ヤーウエである。

32 おまえは白髪の人の前では立たなければならない。老人を敬い、おまえの神を恐れなければならない。わたしはヤーウエである。

33 もし他国の者がおまえたちの地にとどまって、おまえとともにいるならば、この者を  
34 おさえつけてはならない。「おまえたちの所にとどまっている他国の者を、おまえたちの  
35 国に生れた者と同じように見なし、おまえ自身のようにこれを愛さなければならない。  
36 おまえたちもかつてはエジプトの国においては、他国の者であったからである。わたし  
37 はおまえたちの神、ヤーウエである。」

35 おまえたちはさばきにおいても、ものさしにおいても、はかりにおいても、ますにお  
36 いても、不正を行なってはならない。「おまえたちは正しいんびん、正しいおもり石、  
37 正しいエファ、正しいヒン<sup>(12)</sup>を使わなければならない。わたしはおまえたちをエジプトの  
38 国から導き出したおまえたちの神、ヤーウエである。」

37 おまえたちはわたしのすべてのおきてとわたしのすべての定めとを守って、これを行

なわなければならない。わたしはヤーウエである』。

20

1

2

罰

(一) 異教的礼拝の罪

ヤーウエはモーセに次のように仰せられた、

「イスラエルの子らに言え、『イスラエルの子らのうち、またイスラ  
エルにとどまる他国の者のうち、だれでもその子をモレクにささげ  
る者は、死刑に処する。国の民はその者に石を投げ撃たなければならない。』わたしはそ  
の人をにらみ、その者を民のうちから断つであらう。その者はその子をモレクにささげ  
てわたしの聖所を汚し、わたしの聖なる名を汚したからである。一人がその子をモレクに  
ささげるとき、もし国の民がその人からことさらに目をそらしてこれを殺さないならば、  
わたし自身、その人とその家族をにらみ、その人およびその人にならってモレクとかん  
いんする者を、すべて民のうちから断つであらう。」<sup>(1)</sup>

(12) 「エファ」と「ヒン」はそれぞれ固体と液体をはかる単位。

【注】(一) 本節の「モレク」はギリシヤ語訳では「君主」と訳されているので、ギリシヤ語訳者たちが読んだこの  
ヘブライ語の形は、<sup>23,4</sup>節の「モレク」の語形と異なっていたようである。ギリシヤ語訳者たちが本節で読んだ問  
題のヘブライ語は、偽神「ミルコム」にあてて用いられた名称かもしれない(列上11:33、なお7節、さらにレビ18注  
4参照)。しかし現存ヘブライ語原文では全部「モレク」となっている。シナイ山における神とイスラエル人との契  
約は夫婦の縁にかたどったものであるから(ホセア1:2参照)、イスラエル人が偽神を少しも慕うことは、まこと  
の神、ヤーウエに対する不貞行為であり、「かんにん」と呼ばれている。カナンの異教的習慣に関連のあるみだら  
な祭儀を行なった場合は、なおさらのことである(17、民25:1参照)。

6 また霊媒、占い師のもとにおもむき、かれらとかんいんする者があれば、わたしはその者をにらみ、民のうちから断つであらう。

7 (二) 血統と貞潔をおかす罪 おまえたちは身を聖にし、聖でなければならぬ。わたしはおまえたちの神、ヤーウエである。おまえたちはわたしのおきてを守って、これを行なわなければならぬ。わたしはおまえたちを聖にするヤーウエである。それゆえ、だれでも父または母をのろう者は、死刑に処する。その者は父または母をのろつたのである。その血の責めはかれ自身の上にある。<sup>2)</sup>

10 人が他人の妻とかんつうする場合、<sup>3)</sup>

11 人が隣人の妻とかんつうするならば、かんつうしあつたその男と女は、死刑に処する。

12 人が父の妻と寝るならば、父の隠しどころをあらわしたのであつて、ふたりとも死刑に処する。その血の責めはかれら自身の上にある。

13 人が子の妻と寝るならば、ふたりはともに死刑に処する。かれらは醜惡なことを行なつたのである。その血の責めはかれら自身の上にある。

14 人が女と寝るように男と寝るならば、ふたりは忌むべきことを行なつたのであつて、かれらは死刑に処する。その血の責めはかれら自身の上にある。

15 人が女とその母をいっしょにめとるならば、これは近親相かんであつて、その者と女

たちは火刑に処する。このような近親相かんがおまえたちのうちに行なわれないうようにするためである。

16 人が獣と交わるならば、その者は死刑に処する。おまえたちは獣も殺さなければならぬ。

17 人が獣に近づいて、これと交わるならば、おまえたちは女と獣を殺さなければならぬ。かれらは死刑に処する。その血の責めはかれら自身の上にあるからである。

18 人がその姉妹、すなわち父の娘、あるいは母の娘を取つて、その女の隠しどころを見、

(2) 本節はキリストによって引用されている(マタイ15)。 「死刑に処する」と「その血の責めはかれ自身の上有る」は、本章の特徴を示すもので、他の聖書記事の中にもよく見られる。このような表現からは、「死刑」は、はじめの間は、神が直接これを行ない、人間の側の刑の宣告や執行はなかつたという印象をうける(エゼキエル18<sup>19-24</sup>参照)。 刑罰は神によって決定され、人(「国の民」)が執行することになっている。その方法は普通は石撃ちの刑(2節、申22<sup>4</sup>、ヨハネ8<sup>5</sup>)、時として火刑(おそらく石撃ちの刑の後)である(14節、なお創38<sup>24</sup>参照)。神自身による執行もある(5節、なお神によって子なき者とされる21節の刑参照)。「その血の責めはかれ自身の上にある」は多様に解されている。根本的意思是、罪人が自分の死に対して自分で責めを負うということらしい。罪人が死刑に処せられても、神は執行人から罪人の血の値を要求しない。不法に人が殺害された場合は、神はその人の血の値を殺害者から要求する(創9<sup>1</sup>参照)。ピラトとユダヤ人たちがキリストをさばくときにそれぞれ言ったことは、この思想に基づいている(マタイ27<sup>24-25</sup>)。

(3) 続く数節の題目のようになっているこの語句は、おそらく原文筆写のさいに、その担当者がうかつに二重記載をしたものである。ギリシャ語訳の若干の写本の中では欠けている。

女がその人の隠しどころを見るならば、これは破廉恥なことである。かれらは、その民の人々の目の前で断たれる。その者は姉妹の隠しどころをあらわしたのである。その者はその悪を負う。

18 人が月のさわりのある女と寝て、その隠しどころをあらわすならば、男は女の源をあらわし、女はその血の源をあらわしたのであって、ふたりはともに民のうちから断たれる。<sup>(4)</sup>

19 おまえは母の姉妹や父の姉妹の隠しどころをあらわしてはならない。その者はその肉親の膚をあらわしたのであるから、かれらはその悪を負う。

20 人がおぼと寝るならば、おじの隠しどころをあらわしたのである。かれらはその罪を負う。かれらは子なくして死ぬであろう。

21 人が兄弟の妻を取るならば、これはいまわしいことである。その者は兄弟の隠しどころをあらわしたのである。かれらは子をもつことはないであろう。<sup>(5)</sup>

22 いましめ おまえたちはわたしのおきてと定めとをことごとく守って、これを行なわなければならぬ。そうすれば、わたしがおまえたちを住まわせるために導き入れる地は、おまえたちを吐き出さないであろう。

23 おまえたちは、その民族の慣習にしたがって歩んではならない。かれらはこれらすべて

てを行なったので、わたしはかれらがいやになり、おまえたちの前からかれらを追い払うのである。

24 わたしはおまえたちに、《おまえたちはかれらの土地を所有するであろう。わたしはこれを おまえたちの所有として与えよう。これは乳とみつの流れる地である》<sup>(6)</sup>と言った。わたしはおまえたちをもろもろの民から区別したおまえたちの神、ヤーウエである。

25 おまえたちは清い獣と汚れた獣、また汚れた鳥と清い鳥を区別しなければならぬ。またわたしがおまえたちのために汚れたものとして区別した獣、または鳥、または地を<sup>(7)</sup>はうどのようなものによっても、おまえたちの魂を汚らわしいものとしてはならない。

(4) 15<sup>24</sup>とその注6参照。

(5) ユダヤ伝承では、20節の「子なくして死ぬ」は、かれらに子が生れたとしても、その子はかれらより先に死ぬという意味に解されている。また21節の「子をもつことはないであろう」は、子はひとりも生れないだろうという意味に解されている。21節のこのおきて(18<sup>16</sup>参照)と申25<sup>9</sup>のレビレイト結婚のおきてとは矛盾しているように見える。ある学者たちは、後者を前者の除外例であるとみなしている。この矛盾については、次のようにも説明される。すなわち、(一)兄弟が生きている場合は、その妻をめとめることはかんつう罪として死刑に処せられる(20<sup>10</sup>、申22<sup>22</sup>)。(二)兄弟が子なくして死んでおれば、レビレイト結婚のおきてが適用され、これを拒めば申25<sup>9</sup>の罰を受ける。(三)兄弟が子を残して死んだ場合は、本節のおきてが適用される。

(6) 出3<sup>8</sup>参照。

(7) 22<sup>24</sup>節は18<sup>24-30</sup>に符合し、25<sup>1-26</sup>節は11<sup>43-45</sup>に符合する。見たところ、両者間には調和がない。しかし24節末部の「区別する」という語が、25節のはじめに用いられており、両者をつなぐ輪の働きをしている。25<sup>1-26</sup>節には

26 おまえたちはわたしに對して聖でなければならぬ。ヤールウエであるわたしは聖であり、おまえたちをわたしのものにするために、もろもろの民から區別したからである。

27 (三) 死霊と交わる罪 男または女が、靈媒または占いをするときは、死刑に処する。すなわち人々はかれらに石を投げ撃たなければならない。その血の責めはかれら自身の上にあるからである<sup>(8)</sup>。

21

### 司祭の聖性<sup>(1)</sup>

(一) 一般司祭

ヤールウエはモーセに次のように言われた、「アロン

2 祭は身を汚してはならない。<sup>(2)</sup>「ただし肉親、すなわち、むすこ、娘、兄弟のため、およびまだ人にとついでいない処女の姉妹、すなわちまだかれらとつながりのある姉妹のためならば、このかぎりではない。」かれは妻の身内の中で身を汚し、それによってその職を汚してはならない。

3 かれらは頭の頂をそってはならない。ひげの両端をそり落してはならない。またからだに切傷をつけてはならない。「かれらは神に對して聖でなければならぬ。また神の名を汚してはならない。かれらはヤールウエの火納物、すなわち神の食べ物をささげる者であるから、聖でなければならぬ。」

7 かれらはあそびめ、または汚れた女をめぐってはならない。また夫に出された女をめぐってはならない。司祭は神にささげられた者だからである。

8 おまえはかれを聖としなければならぬ。かれはおまえの神の食べ物やささげる者だからである。かれはおまえにとって聖でなければならぬ。おまえたちを聖とするヤールウエであるわたしは、聖だからである。

9 司祭の娘があそびめのふるまいをして身を汚すならば、父を汚すのであるから、その女は火刑に処する。

10 (二) 大司祭 兄弟のうちで最高の地位にある司祭、すなわち頭に注ぎ油を注がれ、叙任されてその衣服をつけた者は、髪を乱したり、その衣服を引き裂いたりしてはならない。「かれはどの死人のところにもはいってはならない。父のためにも母のためにも身を

不浄な動物の名が全部あげられていたが、11章の表にかんがみ、省かれたのだからと考える者もある。

(8) 本節は6節と19節のおきてを敷延したものである。

【注】(一) 司祭が他の者と區別され、特に聖性を要求されるのは、かれらが聖なる神ヤールウエに近く奉仕するからである(10参照)。ヤールウエの聖性は、「聖性法典」の基礎となるものである(18注1後半参照)。大司祭(10-15節)には一般司祭(1-9節)よりもいつそうきびしい聖性が要求されるのは、いうまでもない。なお11注20後半参照。

(2) 民19:10参照。ヤールウエは死んだ者の神ではなく、生きてゐる者の神である。

(3) 直訳では「かれは夫としての身内の中で」。現存ヘブライ語原文のこの箇所は、そこなわれているようである。「かれは妻の身内の葬儀にはいっさいあずかつてはならない」という意味らしい。ラテン語訳は、「民の長のためにも、かれは身を汚してはならない」と解している。また原文を「夫ある身(姉妹)のために」と修正すべきだと提唱する者もある。この意味だとすれば、本節では夫ある姉妹のための服喪が禁じられていることになる。

12 汚してはならない。また聖所から出たり、神の聖所を汚したりしてはならない。かれは  
 13 注ぎ油で神に聖別された者だからである。わたしはヤーウエである。

13 かれは処女を妻にめとらなければならぬ。14 未亡人、出された女、あそびめのふるま  
 いをして汚れた女をめとってはならない。自分の身内の処女を、妻としてめとらなけれ  
 15 ばならない。かれはその血筋を汚してはならない。わたしはかれを聖とするヤーウエだ  
 からである』。

16 (三) 司祭の肉体的完全性<sup>(5)</sup>

ヤーウエはモーセに次のように仰せられた、<sup>17</sup> アロンに告げ  
 て言え、『おまえの代々の子孫のうちで、身に欠陥のある者は、神の食べ物をささげるた  
 18 めに近づいてはならない。すべて身に欠陥のある者は近づいてはならないからである。  
 19 すなわち、めくら、びっこ、顔の形が変っている者、奇形の者、足の折れた者、手の折れ  
 20 た者、せむし、小人、目にほしのある者、ひぜんのある者、たむしのある者、こうがん  
 21 のつぶれた者などである。すべて司祭アロンの子孫のうち、身に欠陥のある人は、ヤー  
 ウエの火納物をささげるために近づいてはならない。かれは身に欠陥があるから、神の  
 食べ物をささげるために近づいてはならない。

22 しかしかれは、神の食べ物、神聖な物も最も神聖な物も、食べることができる。23 た  
 だし幕の前まではいることも、祭壇に近よることもしてはならない。かれは身に欠陥が

あるからである。かれはわたしの聖所を汚してはならない。わたしはそれを聖とするヤ  
 ーウエだからである』。

24 モーセはこのようにアロンとその子らとイスラエルのすべての子らに告げた。

22 1

2 奉獻の聖性<sup>(6)</sup>

司祭に要求される条件

ヤーウエはモーセに次のように仰せられ  
 た、<sup>3</sup> アロンとその子らに告げて、イスラエルの子らがわたしにさ  
 さげる神聖な物に対してうやうやしくふるまわせ、わたしの名を汚

さないようにさせよ。わたしはヤーウエである。

(4) アロンの司祭家を存続させ、またその血筋を汚さないように、司祭の娘をめとらなければならない、と  
 という意味に解されている(ルカ1:5参照)。一般司祭が未亡人をめとることができるのに対し、大司祭は処女をめと  
 らなければならない。

(5) ヤーウエは完全至聖であるため、司祭(16:13節)にもいけにえ(22:17)にも肉体上の完全性が要求され  
 ている。しかし肉体上の欠陥はその司祭の罪とがではないのであるから、司祭の分け前にあずかることはできた  
 (22:23節)。

(6) 18-20節にあげられている司祭の肉体上の欠陥に関するヘブライ語のあるものは、この箇所あるいは並行記  
 事(例、22:22)に出るだけで、正確な意味は不明。ラテン語訳は本節の「こうがんのつぶれた者」の代りに、「ヘル  
 ニア」と解している。

【注】(1) 本章は前章の司祭の聖性についての特別律法の続きで、神聖な物を食べる司祭に要求される律法上の清  
 浄(1-3節)、司祭以外の者についての規定(10-16節)、いけにえに要求される条件(17-25節)、時間的制約(26-30  
 節)、21:22章のための総括的結び(31-33節)から成る。

- 3 またかれらに言え、『おまえたちの代々の子孫のうち、汚れた身をもって、イスラエルの子らがヤーウエにささげる神聖な物に近づく者はだれでも、わたしの前から断たれるであろう。わたしはヤーウエである。
- 4 アロンの子孫のうち、らい病の者あるいは漏出ある者はだれでも、清くなるまで神聖な物を食べてはならない。<sup>(2)</sup>すべて死者によって汚れた者に触れる者、精を漏らす者、あるいは自分を汚すはうものに触れる者、または自分を汚す人に触れる者、その人の汚れがいかなるものであっても、<sup>1</sup>そのようなものに触れる者は夕まで汚れる。その者はそこからだを水で洗わなければ、神聖な物を食べてはならない。<sup>2</sup>日がいれば、その者は清くなり、そののち神聖な物を食べることができる。これはかれの食べ物だからである。
- 8 自然に死んだ獣、または野獣に裂き殺されたものを食べ、それによって身を汚してはならない。わたしはヤーウエである。
- 9 かれらはわたしのさとしを守らなければならない。かれらがこれを汚して罪を身に負い、死ぬことのないためである。わたしはかれらを聖とするヤーウエである。
- 10 司祭以外の者についての規定 すべて一般の人は神聖な物を食べてはならない。また司祭の同居人や雇い人も神聖な物を食べてはならない。<sup>1</sup>しかし司祭に金で買われた奴隷は、これを食べることができる。またその家に生れた奴隷も司祭の食べ物を食べることが

- 12 できる。司祭の娘が一般の人にとつくだならば、彼女は神聖な謝礼の分を<sup>(3)</sup>食べてはならない。<sup>1</sup>しかし司祭の娘が未亡人となり、あるいは出されて、子なくしてその父の家に帰り、<sup>(4)</sup>娘のころと同じようになれば、その父の食べ物を食べることができる。ただし一般の人はすべてこれを食べてはならない。<sup>1</sup>もし人が不注意から神聖な物を食べるならば、その者はそれと同じ物にその五分の一をつけ加え、それを司祭に返さなければならぬ。<sup>(5)</sup>
- 15 司祭は、イスラエルの子らの神聖な物、すなわちヤーウエに奉納された神聖な物を汚してはならない。<sup>1</sup>すなわち、イスラエルの子らに神聖な物を食べさせ、かれらに賠償をまねく悪を負わせてはならない。わたしはかれらを聖とするヤーウエである。<sup>1</sup>」
- 17 いけにえについての規定<sup>(6)</sup> ヤーウエはモーセに次のように仰せられた、<sup>18</sup>「アロンとその子のゆえに切れないものとみなされている。

(2) 4節にあげられている不浄については、11:13-15:17<sup>15</sup>、なお7:24参照。

(3) 7:32とその注13参照。

(4) 未亡人が父の家に帰った例としては、創38参照。子もちの未亡人と死んだ夫の家族とのつながりは、その子のゆえに切れないものとみなされている。

(5) 5:16参照。

(6) いけにえの完全性についての規定は、イスラエル人全体に告げられているが、これは特に奉獻の儀式執行者である司祭の留意すべき規定である。1-7章の場合と少し異なり、ここにあげられている奉獻祭儀は、全焼納祭(18-20節)と酬恩伴食祭(21-23節)の二つに大別され、さらにその二つの祭りはそれぞれ誓願奉獻と任意奉獻に分けられている。任意奉獻の場合には、ある程度の不完全性が許されているが、いけにえ選択のための時間がじゅ

の子らとイスラエルのすべての子らに告げよ、『イスラエルの家の者、またはイスラエルにいる他国の者のうち、だれでもささげ物を奉獻するとき、それがどのような誓願奉獻であろうと、どのような任意奉獻であろうと、全焼納祭としてヤーウエにささげるのであれば、おまえたちがよみされるように、牛、羊、またはきずのないやぎの雄をささげなければならない。』すべて欠陥のあるものはささげてはならない。それはおまえたちのためによみされないからである。一人が特別の誓願達成のため、または任意奉獻のために、牛、または羊を酬恩伴食祭のいけにえとしてヤーウエにささげるときは、それがよみされるためには、きずのないものでなければならぬ。それにはどんな欠陥もあってはならない。『めくらのもの、折れた所のあるもの、切り取った所のあるもの、うみの出るもの、ひぜんのあるもの、たむしのあるものなど、おまえたちはこのようなものをヤーウエにささげてはならない。またこれらを火納物として祭壇上でヤーウエにささげてはならない。』子牛または子羊で、奇形のもの、あるいは發育不充分のものは、任意奉獻のいけにえとすることはできるが、誓願奉獻のためにはよみされないであろう。『こうがんとつぶれたもの、砕けたもの、裂けたもの、切りとられたものを、おまえたちはヤーウエにささげてはならない。』またおまえたちの地で、このようなことをしてはならない。また、おまえたちはこれらを異邦人の手から受けて、おまえたちの神の食べ物としてさ

さげてはならない。これらのものには欠けた所があり、欠陥があるから、おまえたちのためによみされない。』  
 ヤーウエはモーセに次のように仰せられた、『子牛、小羊、またはやぎが生れたときは、これを七日の間その母親のもとに置く。八日目からはヤーウエにささげる火納物としてよみされるであろう。』おまえたちは牛または羊の類をその子と同じ日にほふってはならない。『おまえたちが賛美の伴食祭のいけにえをヤーウエにささげるときは、おまえたちがよみされるようにささげなければならない。』その日のうちにこれを食べ、それをあくる日まで残して置いてはならない。わたしはヤーウエである。  
**結び** おまえたちはわたしの命令を守り、これを行なわなければならない。わたしはイシはヤーウエである。『おまえたちはわたしの神聖な名を汚してはならない。わたしはイ  
 うぶんにある誓願奉獻の場合には、許されていない。賛美奉獻の場合のいけにえ伴食に関する29-30節は、715の規定をくり返したものである。  
 (7) 性の器官は神秘的な生命の起源と関係をもつので、性器のそこなわれている動物は、生命の造り主である神へのいけにえとしては特に不適當とみなされている。ラビたちは、本節後半をイスラエルにおける去勢禁止のおきてと解している。しかし、おそらくは、そのような動物をいけにえとして奉獻することだけを禁じたものである。次節前半は、外国人から得たそのような動物の奉獻を禁じている。  
 (8) 27-28節の規定が異教徒の迷信的習慣(出23:10参照)を禁じたものか、あるいは家畜の親の愛情に根拠を置いたものかは不明。

スラエルの子らのうちに聖とされなければならない。わたしはおまえたちを聖とするヤ  
 ーウエである。「わたしはおまえたちの神となるために、おまえたちをエジプトの地から  
 導き出したヤーウエである」。

### 祝 祭 日<sup>(1)</sup>

ヤーウエはモーセに次のように仰せられた、「イスラエルの子ら  
 に告げよ、『おまえたちが聖集会を召集すべきヤーウエの定め  
 の祝 祭、すなわちわたしの定め  
 の祝祭は次のとおりである。』

3 (一) 安息日<sup>(2)</sup> 六日の間は仕事をすることができる。しかし七日目は全き休みの安息日、  
 すなわち聖集会の日である。おまえたちはいかなる仕事もしてはならない。これはおま  
 えたちのすべての居住地において、ヤーウエにささげるべき安息日である。

4 (二) 過越の祭と種なしパンの祭 おまえたちが聖集会を召集すべき定め  
 の祝祭、すなわ  
 5 ちヤーウエの定め  
 の祝祭は次のとおりである。「はじめの月の十四日の夕はヤーウエの過  
 6 越の祭である。<sup>(3)</sup> またその月の十五日はヤーウエの種なしパンの祭りである。おまえたち  
 7 は七日の間は種なしパンを食べ、<sup>(3)</sup> そのはじめの日には聖集会を開かなければならない。  
 8 おまえたちはいかなる労働の仕事もしてはならない。おまえたちは七日の間、ヤーウエ  
 に火納物をささげなければならない。七日目にはまた聖集会を開き、いかなる労働の仕  
 事もしてはならない」。

9 (三) 初穂の祭 ヤーウエはモーセに次のように仰せられた、「イスラエルの子らに告  
 げよ、『わたしがおまえたちに与える地に、おまえたちがはいつて刈り入れをするとき、  
 11 おまえたちは刈り入れの初穂の束を司祭のもとに携えなければならない。かれはおま  
 えたちがよみされるように、その束をヤーウエのみまえに献納する。司祭は安息日のあく  
 12 る日<sup>(4)</sup>にこれを献納する。おまえたちはその束を献納する日に、一歳のきずのない雄の小  
 13 羊を全焼納祭としてヤーウエにささげなければならない。その穀祭には油を混ぜた小麦

【注】(一) ヤーウエの民、司祭、また奉獻に要求される聖性のことを扱った記事に続いて、本章は、ヤーウエとの  
 聖なる一致を固めあるいは更新する年間祝祭日のことを扱っている。

(二) 安息日に関する節、およびその前置きである節は、本章に最初からあげられていた祝祭日に適応させ  
 て書き入れられたものだといふことが、次の三つの理由からうかがえる。(一) 「聖集会」(祝祭の特徴、4節)が毎  
 週安息日に(エルサレムにおいて)開かれたといふことは、ほとんど考えられない。ただし、ユダヤ人が安息日ご  
 とに会堂に集まったという習慣がここに反映していると解するのであれば、別である。(二) 節は、本章にもと  
 らあつた総括的冒頭句<sup>4</sup>節をまねたもので、その文章は文法上統一がない。(三) 結びの37-38節では、安息日は祝祭  
 日のうちにはいらないものとみなされている。

(三) 過越の祭は種なしパンの祭に関連があるので、ここにあげられている(出12<sup>2-11</sup>、民9<sup>1-10</sup>、28<sup>16-25</sup>、申16<sup>1-10</sup>参照)。アピフまたはニサンと呼ばれる「はじめの月」は太陽暦の三月、四月に相当し、過越の祭は復活祭に  
 相当する。本節で「夕」と訳されている原語は、直訳では「二つの夕のあいだ」で、この表現の由来や意味につ  
 いては種々の説がある。

(四) 現在の文脈からは、この日は、種なしパンの祭の週の安息日の翌日ということになる。しかしユダヤ伝承  
 中ではニサンの月の十六日となっている。

粉を、ヤーウエにささげる火納物、すなわち意にかなうかおりとして、十分の二エファを用いなければならない。またその注油祭にはぶどう酒四分の一ヒンを用いなければならない。「おまえたちの神にささげ物を携えるその日まで、おまえたちはパンも、火にあぶった麦も、新穀も食べてはならない。これはおまえたちのすべての居住地においておまえたちが代々永久に守るべきおきてである。

(四) 五十日祭<sup>(5)</sup> おまえたちは安息日のある日から、すなわち献納の束を携えた日から満七週を数えなければならない。「すなわち第七の安息日のある日までに、五十日を数えて、ヤーウエに新しい穀祭の供え物をささげなければならない。」「またおまえたちは、十分の二エファの小麦粉に種を入れて焼いた献納のパン二つを、ヤーウエにささげる初穂として、おまえたちの居住地から携えなければならない。」「おまえたちはパンのほかに、一歳のきずのない雄の小羊七頭と、雄の子牛一頭と、雄羊二頭を全焼納祭のいけにえとして、穀祭の供え物と注油祭の供え物とともに、ヤーウエにささげなければならない。これはヤーウエの火納物、すなわち意にかなうかおりである。」「また雄やぎ一頭を償罪祭のいけにえとしてささげ、一歳の雄の小羊二頭を酬恩伴食祭のいけにえとしてささげなければならない。」「司祭はそれらを、すなわち小羊二頭を、初穂のパンとともに、ヤーウエのみまえに献納する。これらはヤーウエにささげる神聖な物であって、司祭に帰

する。「おまえたちはその日にふれを出し、聖集会を開かなければならない。おまえたちはいかなる労働の仕事もしてはならない。これはおまえたちのすべての居住地においておまえたちが代々永久に守るべきおきてである。

22 おまえたちが自分の地の刈入れをするときは、おまへの畑の両端を刈り取ってはならない。またおまへの刈入れの落穂を拾ってはならない。それらを貧しい人と他国の者とのために、残して置かなければならない。わたしはおまえたちの神、ヤーウエである<sup>(7)</sup>」。

(5) この祭は、前の祭から五十日目にあたるので、このように名づけられたのである(16節、なお申16:10参照)。このギリシャ名「ペンテコステ」は、新約では復活祭後五十日に祝われる聖霊降臨祭のために採用されている。ヘブライ名では「七週の祭」(民28:26)。種なしパンの祭では、大麦の初穂の束が奉献された。五十日祭では、小麦粉に種を入れて焼いた常用食のパンが奉献された。新しい作物を使用する前に、その初物をまずヤーウエに奉献することになっていた。

(6) 本章18-19節と民28:30は似ているが、わずかの差異が見られる。すなわち五十日祭に奉献されるいけにえは、前者では雄の小羊七頭、子牛一頭、雄羊二頭、雄やぎ一頭、さらに雄の小羊二頭、後者では雄の小羊七頭、子牛二頭、雄羊一頭、雄やぎ一頭である。レビ記のこの箇所にもともと書き入れられたものであり、両者間の差異はそのときの誤記によつて生じたのであろうと説明されている。また、司祭に帰するのは、18節の全焼納祭の「小羊七頭」ではなく、この「小羊二頭」であるということをはつきりさせるために、20節で「それら」のあとに、「小羊二頭」がつけ加えられたのであろうと説明されている。しかし以上の説明をもつて足りるとは言えない。

(7) この法規は19:10のくり返しであるが、ここでは収穫に関するおきてとしてあげられている。

(五) 第七の新月祭<sup>(8)</sup> ヤーウエはモーセに次のように仰せられた、<sup>23</sup>「イスラエルの子らに告げよ、『第七の月の第一の日をおまえたちの全き安息の日とし、その日に聖集会を開き、ラツパの響きをもって記念しなければならぬ。』おまえたちはいかなる労働の仕事もしてはならない。そしてヤーウエに火納物をささげなければならぬ。』」。

(六) あがないの日<sup>(9)</sup> ヤーウエはモーセに次のように仰せられた、<sup>24</sup>「なおまた、この第七の月の十日はあがないの日である。おまえたちは聖集会を開き、魂を苦しめ、ヤーウエに火納物をささげなければならない。これはおまえたちの神ヤーウエのみまえで、おまえたちのためになされるあがないの日であるから、その日にはいかなる仕事もしてはならない。その日に魂を苦しめない者はすべて身内から断たれるであろう。<sup>25</sup>またその日に仕事をする者がだれであっても、またそれがいかなる仕事であっても、わたしはその者を民のうちから断つであろう。』おまえたちはいかなる仕事もしてはならない。これはおまえたちのすべての居住地において、おまえたちが代々永久に守るべきおきてである。<sup>26</sup>これはおまえたちの全き休みの安息日である。おまえたちは魂を苦しめなければならぬ。またその月の九日の夕には、その夕から次の夕までおまえたちの安息日を守らなければならない。』」。

(七) 幕屋祭<sup>(10)</sup> ヤーウエはモーセに次のように仰せられた、<sup>27</sup>「イスラエルの子らに告げ

(八) 民28<sup>15</sup>では、毎月の新月の日に特別奉獻を行うべきことが規定されている。しかし、ここでは民29<sup>1</sup>の場合と同様、ただ第七の月(チスリ、九月と十月)の新月の日だけが祝祭日と呼ばれている。この新月祭は、前四五年にネヘミヤの指揮のもとに行なわれたエルサレム城壁の再建を記念し、その落成を盛大に祝ったものである。(この城壁はチスリの新月の五日前、すなわちエルルの月の二十五日に完成している——ネヘミヤ6<sup>15</sup>)。後年、ユダヤ人はこの第七の新月を正月と定めた。これは、おそらく、春に正月を祝うパビロニアの暦法を捨て、その隷属から離れたということであらう。今日ユダヤ人もこれを新年祭として守っている。しかし旧約聖書の中で、この祭を新年祭と呼んでいるところはなく、また常用された暦について述べているところもない。パビロン幽囚以前のイスラエル国とユダヤ国において採用されていた暦では、新年は、今日のユダヤ人が守っている暦と同様、秋にあたっていたが、おそらく第七の月(チスリ)ではなく、第八の月(プル)が正月とされていたものと思われる。ブルの月は、チスリの月の十五日から祝う幕屋祭(34節と注10参照)のあとにくる月である。イスラエル国が滅亡し、ユダヤ国がパビロニアに隷属するようになってからは(前7世紀末期——列下24—25章参照)、パビロニアの暦が採用された。司祭伝承の編者たちがモーセ五書の中で使用したのは、このパビロニアの暦である(例、創7<sup>11</sup>8・5・14の洪水の期日)。この暦は、祝祭日を定めるために本章(24<sup>27</sup>39節)や他の箇所(例、16<sup>28</sup>)に用いられているので、宗教暦として知られている。

(9) レビ16章、民26<sup>7</sup>参照。

(10) 「いおり祭」は一般には「幕屋祭」として知られている。「いおり」はヘブライ語では「スコテ」(創33<sup>17</sup>に地名としてあらわれている同語参照)。40<sup>1</sup>も節に規定されているように、屋上や庭に木の枝でかりのいおりを造ったという習慣から、このような名がつけられている。元来これは、第三の収穫、すなわち果実とくにぶどうやオリーブの収穫を感謝する祝祭(申13<sup>1</sup>参照)で、「年のおわりに」あたっていた(出23<sup>16</sup>)。シロにおける祝祭(士20<sup>1</sup>)はこのようにいおり祭であった。この祭はヨハネ7<sup>37</sup>にもしるされている。

36 はならない。また七日の間ヤーウエに火納物をささげなければならない。八日目にはまた聖集会を開きヤーウエに火納物をささげなければならない。これは祝いの会であり、おまえたちはいかなる労働の仕事もしてはならない。

37 **結び** 以上はヤーウエの定め<sup>(11)</sup>の祝祭であつて、おまえたちは聖集会を召集してヤーウエに火納物としての全焼納祭、なお穀祭、いけにえ、注酒祭の供え物を、定められたそれぞれの日<sup>(11)</sup>にささげなければならない。このほかに、ヤーウエの安息日、またおまえたちがヤーウエにささげる献上物、誓願奉獻、任意奉獻がある。

39 **幕屋祭についての追録** なおまた、おまえたちが地の産物を集め終つた第七の月の十五日から七日の間、おまえたちはヤーウエの祭を祝わなければならない。はじめの日も全き休みの日とし、八日目も全き休みの日とする。はじめの日には、美しい木の實と、なつめやしの枝と、茂つた木の枝と、谷のはこやなぎの枝とを取り、七日の間おまえたちの神、ヤーウエのみまえて<sup>(12)</sup>楽しまなければならぬ。

41 おまえたちはこれをヤーウエにささげる祭として、年に七日の間、祝わなければならない。これはおまえたちが代々永久に守るべきおきてであつて、第七の月に祝わなければならない。おまえたちは七日の間、いおりに住み、イスラエルで生れた者はすべていおりに住まなければならない。これはわたしがイスラエルの子らをエジプトの地から導

き出したとき、かれらをいおりに住ませたことを、おまえたちの代々の子孫に知らせるためである。わたしはおまえたちの神、ヤーウエである』。

44 モーセはヤーウエの定め<sup>(11)</sup>の祝祭をイスラエルの子らに告げた。

24

1 (一) **ともしび**

### 幕屋の調度

イスラエルの子らに命じて、ともしびのためにオリブをつぶして採つた純粹の油をおまえの所に携えさせ、絶えずあかりを燃え続かせ

3 よ。アロンは会見の幕屋のうちのあかしの幕の外で、夕から朝まで絶えず、ヤーウエのみまえにそれをととのえなければならない。これはおまえたちが代々永久に守るべきおきてである。かれは純金の燭台<sup>(2)</sup>の上に、燈火を絶えずヤーウエのみまえにととのえなければならない。

(11) 八日間のいおりに祭において毎日奉獻すべきいけにえについては、民29<sup>12-38</sup>参照。

(12) 本節に示る木の種類は、正確にはわからない。ネヘミヤ8<sup>15</sup>では、これらを用いていおりを造ることになっている。ユダヤ伝承では、「美しい木」はシトロン(レモンやオレンジ)と了解されている。幕屋祭の行列のときに、人々は実のついたシトロンの枝やその他の木の枝を手にもつて歡呼した。「茂つた木」はおそらくミルトスのことであろう。

【注】(1) 1-3節は出27<sup>20-21</sup>とほとんど同じ。他方サムエル上3<sup>3</sup>では、ともしびを絶えず燃え続かせておくというこの規定に反する慣例がほめかされている。

(2) 原文には「金」という語はない(6節の「純金の机」の場合も同じ)。したがって、「清い燭台」とも解さ

- 5 (二) 供えの菓子 おまえは小麦粉を取り、それで十二の輪菓子<sup>(1)</sup>を焼かなければならぬ。その輪菓子一個に小麦粉十分の二エファを用いなければならない。それを六つずつに分けて二列に並べ、ヤーウエのみまへの純金の机の上に置かなければならぬ。おまえはそれぞれの列のそばに、純粋の乳香を置かなければならぬ。これをパンの記念の分としてヤーウエにささげる火納物とするためである。<sup>(3)</sup>アロンは安息日ごとに絶えず、ヤーウエのみまえにこれをととのえなければならぬ。これはイスラエルの子らのささげるものであって永久の契約である。<sup>(4)</sup>これはアロンとその子らのものとなる。<sup>(5)</sup>かれらはこれを神聖な所で食べなければならない。これはヤーウエの火納物のうち、かれのために定められた永久の分であって、最も神聖なものだからである。
- 10 エジプト人を父とし、イスラエル人を母とする者が、イスラエル
- 11 冒とくに対する 罰と同罪刑法<sup>(6)</sup> の子らの所に出て来て、宿营地の中でこのイスラエルの女の産んだ子と、イスラエルびとが争いをし、そのイスラエルの女の産んだ子がみ名を冒とくしてのろつたので、人々はかれをモーセのもとに連れてきた。その母はダン族のデブリの娘で、その名はシロミテといつた。人々はかれを監禁し、ヤーウエの意がかれらに示されるのを待った。
- 12 ヤーウエはモーセに次のように仰せられた、<sup>(7)</sup>あののろつた者を宿营地の外へ引き出

- 13 し、それを聞いたすべての者には手をかれの頭の上に置かせ、全会衆には石をかれに投げ撃たせよ。またイスラエルの子らに次のように告げよ、『神をのろう者はだれでもその罪を負わなければならない。ヤーウエの名を冒とくする者は、死刑に処する。全会衆は

れる。この燭台の造り方は出25<sup>31-40</sup>に詳述されている。ローマのテイトスがいせん門にその彫刻が見られる。これはテイトスの率いるローマ軍隊が紀元七〇年にエルサレムを征服し破壊した後、燭台を戦利品としてユダヤから持ち帰ったことを描いたものである。

(3) 「列」と訳されている語には、「重ね」の意味もある。乳香は輪菓子の上部にふりかけられたか、あるいは盛り上げられたのか判明しない。ユダヤ伝承では、乳香は二つの金の杯に入れられて机の上の輪菓子の横に置かれ、輪菓子がさげられる時、「記念の分」もしくは輪菓子の代りとして香壇で焼かれて火納物とされたとなっている(2注<sup>2</sup>参照)。「純金の机」の構造については、出37<sup>10-16</sup>参照。

(4) 引合いに出されている契約は、おそらく安息日がそのしるしとなっているシナイの契約のことであろう(出31<sup>16</sup>参照)。十二の輪菓子(5節)はイスラエル十二族の表象。

(5) この例外については、サムエル上21<sup>17-18</sup>、マタイ12<sup>3-4</sup>参照。

(6) この部分は罪と刑罰を論じているので、19章の前かうしろに置いたほうが適當であるように思われる。しかしそれが幕屋調度の記事のすぐあとにつけられたのは、おそらく神ヤーウエの名の聖性を扱ったこの部分が、祭儀の聖性を扱った幕屋調度の記事に関連があるからであろう。10<sup>14</sup>節の場合のように、事件が原因となって規定がもうけられたという他の例については、民9<sup>1-15</sup>15<sup>32-36</sup>27<sup>1-11</sup>参照。

(7) 出12<sup>38</sup>参照。

(8) ギリシヤ語訳では「名をいう」。後年ユダヤ人たちはこの意味にとつてヤーウエの名をいうことを避け、その代りに「アドナイ」(あるじ)を用いた。11節と10節でヤーウエの名が省かれていることに留意。この規定が適用された例としては、列上21<sup>1-13</sup>参照。

かれに石を投げ撃たなければならない。他国の者にせよ、この国に生れた者にせよ、み  
名を冒とくする者は死刑に処する。

17 人を打ち殺す者はだれでも、死刑に処する。家畜を打ち殺す者は、そのうめあわせを  
18 しなければならぬ。命には命を。<sup>(9)</sup>一人が隣人に傷を負わせるならば、同じことがその者  
19 になされなければならない。すなわち骨折には骨折、目には目、歯には歯を。人に傷を  
20 負わせたように、その者も負わなければならない。家畜を打ち殺す者はそのうめあわせ  
21 をしなければならぬ。人を打ち殺す者は死刑に処する。おまえたちは他国の者にもこ  
22 の国に生れた者にも、この同一の定めを用いなければならない。わたしはおまえたちの  
神、ヤーウエだからである。』

23 モーセがイスラエルの子らに告げたので、かれらはのろつた者を宿営地の外へ引き出  
し、その者に石を投げ撃った。イスラエルの子らはヤーウエがモーセに命じたとおりに  
行なった。

25

1

安息の年<sup>(1)</sup>

ヤーウエはシナイ山でモーセに次のように仰せられた。『イスラ  
エルの子らに告げよ、『わたしが与える地におまえたちがはいったと  
き、その地はヤーウエに対して安息を守らなければならない。六年の  
間おまえは畑に種をまき、六年の間ぶどう畑の枝を刈りこみ、その産物を集めなければ

4 ならない。しかし七年目は地にとっての全き休みの安息、すなわちヤーウエにささげる  
安息の年でなければならない。おまえは畑に種をまいてはならない。またぶどう畑の枝  
5 を刈りこんではならない。刈り入れのときに落ちた実からはえたものを刈り入れてはな  
らない。またおまえの聖別した<sup>(2)</sup>ぶどうの実を他人が取れないようにしてはならない。こ

(9) 出22<sup>28</sup>、申33参照。他の古代法典にも見られる。文字どおりの意味ではなく、じゅうぶんなつぐないを  
意味する古代における法律上の特殊表現。しかし「命には命を」という死刑の罰は、今日においても故意に人を殺  
害した場合に見られる。

【注】(1) 人にとって毎週七日目がヤーウエを尊ぶための安息の日であったように、地にとっては七年周期の七年  
目がいつも全き休み、すなわちヤーウエに対してなされる安息の年であった(2<sup>1</sup>節)。また過越後七週間たって  
五十日目がペンテコステ(五十日祭)の特別な祝祭日であったように、七回目の七年周期の後、すなわち五十年目  
(または四十九年目、言いかえると第七番目の安息の年、注<sup>3</sup>参照)にヨベルの年があった(8<sup>1</sup>節)。本章を完全  
に解明するのはほとんど不可能のように思われる。本章の法規はあたかも古代のイスラエル人が早くからそれを守  
っていたかのように示されているが、実際はバビロン幽囚後にもされた理想的法規であると考える者もいた。  
本章の法規がかつて実施されたことのある法規の根拠をなすものを含んでいることに今日学者一般の意見の  
一致がみられる(注4<sup>5</sup>参照)。本章に示されている法規は、後に施行されなくなっても、イスラエルの地および  
イスラエルの子らはヤーウエに属するものである(23<sup>25</sup>節)という考えに基づくイスラエルの社会正義の永久原理  
を具現するものとして「書き物」の中に保存され、尊ばれた。

(2) 「聖別した」と訳した原語「ナシル」(11節にも用いられている)は、誓願をたてることによって一定の期  
間ヤーウエのために聖別された者を示す宗教用語である(民6<sup>11</sup>)。このような人たちは髪を切ったり、刈った  
りしなかったので、多くの学者は本章の「ナシル」をぶどうの枝に関連させて、「手入をしなかった」と訳してい  
る。ちなみに19<sup>23</sup>では宗教用語「割礼」が初めて実を結ぶ木に対して用いられている。

6 れは地にとって全き休みの年でなければならぬ。しかし安息の年の地の産物は、おま  
 7 へたちの食べ物となる。すなわち、おまえとおまえのしもべ、はしため、おまえのもと  
 8 に住んでいる雇い人と滞在者、またおまえの家畜とおまえの地にいる獣とのために、そ  
 9 の産物はすべて食べ物となる。<sup>(4)</sup>

8 総則 おまえは年の週を七たび、すなわち七年を七回数えな  
 9 ヨベルの年<sup>(5)</sup> ければならない。年の週の七倍は四十九年となる。七月の十日にお  
 10 と同胞愛 まえは角ぶえを響かせなければならぬ。すなわち、おまえたちはあ  
 11 がないの日に、おまえたちのすべての地に角ぶえを響かせなければ

10 ならない。おまえたちはその五十年目<sup>(6)</sup>を神聖なものとし、その地に住んでいるすべての  
 11 者に自由を宣言しなければならぬ。この年はおまえたちにとってヨベルの年でなければ  
 12 なければならない。おまえたちはそれぞれその所有の地に帰り、それぞれの家族のもとに帰ら  
 なければならない。

11 その五十年目はおまえたちにとってヨベルの年でなければならぬ。おまえたちは種  
 12 をまいてはならない。落ちた実からはえたものを刈り入れてはならない。また聖別した  
 ぶどうを他人が取れないようにしてはならない。なぜならこれはヨベルの年だからであ  
 る。それはおまえたちにとって神聖なものでなければならぬ。おまえたちはただ畑か

(3) 直訳では「地の休み」。多くの学者は地の「安息」とは全き休閑のことであろうと考え、これらのことは  
 を第七年目の天然産物を意味する詩的表現であると説明する。しかし、地の「休み」はむしろ富んだ所有者または  
 債権者が自分のために地に種をまき、収穫を集め、たくわえることをせずに(3節)、その地をすべての人に自由に  
 使用させることを意味するものであると解するのが適切なようである。

(4) 出23:11では、貧しい人々に食べ物を与えその残りを野獣に食べさせることが、安息の年の制定されたお  
 もな理由であったように思われる。本文では、土地の「安息」が全面的に同時に行なわれたように示されている  
 が、実際には、輪作的な方法が用いられていたと信じることもできる。

(5) 「ヨベル」とは「雄羊の角」を意味するヘブライ語であると同様に、9節の「角笛」と訳されるヘブライ  
 語の「シヨファル」は本来は「やぎの角」を意味する語であるが、一般にラツパのために用いられるようになった。<sup>(1)</sup>  
 た。しかし最近「ヨベル」を「譲り渡し」と訳しているギリシャ語訳を正当化する強い論証があらわれた。「ヨベ  
 ルの年」は、(1) 他人の手に移ったすべての不動産(18-17234節)、(2) 奴隷となったすべてのイスラエル人(35-  
 36節)のためになされる二重の「自由」の年であり(10節)、そこには七年周期の「安息の年」の根底をなすあわれ  
 みの原則がこの上なく適用されている。このような法規が作成されたのはイスラエル人がカナンを占有したころで  
 あつたらう。なお、この法規はカナンの地が初めてイスラエルの十二支族に分譲されたからただ一度だけ実施され、  
 後には理想的法規として律法の中に残しとどめられたものと思われる。「ヨベル」を示す本章10節の「自由」と同  
 じことは預言者イザヤはヤウエの「恵みの年」のために用い(イザヤ61:1)、キリストは貧しい者、圧迫さ  
 れた者の救い主である自分自身に適用している(ルカ4:18)。教会は二十五年度ごとに祝う聖年をヨベルと呼び、  
 その年には特に全免償を与えている。

(6) 「五十」という数字から第七回目の安息の年の後に続く年がヨベルの年であったと主張する者が多い。な  
 お、かれらは安息の年を「休閑」の年と思つたように、11節に示されていることからヨベルの年も「休閑」の年  
 とみなす。したがってヨベルの年は安息の年に次ぐ第二の「休閑」の年となる(21節も参照)。しかし、「五十」と  
 という数はただ単に「四十九」の概数であると考えるか、あるいはキリストのからだに金曜日から日曜日まで「三日  
 間」墓の中にあつたと言われるように(マタイ12:40参照)、始めの年と終りの年をともに算入して言われる数である  
 と考えるのがよいように思われる。

ら直接取って食べなければならない。

- 13 土地の評価 このヨベルの年には、おまえたちはおのおのその所有の地に帰らなければならぬ。おまえの隣人に物を売り、あるいはおまえの隣人の手から物を買う時には、おまえたちは互に兄弟をおさえつけてはならない。おまえはヨベル後の年数にしたがって隣人から買わなければならない。またその者は収穫年数にしたがっておまえに売らなければならない。年数が多ければ、その値を増し、年数が少なければ、その値を減らさなければならない。その者がおまえに売るものは収穫の回数だからである。おまえたちは互に隣人をおさえつけてはならない。おまえの神を恐れなければならない。わたしはおまえたちの神、ヤーウエである。(7)

18 安息の年についての追録

おまえたちはわたしのおきてを行ない、わたしの定めを守

- り、それらを行なわなければならない。そうすれば、おまえたちはその地に安心して住むであろう。一地はその実を結び、おまえたちは飽きるまで食べ、安心してその地に住むであろう。『七年目に種をまかず、収穫を集めなければ、われわれは何を食べようか』とおまえたちが言うであろうから、一わたしは命じて六年目におまえたちに祝福をくだし、三か年分の産物を実らせるであろう。おまえたちは八年目に種をまく時にも、なお

古い産物を食べているであろう。九年目の産物を手に入れるまで、なお古いものを食べるであろう。(8)

23 土地の買いもどし

地は永代に売ってはならない。地はわたしのものである。

- 24 おまえたちはわたしのもとにいる他国の者、または滞在者だからである。おまえたちのすべての所有地において、その土地の買いもどしをみとめなければならない。

- 25 おまえの兄弟が貧しくなり、その所有の地を売ったならば、その者と血のつながりのある買いもどし人が来て、その兄弟の売ったものを買ひもどす。その者にそれを買ひも

(7) これらの法規の根底をなすものは、ヤーウエがイスラエルの地の真の所有者(23節)であるという考えである。その地を世襲の財産としてイスラエルの十二族に割り当てたのはヤーウエである。

(8) さばくの旅の六日目に二倍のマンナをイスラエル人に与えた神は(出16:21-26)、ここでは六年目ごとに七年目ばかりでなく、八年目の刈り入れまで、さらに九年目までも十分食べられるだけの収穫をかれらに与えることを約束する。多くの学者は21節の「三か年分の産物を実らせるであろう」と22節の「九年目の……」とからヨベルの年は前年の安息の年に重なる「休閑」の年であったと証明しようとする(すなわち四十九年目と五十年目、注6参照)。しかし22節では何を食べるかという問題は八年目(五十年目)ではなく、ただ「七年目」だけである。また22節の安息の年後の最初の種まきは「九年目」ではなく、「八年目」となっている。したがって、21節の「三か年分の産物」も22節の「九年目の」もともにヤーウエから与えられるありあまるほどの収穫を意味するものと解するほうが至当であるように思われる。

(9) 不動産は三つに区分され、それぞれの規定が設けられている。(ア) 所有地(21-22節)、(イ) 城壁に囲まれた町の中の家とそうでない町の家(23-24節)、(ウ) レビ人の町にある家とその町のまわりの放牧地(25-26節)。

(10) ここで「買いもどし人」と訳した名詞とこれに対応する「買いもどす」という動詞の原語は聖書では多く

どしてくれる人がおらず、そしてその者に余裕ができて自分で買いもどすことができるようになったときは、「その者は、それを売った時からの年を数えて、買い主にその残り<sup>27</sup>を返し、その所有地に帰る。」しかしもし買いもどす余裕がないならば、売った物はヨベルの年まで買い主の手にある。ヨベルの年には自由になり、その者はその所有地に帰る。<sup>28</sup>

<sup>29</sup> 家の買いもどし 人が城壁のある町の中の住まいを売ったときは、売ってから満一年の間はそれを買ひもどす権利がある。買いもどしはこの期間に限る。しかしもし満一年が過ぎても買いもどしがなされないならば、城壁のある町の中のその家は永代にそれを買った人のものとなって代々に受け継がれ、ヨベルの年にも自由にならない。<sup>30</sup>しかし周囲に城壁のない村々の家は、その地方の畑と同じようにみなされ、買いもどすことができ、ヨベルの年には自由になる。

<sup>31</sup> レビ人の町 レビ人の町々、すなわちかれらの所有する町々の家については、レビ人はいつまでもそれを買ひもどすことができる。<sup>32</sup>レビ人から買いもどしをする場合、その所有の町にある売られた家はヨベルの年に自由になる。イスラエルの子らのうちにあるレビ人の町々の家は、かれらの所有だからである。「かれらの町々に属する放牧地は売ってはならない。それは永久にかれらの所有だからである。」

<sup>33</sup> 貪しい同胞へのあわれみ おまえの兄弟が貧しくなり、おまえへの債務を果せなくな

ったときは、他国の者または滞在者よ、おまえはかれを助けておまえとともに生きながらえさせなければならない。「おまえはかれから利子や利息をとってはならない。おまえの神を恐れ、おまえとともにおまえの兄弟を生きながらえさせなければならない。」<sup>34</sup>

の異なった意味で用いられている。<sup>35</sup>10節では肉親によってなされる奴隷の解放、民35<sup>12</sup>10では殺人者に対して近親者がする血の復しゅう、ルツ3<sup>1</sup>4<sup>6</sup>では近い親せきによる未亡人の子のない状態からの救いを意味している。この語の根本的な意味は「解放」または「救い」である。

(11) 城壁に囲まれた町の中の家は城壁で耕作地から切り離されているので、土地に関する規定とは別の規定を有する。しかし城壁で囲まれていない村またはいなかの家は土地と同じ規定にしたがう。

(12) レビ族は自分の所有地を持たなかったが、町は持っていた。そして、かれらの町と家は他の支族の所有地に関する規定にしたがった。またかれらの町の周囲の放牧地に関する規定はさらにきびしかった(34節)。

(13) ここでは単にレビ人から買うことを意味しているようである。「買いもどし」と特に言われているのは、レビ人の所有するすべての不動産は、最初は他の支族の所有に属していたもので、かれらがレビ人にそれを与えたからである(民35<sup>1</sup>参照)。なおヨベルの年の制定はイスラエルのカナン移住直後であったと考えれば(本章注5参照)、なぜ「買う」と言わないで、「買いもどす」と言われているかがよくわかる。ラテン語訳は動詞「買いもどす」を打ち消して、全く違った意味に訳している。すなわち「もしそれらが買いもどされなかったならば、それらはヨベルの年にその所有者に返される」。

(14) 土地はヤーウエに属するもので、永久的に売り渡されてはならない(23節)。これと同じくイスラエル人はヤーウエによってエジプトから導き出されたヤーウエのしもべであって、かれらは終身の奴隷となってはならない(42<sup>55</sup>節)。31<sup>10</sup>節の法規は、イスラエル人が本当の奴隷となることがないように、かれらを守るために設けられたものである。41<sup>55</sup>節はイスラエル在住の異邦人の奴隷となったイスラエルの買いもどしについて、44<sup>55</sup>節はイスラエル人の奴隷となる異邦人について述べている。

えは利子をとってかれに金を貸してはならない。また食物を貸して利益をはかってはならない。「わたしはおまえたちにカナンの地を与え、おまえたちの神となるために、おまえたちをエジプトの地から導き出したおまえたちの神、ヤーウエである。」

39 同胞奴隷

おまえの兄弟がおまえにかかわって貧しくなり、おまえに身を売るとき

40 は、かれを奴隷のように仕えさせてはならない。「かれを雇い人のように、あるいは滞在者のようにおまえの所におらせなければならぬ。かれはヨベルの年までおまえのもとで仕える。」そしてかれは子らとともにおまえのもとから出て、その家族のもとに帰り、父の所有地にもどる。<sup>(15)</sup>かれらはわたしがエジプトの地から導き出したわたしのしもべだからである。かれらは身を売って奴隷となつてはならない。「おまえはかれをきびしく使つてはならない。おまえの神を恐れなければならない。」

44 外国人奴隷

おまえたちの周囲の異邦人のうちから手に入れた男奴隷や女奴隷につ

45 いては、おまえたちはかれらから男奴隷や女奴隷を得ることができる。「またおまえたちの所にとどまっている者の子らのうちから、すなわちかれらからも、またおまえの地で生れておまえたちの所にいるその家族からも買うことができる。かれらはおまえたちの所有となる。「おまえたちはおまえたちの後の子らに、かれらを所有として継がせることができる。すなわちおまえたちはかれらを永久に奴隷として仕えさせることができる。」

しかし、おまえたちの兄弟、イスラエル人の子らを互にきびしく使つてはならない。<sup>(17)</sup>

47 奴隷の買いもどし

おまえとともにいる他国の者、または滞在者が富み、かれのも

とにいるおまえの兄弟が貧しくなつて、おまえの所に滞在する他国人または他国人の家族のひとりに身を売るときは、<sup>48</sup>かれが身を売った後でもかれを買いもどすことができる。かれの兄弟のひとりがかれを買いもどさなければならぬ。<sup>(18)</sup>かれのおじやその子もかれを買いもどすことができる。またかれの家族の肉親の者もかれを買いもどすことが

(15) 最大限四十九年(ヨベルの年)の奉公期を認めているこの箇所と異なり、奴隷となつたヘブライ人に関する出21:1と民15:16の法規は標準的にただ六か年の奉公をゆるしている。なおこれによると、六年経過すれば奴隷ヘブライ人は望みにより自由に終身奴隷生活を続けることができた。奴隷となつたイスラエル人に関するレビ記の法規は、出エジプト記や民数記のそれとは異なつた社会状態、特に異邦人を奴隷にすることができるような状態(44-46節)を前提としている。レビ記が命じる奴隷イスラエル人の奉公期は比較的長期であるが、しかし、かれはイスラエル人の主人のもとで働く雇い人とみなさるべきで(39-44節)、本当の意味での奴隷ではない。イスラエル在住の異邦人の奴隷となつたイスラエル人はいつても買いもどされることができ、またかれは自分で金を払つて自由の身となることができた(47-48節)。

(16) これと同じ表現が出1:14では、エジプト人が主人となつてイスラエル人を酷使したことをしるすために用いられている。

(17) 奴隷に関するこれらの法規はキリスト教の理想からすれば、はるかに劣つたものであるが、当時の他の国にそれと比べるとはるかにすぐれたものである。律法の完成者キリストの来臨によって、もはや「異邦人とユダヤ人」、「奴隷と自由人」の差別はなくなった(コロサイ3:11)。

(18) 奴隷となつたイスラエル人のこのような買いもどしの例は、ネヘミヤ5:にみられる。

50 できる。あるいはかれに余裕ができれば、かれが自分自身を買いもどす。かれは買主  
 とともに自分が身を売った年からヨベルの年までを数え、身のしる金はその年数にした  
 51 がって決める。それは雇い人の場合と同じようにする。なお残りの年が多いならば、そ  
 52 れに応じて自分が買われた金額のうちから、あがないの金を返す。しかしもしヨベルの  
 年まで残りの年が少なければ、かれはこの者とともに数え、その年数に応じてあがな  
 53 いの金を返す。かれは年々雇われる者と同じように扱われなければならない。かれをお  
 54 まえの目の前<sup>19</sup>できびしく使わせてはならない。しかしもしかれが以上のようにして買  
 55 もどされないならば、かれはヨベルの年に子らとともに出る。イスラエルの子らはわた  
 しに属するしもべであり、かれらはわたしがエジプトの地から導き出したわたしのしも  
 べだからである。わたしはおまえたちの神、ヤーウエである。

26

1

### 聖性法典の 根本原理<sup>(1)</sup>

おまえたちは自分のためにむなししい神々を造ってはならない。ま  
 2 自分のために偶像や石の柱も立ててはならない。またおまえたち  
 の地に像をしるした石板を立て、それに向かって身をかがめてはな  
 らない。わたしはおまえたちの神、ヤーウエだからである。おまえ  
 3 たちはわたしの安息日を守り、わたしの聖所を敬わなければならない。わたしはヤーウ  
 エである。

3 もしおまえたちがわたしのおきてにしたがって歩み、わたしの命  
 4 遵法に対する 命を守って、これを行なうならば、わたしはおまえたちに適当な時  
 5 祝 福<sup>(2)</sup> 期に雨<sup>(3)</sup>を与え、地はその産物を出し、畑の木はその実を結ぶであろ  
 う。おまえたちの麦打ちはぶどうの取入れの時まで続き、ぶどうの  
 6 取入れは種まぎの時まで続くであろう。おまえたちは飽きるほどパンを食べ、おまえた  
 ちの地に安心して住むであろう。

(19) これはこのような扱いぶりを目のあたりに見ていながら、それを中止させず、または抗議を申し入れない  
 ことを意味する。

[注](1) 「聖性法典」の主要禁令(偶像崇拜については、1節と19<sup>+</sup>とを対照)と命令(安息日と聖所に関しては、  
 2節と19<sup>30</sup>とを対照)とを再録する。1節は、遵法に対する祝福(1-15)と遵法に対するのろい(14-30)とを列挙  
 する本章の序文のようなものである。本章はイスラエル人の改心と再興の予告で終っている(40-46節)。

(2) ここにあげられる祝福は旧約時代の原始的な考えに合ったもので、おもに物質的な祝福である(4-10)。  
 しかしこれらの物質的祝福の後には、すべての祝福の源であり、完成である霊的祝福、すなわちヤーウエはイスラ  
 エル人のうちに愛をもつてとどまるということが付加されている。なお預言者たちはこれと似たような表現を用い  
 て、きたるべきメシア時代の霊的祝福を告げている。以下注45。参照。

(3) この語はモーセ五書中、この箇所だけに複数形で用いられている。それは春と秋の雨を意味したものであ  
 る(申11<sup>4</sup>、ヤコブ5<sup>7</sup>、なおエゼキエル34<sup>3</sup>参照)。この春秋両季の雨は、パレスチナの農作のためになくては  
 ならないものである。

(4) これは収穫が夏の終りまで続くほど、またぶどう摘みが秋の種まきまで続くほど豊かであるという意味。



実を結ばないであろう。

21 もしおまえたちがなわたしにさからって歩み、わたしに聞き従わないならば、わたしはおまえたちの罪に応じて、さらに七倍の災いをおまえたちに加えるであろう。わたしはおまえたちに野獣を送り、この野獣はおまえたちの子どもを奪い、家畜を滅ぼし、民を少なくするであろう。そしておまえたちの道は荒れ果てるであろう。

22 もしおまえたちがそれでもなお、わたしのいましめを受け入れず、さらにわたしにさからって歩むならば、わたしもまたおまえたちにさからって歩み、おまえたちの罪のゆえに七回おまえたちを打つであろう。わたしはおまえたちの上につるぎを臨ませ、契約の復しゅうをするであろう。おまえたちが町々に引きこもる時、わたしはおまえたちのうちに悪疫を送り、おまえたちは敵の手に渡されるであろう。わたしがおまえたちのつえとす(8)パンを折る時、十人の女が一つのかまどでパンを焼き、はかりにかけておまえたちのパンを返すであろう。しかしおまえたちは食べても満ち足りることはないであろう。

27 それでもなお、おまえたちがわたしに聞き従わず、わたしにさからって歩むならば、わたしも怒りをもっておまえたちにさからって歩み、おまえたちの罪のゆえにわたし自身おまえたちを七倍重くこらしめるであろう。おまえたちは自分のむすこの肉を食べ、また自分の娘の肉を食べるであろう。(9)わたしはおまえたちの高台をこぼち、おまえたち

の香炉を打ち砕き、偶像(10)の死体の上におまえたちの死体を捨て、わたしは心におまえたちを忌みきらうであろう。またわたしはおまえたちの町々を廢墟とし、おまえたちの聖所を荒らし、おまえたちのささげる意にかなうかおりをかがないであろう。わたしは地を荒らすので、そこに住む敵はそれを見て驚くであろう。わたしはおまえたちを異邦人のうちに散らし、つるぎを抜いておまえたちのあとを追うであろう。おまえたちの地は荒れ果て、おまえたちの町々は廢墟となるであろう。

34 その時、すなわちおまえたちが敵の地において、地が荒れ果てているその間、地はその安息の年をもらい受けるであろう。その時、地は休み、その安息の年を返し渡すである

(8) 直訳では「パンのつえ」。イザヤ31、詩105「10」を参照。パンはパレスチナの主食であって、それを焼くために通常家庭の主婦は自分のかまどを使用する。本節は十家族のために一つのかまどでまにあうというほど、パンの原料が欠乏する時について述べたもの。

(9) 例として列下624を参照。歴史家フラビウス・ヨセフスはエルサレムが紀元七〇年にローマ軍によって包囲された時の惨状をしるすに当って、同じようなことを述べている。

(10) ここで「偶像」をさすために用いられている語は、本来は丸めたふんを意味する軽べつ(11)のことである。この語はモーセ五書ではここに申29にだけ用いられているが、エゼキエルには四十回以上出る(これと似たものに創31の「テラフイム」「腐敗物」がある。その注を参照)。「高台」は偶像をまつる岡の上の聖所をさす。それは通常自然美をそなえた所にある。エゼキエル6:1を参照。「香炉」の原語は最近まで一般に「太陽の柱」を意味するものと思われていた。

35 う。<sup>(11)</sup>「地は荒れ果てているその間、安息をするであろう。それはおまえたちがそこに住んでいる時、おまえたちの安息の年に与えられなかった安息である。またわたしはおまえたちのうちまだ残っている者の心を、敵の地においておびえさすであろう。かれらは飛ぶ木の葉の音にも追いたたられ、つるぎをのがれて逃げる者のように逃げ、追う者もないのに倒れるであろう。かれらは追う者もないのに、つるぎの前から逃げるように折り重なって倒れるであろう。おまえたちは敵の前に立つ力をもたないであろう。異邦人のうちにあっておまえたちは滅びうせ、敵の地はおまえたちを食いつくすであろう。なおおまえたちのうちに残っている者は、おまえたちの敵の地で自分の悪のゆえにやつれ果て、また先祖の悪のゆえにかれらと同じくやつれ果てるであろう。」

40 しかしかれらは、わたしに背信をなし、またわたしにさからって  
41 イスラエル民族 歩んだかれらの悪とかれらの先祖の悪を告白するであろう。「わたし  
再興の保証 もまたかれらにさからって歩み、かれらを敵の地に引いて行ったの

である。その時もし、かれらの無割礼の心がへりくだり、悪のゆえ  
42 に償いをするならば、「わたしはヤコブとの契約を思い起こし、またイサクとの契約、ア  
43 ブラハムとの契約を思い起こし、またその地をも思い起こすであろう。しかし地はかれ  
らから離れて捨て置かれるであろう。そして地はかれらから離れ、荒れ果てている間に、

その安息の年をもらい受けるであろう。かれらは悪のゆえに償いをしなければならぬ。  
44 かれらはわたしの定めを捨て、心にわたしのおきてを忌みきらったからである。「それ  
にもかかわらず、わたしはかれらが敵の地にいる間、かれらを捨てず、また忌みきらわ  
ず、かれらを滅ぼしつくさず、かれらとの契約を破りはしないでであろう。わたしはかれ  
45 らの神、ヤーウエだからである。「わたしはかれらの先祖たちとの契約をかれらのために  
思い起こすであろう。かれらはわたしはその神となるために異邦人の目の前で、エジプ  
トの地から導き出した者である。わたしはヤーウエである。』」

46 以上は、ヤーウエがシナイ山でモーセを通じて、ご自身とイスラ  
結 び  
エルの子らとの間にもうけたおきてと定めと規定である。

(11) 本節にある二つの動詞の語幹は同じ。この二つの動詞は安息の年に地に与えられる権利と義務に適用されて  
いる。すなわち地はその奪われていた安息の年を「もらい受け」、また妨げられていた安息の年をヤーウエに「返  
し渡す」。歴下の著者は、エレミヤが述べるエルサレムの荒廢の間、すなわち「七十年」間(25:11-28)、地は安  
息したとしている(36:1)。「もらい受ける」と同じつづりのもう一つの動詞は「楽しむ」。

(12) これは本章の結びというよりはむしろ「聖性法典」(17-26章)、あるいはレビ記全体(原典はおそらく本  
章をもって終っていたものと思われる。次章注1参照)、あるいは出25章からこの箇所までの結びと考えられる。

## 補遺

27

1

(一) 人身の評価<sup>(2)</sup> ヤーウエはモーセに次のように仰せられた、

2 奉納物の

「イスラエルの子らに告げよ、『人がおまえの<sup>(3)</sup>値積りにしたがって、

3 買いもどし<sup>(1)</sup>

ヤーウエに人身をささげる特別の誓願を立てるときは、おまえの値積りは、二十歳から六十歳までの男に対しては、おまえの値積りを

4 聖所のシエケルで銀五十シエケルとする。もし女であるならば、おまえの値積りは三十

5 シエケルとする。一または五歳から二十歳の間であるならば、男に対してはおまえの値

6 積りを二十シエケル、女に対しては十シエケルとする。一または一か月から五歳の間で

あるならば、男に対してはおまえの値積りを銀五シエケル、女に対してはおまえの値積

7 りを銀三シエケルとする。一もし六十歳以上であるならば、男に対してはおまえの値積り

8 を十五シエケル、女に対しては十シエケルとする。一もしその者が貧しくて、おまえの値

積りに応じることができないならば、その者は司祭の前に立たされる。司祭はその者を

値積る。司祭は誓願者の力にに応じてその者を値積る。

9 (二) 家畜の評価 もしヤーウエに奉献するささげものが家畜であるならば、どの人が

10 ヤーウエに献上しても、そのものはすべて神聖な物となる。一ほかのものをそれに代用し

たり、または良い物を悪い物と、悪いものを良いものと取り替えたりしてはならない。もし家畜と家畜とを取り替えるならば、そのものも、それと取り替えたものも神聖な物となる。一もしそれがヤーウエにささげ物として奉献することのできない汚れた家畜であるならば、その家畜を司祭の前に立たせる。一司祭はその良い悪いに応じて、それを値積る。

13 それはおまえの——司祭の——値積りどおりとなる。一もしその者がそれをせむとも買

【注】(一) 本章はレビ記原典の要旨と用語に合わせてなされた後代の追加で(たとえば17節と25<sup>15</sup>16 27のヨベルに関する箇所を参照せよ。なお注3参照)、誓願によってヤーウエに奉納する人身、家畜、家屋、土地の評価(1-25節)、またういこ(26-27節)ならびに永久にのろわれたもの(28-29)と十分の一の規定(30-33節)についてしている。なおいけにえにされる清い獣(9-10、26<sup>32</sup>10節)、また永久にのろわれた人、家畜、その他の物(28<sup>30</sup>節、注10参照)をのぞいて、上述のささげ物を金で買いかどす方法について規定している。

(2) 神の恵みまたは死の危険からの救いを願って、自分自身あるいは自分の権力下にある者を神にささげることとは当時の慣習であつたらしい(士11<sup>29-40</sup>、サムエル上11<sup>22</sup>を参照)。誓願が目ざす根本的なものは、サムエルの場合のように、神殿奉仕に一生をささげることであつたようである。神にささげられた人を「買いかどす」ための価格の相違は、おそらくその人の労働能力と時間数によるのであろう。神に身をささげる誓願にはナヅル人の誓願があり(民6-7を参照)、これには、終生のもの(士13<sup>17</sup>)と一時的のもの(使21<sup>23-26</sup>)とがあつた。

(3) 「おまえの」意味については5章注11参照。この語は本章では「値積り」とともに二十四回用いられている。28節には冠詞の付いた「値積り」にも用いられているが、これはヘブライ語では普通でない形である。29節(出30<sup>13</sup>参照)から明らかのように、聖所のシエケルは貨幣ではなく、銀の重さの単位であり、そのころ用いられていた取引用のシエケルよりは少し重かつたようである。本章の価格と創37<sup>28</sup>(ヨセフは二十シエケル)ならびに出21<sup>31</sup>(奴隷は三十シエケル)の価格を比較せよ。

もどそうとするならば、おまえの値積りにその五分の一をつけ加えなければならない。<sup>(4)</sup>

14 (三) 家屋の評価 人が自分の家をヤーウエに神聖な物として奉納するときは、司祭は  
15 良い悪いに依じてそれを値積る。それは司祭の値積りどおりとする。もし自分の家を奉  
納した者がそれを買いもどそうとするならば、その者はおまえの値積りの金にその五分  
の一をつけ加えなければならない。そうすれば、それは自分のものとなるであろう。

16 (四) 世襲土地の評価 もし人が相続した畑の一部をヤーウエに奉納するのであれば、お  
まえの値積りはそこにまく種<sup>(6)</sup>に依じてする。すなわち、大麦一ホメルの種がまかれる土  
17 地を銀五十シケルとする。もしその畑をヨベルの年から奉納するのであれば、それは  
18 おまえの値積りどおりとする。もしその畑をヨベルの年の後に奉納するのであれば、司  
祭はヨベルの年までに残っている年の数に依じてその金額を数え、それをおまえの値積  
19 りからさし引く。もし畑を奉納した者がそれをせひとも買ひもどそうとするならば、お  
まえの値積りの金にその五分の一をつけ加えなければならない。そうすれば、それは自  
20 分のものと定まる。もしその畑を買ひもどさず、他人に売るならば、それはもはや買ひ  
21 もどすことができない。その畑は、ヨベルの年に自由になる時、永久にのろわれた畑の  
ように、ヤーウエにささげられた神聖な物となり、司祭の所有となる。<sup>(7)</sup>

22 (五) 購入土地の評価 もし相続した畑の一部ではなく、買った畑をヤーウエに奉納する

23 のであれば、司祭はおまえの値積りをしてヨベルの年までの額を数える。その者はおま  
えの値積りの金をヤーウエにささげる神聖な物として、その日に払わなければならない。<sup>(8)</sup>  
24 ヨベルの年にはその畑は売り主であるその地の相続者に返る。<sup>25</sup> すべておまえの値積りは  
聖所のシケルによって行ない、一シケルを二十ゲラとする。

(4) 奉獻の家畜がもし、他の人に与えられるかまたは売られる場合は、司祭が定める金額をそのまま司祭に渡す  
が、もし奉獻者が自分のためにそれを保つ場合は、司祭が定める金額にその五分の一を付加して渡す。これは、5<sup>14</sup>に  
にあるように、自分が一度ささげたものを取り返すというヤーウエに対するある意味での不敬を償うためであろう。

(5) 直訳では「所有の畑」。22<sup>28</sup>節でも同じく訳した。

(6) ヘブライ語は、30節の「穀物」(直訳では「種」)と同じく収穫量とも解される。畑を奉納する場合、金を  
もってこれに代えられるが、その価格は五十年を畑奉納の最大期間として一ホメルの畑で五十シケルである。一  
ホメルの畑というのが、もし収穫一ホメルの畑をさすのであれば、五十シケルの価格は割合に畑の実価に合った  
ものと言えよう。しかしもしそれが一ホメルまきの畑の意味だとすれば、五十シケルは安すぎる。したがって収  
穫一ホメルの畑の意味に解する方がより正しいと思われるが、24節に即日支払がしるされているところを見るとそ  
うではなく、一ホメルまきの畑の意味らしい。なぜならば、収穫高は年によって異なるので、それをもって五十年  
のため畑の値積りをするのは適当ではない。これに反して、種のまき量は一定しているからである。なおその安値  
な値積りは誓願者自身よりもその家族のことを考えて、かれらがヤーウエにささげた世襲の畑を容易に買ひもどす  
ことができるようにその便宜をはかってなされたものと言えよう。

(7) 永久にのろわれた畑はヤーウエから買ひもどしえないものであって、司祭のものとなる。注10参照。

(8) 金額の即日払いが命じられているのは、25<sup>24</sup>カにのつとって、奉納された畑の本来の所有者に最も近い親  
せきがその奉納畑の買ひもどしをしようとする場合に起こる不都合を避けるためであった。すなわち奉納畑が奉納  
者自身によってヤーウエから買ひもどされない限り、それはヤーウエの手にあるので、第三者がそれを買ひもどす  
のはふさわしい行為とは言えないからである。

26

## 買いもどしに關

(一) ういご 　ただし家畜のういごはういごととしてヤーウエのものであるから、これを奉納することはできない。牛でも羊の類でもそ

## する特別条例

れはヤーウエのものである。もし汚れた家畜であるならば、おまえ

の値積りに応じてあがない、それにその五分の一をつけ加える。しかしもしそれが買いもどされないならば、それはおまえの値積りにしたがって売られる。<sup>(9)</sup>

(二) 永久にのろわれたもの<sup>(10)</sup>

ただし、人が自分のものうちから、永久にのろわれたものとしてヤーウエに渡したものは、人でも家畜でも相続した畑でも、すべてこれを売つたり、買いもどしたりしてはならない。永久にのろわれたものはすべて、ヤーウエに属する最も神聖なものである。またすべて永久にのろわれたものとされた人は、あがなつてはならない。この人は死刑に処する。

<sup>(29)</sup> 地の十分の一は地の穀物にせよ、木の実にせよ、すべてヤーウエのものである。それはヤーウエに属する神聖な物である。もし人がその十分の一の一部を買

## (三) 十分の一

牛または羊の十分の一については、すべて牧者のつえの下を通るものうち、その十

番目がヤーウエにささげる神聖な物となる。<sup>(11)</sup> その良い悪いをしらべたり、取り替えたりしてはならない。もしそれを取り替えたならば、そのものとその取り替えたものとはと

もに、神聖な物となるであろう。それを買いもどすことはできない。』<sup>(11)</sup>

以上は、ヤーウエがシナイ山でイスラエルの子らのために、モーセに与えた命令である。

(9) 出13<sup>34</sup>では、ろばのういごは羊をもってその買いもどしをするか、さもなければその首の骨を折って殺すようになっていた。しかし、レビ記では、ただ金でその買いもどしをすることだけを規定している。

(10) 「永久にのろわれたもの」(ヘブライ語では「ヘレム」、「分離」、「厳禁」の意)は「ヤーウエのための最も神聖なもの」(28節末)であつて、誓願のものよりもさらに神聖であり、したがつて買いもどすことのできないものである(21節参照)。永久にのろわれたものは消滅されないかぎり、司祭または聖所のもとなる(民18<sup>14</sup>、ヨシユア6<sup>24</sup>)。人の場合は殺される(28節、ヨシユア6<sup>21</sup>7<sup>15</sup>)。「永久にのろふこと」は誓願の対象とはなつても(民21<sup>1</sup>参照)、誓願そのものとは異なる。それは、永久にのろわれたものについてする聖書の箇所から明らかのように、大きな罪を犯した人またはそれに関係のある人や物をヤーウエの正義にかなうようにヤーウエに特別に奉納することである。永久にのろわれた物は人々の日常生活または使用から全く永久に遠ざけられる。大きな罪は偶像崇拜であつて、それには個人の場合(出22<sup>19</sup>20<sup>2</sup>)、集団の場合(申13<sup>19</sup>)があり、したがつて永久ののろいにも個人的なもの集団的のものがあつた。なお申7<sup>26</sup>には偶像そのものも永久にのろわれたものとなつてゐる。またイスラエルに敵対した国民の中には国をあげて永久にのろわれた国民もいた(ヨシユア11<sup>20</sup>1<sup>21</sup>、サムエル上15章)。ヤーウエに忠誠を尽さなかつたためになされた永久ののろいについては、士21<sup>8</sup>参照。29節の永久ののろいに類似したものには民35<sup>31</sup>の殺人者に関するおきてがある。29<sup>29</sup>節からみて、自分の権力下にある人または物が重大な罪を犯したり、あるいはそれに関係があつたりした場合には、主人はその人または物をその罪の償いのために永久にのろわれたものとするのができたようである。後には永久ののろいは人に關するかぎり、単に破門を意味するものとなつたように思われる(エズラ10<sup>3</sup>、なお聖パウロの一コリント16<sup>22</sup>、ガラテヤ1<sup>8</sup>にみられるギリシヤ語「アナテマ」参照)。

(11) ユダヤ律法学者は、このおきてはただ前の年に生れた動物にだけ適用されたものと考え、家畜の群れが囲いの入口にいる牧者の前を一列に並んで通るとき、十番目の家畜ごとにしるしがつけられた。

34